

自治体女性行政の比較研究

ONISHI, Sachiyo / EBASHI, Takashi / 江橋, 崇 / 大西, 祥
世

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

98

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

115

(終了ページ / End Page)

213

(発行年 / Year)

2001-03-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006973>

自治体女性行政の比較研究

大西 祥世
江 橋 崇

はじめに

一 調査の目的

二 用語

三 調査対象の選定

四 調査手法

五 視点

第一章 自治としての自治体女性行政の展開

第一節 自治体女性行政の着実な定着と進行

第一項 組織の強化

第二項 職員の増加

第三項 予算の増加

第二節 女性行動計画

第三節 調整権限

第四節 女性センターの活用という手法

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

第五節 外部との連携という手法

第一項 女性団体、NGOとの連携

第二項 自治体相互の連携

第三項 国との連携

①国からの影響

②国への影響

第四項 国際社会との連携

第二章 自治体女性行政の理念の変遷

第一節 基本理念のゆれ

第一項 婦人の福祉の向上

第二項 働く権利の保障

第三項 性別役割分業意識の変革

第四項 総合的な自治体女性行政に向けた意識の高まり

第二節 女性の人権論の変遷

第一項 両性の本質的平等論

第二項 女性の人権論

第三項 男女共同参画論の登場と定着

第四項 女性の人権論の融合

第三節 政策方針決定過程への参画

第一項 審議会

第二項 議会

第三項 公務員

①管理職への登用促進

②自治体のトップへ

第四項 ポジティブ・アクション、クオータ制

第四節 評価（モニタリング）という視点

第一項 審議会による評価

第二項 オンブズパーソンの機能の導入

第五節 女性と平和、国際協力

第一項 女性と平和

第二項 女性と国際協力

第六節 NGOとの連携

第一項 婦人団体からNGOへ

第二項 NGOへの活動支援

①NGO活動の場の提供

②情報の提供

③活動資金助成

④共催・委託事業の実施

第三章 自治体女性行政の新しい試み

第一節 自治体間ネットワークの構築

第二節 マスメディアに対する施策の取組

第三節 男女共同参画社会形成促進行政への動き

第四節 救済―権利の保護―

第一項 労働

第二項 女性に対する暴力

第三項 男女平等オンブズパーソン

第四項 自立支援プログラム

第五節 女性行政の主流化・メインストリーミング

第六節 条例制定―権限の確保―

おわりに

はじめに

一 調査の目的

「自治体女性行政」とは、性差別を解消し、男女平等を推進することを目的とした自治体行政の一分野である。

女性に対する行政の事務としては、国で第二次世界大戦後にGHQの五大改革の一つとして取り組まれた、「婦人の地位向

上」に関わる事務がある。これは、労働省の所掌事務として位置づけられたが、雇用における性差別の解消を通じて婦人の地位向上や男女の形式的平等を目的としていたため、女性行政とは言われていない。そして、雇用の分野だけでなく、地域、学校、家庭など社会のあらゆる分野における男女平等を推進するために、総合的な女性行政⁽¹⁾の誕生が求められるようになったのは一九七五年以降であり、この年の国際婦人年を契機に、国においても、自治体においても、女性行政が発足した。したがって、日本の女性行政は、約四半世紀の歴史を持つことになる。

これまでの女性行政では、国、自治体とも、女性行動計画の策定を通じて行政組織間の連絡調整や、市民に対する教育啓発を中心の課題としてきた。しかし、国では、一九九九年六月の男女共同参画社会基本法の制定、一九九八年に成立した中央省庁等改革基本法（二〇〇一年一月施行）により、内閣府に女性行政に関する総合調整権を持つ男女共同参画局が新設され、また、大きな権限と高い識見を持つメンバーで構成される男女共同参画会議が設置されるなど、実効的なものになることが期待できるようになった。特に、男女共同参画会議は、内閣官房長官、関係する国務大臣、学識経験者を構成員とし、その任務として、①男女共同参画に関する基本方針、総合的な計画等について審議すること、②政府の施策に男女共同参画の視点が反映

されるよう、関係大臣に必要な意見を述べること、③男女共同参画に関して講じられる施策の実施状況を調査し、及び監視すること、とされている。これは、女性行政を、総合調整権をもった行政組織と、それに直結する調査・監視権、意見表明権を有する民間有識者を交えた組織で強力に遂行しようとするものであり、行政システムのあり方としてもこれまでに類をみない画期的なものである。一方、自治体においても、国の動きに影響されていることもあり、男女共同参画に関する条例制定や苦情処理機関の設置、既存の行政機関との連携システムの構築等が積極的に検討されている。

このように今日は、女性行政の一種の変革期といえる。この時期には、新しい施策を検討することも重要であるが、これまで自治体と国が実施してきた女性行政の展開を学び、そこから今後の施策の展望を導き出すことも重要な意義を持つことになる。特に国の女性行政が現実かつ具体的なものに進展する方向性を見せているので、これまで日本の各地域で第一線の施策に取り組んできた自治体の女性行政を知ることが、自治体だけでなく、国の女性行政にとっても有意義であらう。

ところが、自治体及び国の女性行政の経緯については、関係資料の散逸が著しく、以前の実情を知ることが年々困難になりつつある。また、担当者がその時々にならがる自治体の施

策を紹介し課題を抽出して説明する文献はあるが、それらも初期からの資料の検討を経たものとは必ずしも言えず、また担当者⁽³⁾の移動も多いので、どうしても初期の女性行政からの総合的な研究が困難となりがちである。

それでも、これまでの自治体女性行政に関するいくつかの研究は代表的なものととしてとりあげる価値がある。①総理府婦人問題企画推進有識者会議(状況改善委員会)は、一九八八年から一九八九年までの二年間に、都道府県と市(区)町村との連携を中心に女性行政の推進体制について調査を実施し、分析した。⁽²⁾また、一九九二年には都道府県・政令市ならびに人口三〇万人以上の市、特別区、県庁所在地の市を含めて合計一三八の自治体(四七都道府県、一二政令市、六七市、一二特別区)を対象に大規模なアンケート調査を行い、その結果を中心に、自治体における女性問題に関する施策の推進体制の現状と課題を明らかにしている。⁽³⁾これは、自治体女性行政の実態を把握する初めての本格的な資料として、広く活用されてきた。⁽⁴⁾一九九三年に元東京都副知事である金平輝子氏を編者とする研究が公になった。本書は、自治体職員及びN G Oの活動家を中心に執筆者を揃えて、各自治体の具体策を抽出して論じたもので、担当職員の熱意に満ち、同時に資料的価値も高く、今日でも活用できる体系書となっている。③関西圏の政策研究グループ「グ

ループみこし」⁽⁵⁾による一九九四年の研究では、女性政策全般にわたる課題について検討を行っているが、特に自治体女性行政担当者ならではの視点として、女性政策の一つとして重視してきた女性問題講座をとりあげて、主題の設定、運営の方法などに関して経験的に獲得した実践的なノウハウを紹介し、検証している。現場の職員は、これによって多に勇気づけられ、かつ、執務の参考とした。⁽⁶⁾④北京J A Cは、一九九九年に、全国の都道府県、政令市の政策や条例制定の有無などについて大規模なアンケート調査を行いその結果を公表している。⁽⁷⁾これは、自治体女性行政の最も新しい実情が明らかにしているものと言える。⑤上文字学園女子大学の橋本ヒロ子氏による「地方自治体における女性政策の評価指標に関する試論——都道府県・指定都市を中心に——」⁽⁸⁾や「男女平等基本法と国内本部機構」⁽⁹⁾等の一連の研究では、とりわけナショナル・マシーナリーを中心とした女性政策論が、緻密なデータ整理と鋭い分析で展開されていて注目される。⑥すでに五年の歴史を持ち、第五巻まで発行されているが、財団法人横浜市女性協会が編集する女性センター専門誌「女性施設ジャーナル」に掲載された各種の論文は、時宜を得たテーマが設定され、テーマに関する第一線の人々が執筆しており、女性センター職員だけでなくさまざまな領域で活用されている。⑦全国婦人会館協議会による女性関

連施設に関する総合調査がある。⁽¹⁾これは、自治体が設立した女性センターだけでなく、「婦人会館」や「働く女性の家」、「農村婦人の家」も含めて全国規模で実施された包括的な調査をもとに、詳細な分析を行ったものであり、全国の女性関連施設の実態や課題を明らかにしている貴重な資料である。また、これは研究というよりは調査結果の公表そのものであるが、総理府男女共同参画室が毎年発行している『都道府県及び指定都市における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況』がある。

これらの研究は、自治体女性行政の仕組みや施策の実態を解明する上では高く評価することができるし、実際の女性行政の展開にも大きく寄与したといえよう。しかし、これらはその多くが自治体女性行政の実態の把握に力を注ぎ、また基本的な視点がいわば「政策」論であるため、女性行政の持つ法律学的な意義付けは必ずしも十分ではなく、また自治体女性行政を行政の一部として把握して、他の諸行政と共通するものや独自性、特色を検証する作業にも弱点がある。他方、今日の変革期にあつては、女性行政は自らの所掌する計画の策定、予算の編成だけでなく、既存の他の行政分野との再調整が必要となってくる。その際には、あらゆる行政領域において女性行政の視点が浸透することが目的となるのであるから、計画策定や事業実施

において他部局を説得して協力を獲得することが是非とも必要であり、そのために、女性行政の法律学的・行政学的位置づけを明確化することが求められる。残念ながら、これまでの研究業績では、この課題に十分応えることができない。そのために、女性行政の進展が若干足踏みしがちであることも現実と言えよう。

そこで、本研究においては、女性行政に関する各自治体の資料を収集、整理するとともに、担当者や女性行政の関係者への聞き取り調査を実施することを通じて女性行政の歴史を把握し、自治体女性行政のめざしてきたもの、実現したものを中心に検討した。

二 用語

本報告での用語の使用については次のようにしたい。

① 婦人・女性については、原則として「女性」を用い、固有の用語として「婦人」を使用している場合に限り、婦人を使用する。

② 行政の諮問機関として、審議会、協議会、懇話会等があるが、特に断りのない限りこれらを総称して「審議会等」とする。

③ NGOには、国連の協議資格をもつ民間団体だけでなく、広く日本国内の地域で活動する民間団体、非政府組織も含む。

三 調査対象の選定

本研究においては、日本において女性行政に積極的に取り組んできた自治体及び国の機関をとりあげ、その歴史と現状を比較研究することとした。研究する側の能力の限界とこれまでの施策の水準、先進性から、具体的には、調査対象として、積極的な施策を展開してきた北海道地域、首都圏、関西圏、九州北部地域の四地域の都道府県ならびに政令市に特定した。また、これと比較する趣旨で国の女性行政も視野に入れた。自治体の比較研究については、北海道地域については北海道、札幌市、首都圏については埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、関西圏については京都府、京都市、大阪府、大阪市、九州市、北九州市、福岡県、福岡市、北九州市を調査対象とした。国の場合は、女性行政の事業は実質的には各省庁で実施されているが、ここでは専管組織である総理府男女共同参画室とセンター機能を持つ国立婦人教育会館に限定した。また、自治体、国のそれぞれの担当者だけでなく、女性行政の推進に携わってきた審議会委員等関係者に対しても聞き取り調査を行った。

（調査先の詳細については、巻末資料参照）

四 調査手法

まず調査先の担当者に接触し、予備的調査を行った。その際に、自治体女性行政の草創期から現在に至るまでの行動計画及び審議会等の提言、女性センターの基本構想など、自治体女性行政の基礎資料を収集し、各々の時代的背景を念頭に置きながら、比較・分析した。次に、これらの資料分析から抽出した課題を中心に、各自治体で関係者へのヒアリング調査を実施した。ヒアリングでは、過去の経緯、現在の具体的な施策や推進体制のあり方、女性行政の手法、今後の展望等について聞き取り調査を行い、検討した。

五 視点

「女性行政」は、概ね「性差別を解消し、男女平等を実現するための行政」という漠然としたイメージで捉えられており、このままでは調査の視点として明確性に欠ける。ここで注目すべきものは、男女共同参画社会基本法制定に際しての議論である。一九九七年六月に内閣総理大臣から諮問を受けて以来約二年間、男女共同参画審議会は審議を重ねた。その中で、この法律を支える新しい考え方と女性行政に関する伝統的な考え方との衝突がさまざまに議論された。また、同じ時期に、東京都埼玉県などの条例制定の動きが活発になり、市民も巻き込んだ議論が展開された。それでも、従来からの女性行政の理念をど

ここまで生かし、どこを改めるのかが問われた。

第一に、女性行政の対象の範囲が問題とされた。国でいえば、これは省庁制の中での女性行政の位置づけである。新しく誕生したいわば後発の女性行政は、従来から存在する先発の各省庁の所掌と権限の壁によって事実上さまざまな制限の下に置かれていた。その制限を取り外し、女性行政を真に総合的で実効性の高い行政に高めるためには、どうしても「行政」としての側面を直視した研究と議論が必要である。

自治体でいえば、一元的な首長制なので、省庁制のような各組織間の「壁」は低いが、逆に現場の第一線で問題に取り組む機関として、自治体女性行政も、自己の権限や外部との連携において多くの法的な難問を抱えてきたことも事実である。特に最近、住民自治としての女性市民の参画、女性の人権の確保のための救済におけるNGOとの連携、また女性行政の主流化・メインストリーミング等の新しい行政手法が開発され、定着するにつれ、自治としての女性行政のあり方を見直す必要性が高まっている。

第二に、女性行政は、社会のあらゆる分野での女性の地位向上や男女平等を指向し、固定的な性別役割分業意識の克服などを目的とした施策を展開してきた。そして、一九九〇年代には、世界女性会議などの国際会議での最先端の議論を反映して、女

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

性の人権の確保を通じた男女平等の実現を求めるようになった。一九九六年に策定された国の「男女共同参画二〇〇〇年プラン」でもこの流れは踏襲され、「女性の人権が推進・擁護される男女共同参画社会の実現」が基本目標の一つとされた。

ところが、男女共同参画社会基本法の制定過程では、男女共同参画審議会内での議論を集約する段階で、「女性の人権の確保」が目的から外されて「男女の人権」に置き換えられた。そのために、「女性の人権とは何か」が審議会の内外で厳しく議論されるようになった。同審議会が答中を提出する前に実施したパブリック・コメントにおいても、この点について多くの意見が寄せられ、そのほとんどが、女性の人権の確保を法律の目的として明示することを求めるものだった。それだけでなく、社会への女性の参画とは何かについても多く議論された。

ここには、今日、女性行政の転換点といわれる問題が鮮明に浮かびあがっている。「女性の人権」の消長こそ、国と自治体の性差別問題への取組の姿勢、その目的を判断する鍵となるのである。そこで、この調査では、重点的に女性の人権、特に男女共同参画とのかわりについて留意することとした。

この二つの論点を整理すると、大まかに「自治としての女性行政」と「女性の人権」に分けることができる。これらの論点は、基本法の制定過程で突然に浮上したのではなく、日本で

初めて政府により策定された女性行動計画である「国内行動計画」以来、繰り返しとりあげられていた。いわば、それらは女性行政史を支える二本の柱である。そこで、本研究でも、「自治」と「人権」を基本的な視点として考察する。

(1) 「男女平等推進行政」と言い換えることもできるが、性差別に起因する人権侵害を受けているのが圧倒的に女性に多いことから、「女性」行政ということとする。また、単なる施策や政策だけでなく、行政領域の一つとして位置づけられることを明確にするために、「女性」「行政」という。

(2) 総理府婦人問題企画推進有識者会議状況改善委員会「地方公共団体における婦人行政の推進について——都道府県と市(区)町村との連携を中心として——」一九九〇年

(3) 婦人問題企画推進有識者会議状況改善委員会「地方公共団体における女性問題に関する行政の推進体制について——都道府県・指定都市及び特定市(区)における女性問題に関する行政の推進体制の現状と課題——」一九九三年

(4) 金平輝子編「男女協働社会の創造」ぎょうせい一九九四年

(5) 一九八九年に、自治体女性行政の審議会等委員等を歴任している藤枝湯子氏(京都精華大学教員)の呼び掛けにより発足した、大阪府内の女性行政や女性問題講座に関わる自治体職員有志による調査研究グループ。

(6) グループみこし「自治体の女性政策と女性問題講座」学

陽書房一九九四年。グループみこしには、他に、フォーラムの報告書として『フォーラム女性政策と政策・講座・女性セクターの近未来を語る』やアンケート調査を中心にまとめた『女性政策「指標」研究女性問題職員研修プログラム開発報告書』がある。

(7) 一九九五年の第四回世界女性会議の参加者を中心に発足した、北京会議で採択された「北京行動綱領」を国内政策・地域政策に反映させるために活動しているネットワーク。「JAC」とは「Japan Accountability Caucus」の略。全国各地に「地域コーカス」がある。

(8) 北京JAC「全国の行政(都道府県・政令指定都市)における男女共同参画社会実現のための取り組み」一九九九年

(9) 橋本ヒロ子「地方自治体における女性政策の評価指標に関する試論——都道府県・指定都市を中心に——」社会情報論叢第二号四三—七八頁

(10) 橋本ヒロ子「男女平等基本法と国内本部機構」国際女性二一九九—一〇二頁

(11) 全国婦人会館協議会「女性関連施設に関する総合調査一分析編」、同「女性関連施設に関する総合調査二施設概要編」一九九八年。同「女性関連施設に関する総合調査(学習・研修)事業に関する調査報告書」、同「女性関連施設に関する総合調査(学習・研修)事業に関する調査事例集」一九九九年。

第一章 自治としての自治体女性行政の展開

自治体女性行政の誕生から今日までの発展の経緯はすぐ後に詳細に触れるが、いずれにせよ、これは地域の市民とくに女性の要求が誕生させた新しい自治の領域と位置づけることができる。国と自治体で女性行政が誕生した一九七〇年代後半には、同様に公害対策行政、消費者保護行政、文化行政等、地域における市民の生活を守り、それを高めるための市民運動、市民自治に支えられた行政領域が次々と認められていった。その意味で、女性行政の歴史はこれらに共通した新しい行政のあり方を指し示しているといえる。

そこで、今日の自治体女性行政に関する文献ならびにヒアリングを総合して考察し、新しいタイプの行政として、自治体女性行政の歴史を抽出してみたい。

第一節 自治体女性行政の着実な定着と進行

一般的に行政システムの変遷を知るには、その組織、人員、予算、権限の変化に注目するの⁽¹⁾がよい。この二五年の自治体女性行政の領域では、予算、人員とも時が経つにつれて大幅に増加し、組織も強化されたが、権限の強化はやや足踏みしている

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

ことがわかる。

第一項 組織の強化

自治体女性行政の領域では、専管組織の強化が進められてきた。ここでのいう専管組織の強化には、二つの側面がある。一つは、女性行政を担当する組織の格上げである。専管組織は、一九七五年に札幌市、一九七六年に埼玉県、神奈川県、一九七七年に京都府、大阪市、一九七八年に京都市、福岡市、一九七九年に川崎市、福岡県、一九八〇年に大阪府、⁽²⁾一九八一年に横浜市、一九八三年に北九州市で設置された。例外的に、一九五八年の東京都、一九六九年の北海道のように、早い時期に設置された自治体もある。一九七〇年代後半の自治体女性行政発足当初は、「婦人担当」という組織として発足したところが多い。それから、「担当」が課になり、さらに一九八三年には横浜市と川崎市で、一九九〇年には北九州市で、一九九一年には福岡市でそれぞれ部に昇格している。また、女性行政単独の部ではないが、札幌市では一九七六年に青少年婦人部⁽³⁾を、東京都では婦人少年部⁽⁴⁾を設置した。

なお、自治体女性行政は複数の領域にまたがる施策の企画調整を行うので、当初より専管組織は企画局等の企画部門に置かれることが適当とされていた。横浜市では、婦人担当が企画局

に設置された。しかし、当時は婦人教育行政との関連が密接であつたため、一部の自治体では、川崎市や大阪市のように教育委員会に設置された。そうした自治体でも、女性行政に要求される総合性から、教育委員会の組織では施策の展開に限界が生じ、今日では知事部局の組織に変化している。実際には、市民に身近な行政という性格から市民局に位置づけられることが多い。今回の調査先をみると、札幌市、神奈川県、横浜市、川崎市、大阪市、福岡市、北九州市では市民局や県民部に、京都市では文化市民局に、東京都、大阪府では生活文化局や生活文化部に、北海道、埼玉県、福岡県では環境生活部に、京都府では府民労働部に位置づけられている。そのために、施策を実行する力は強くなったが、企画力、特に調整力にはやや課題が残つた。

もう一つは、庁内横断組織の強化である。庁内横断組織はほとんどの自治体で「推進本部」、「幹部会」、「推進員」または「幹事」の三層構造になっている。最も上位に置かれる「推進本部」は、本部門として局長級の職員が果められ、年間に二回程度の会合をもち、予算の策定と計画の進捗管理の報告を受けている。また、審議会等への女性委員登用促進等、特別の課題が庁内に浮上した時に臨時に開催されるときもある。

今回調査したすべての自治体で、遅くとも一九八四年までに、

庁内で自治体女性行政を推進する本部が設置されている。本部のメンバーは、自治体によって構成が異なる。本部は首長と副知事、助役及び局長級の職員で構成されるが、本部長に首長が就任している自治体のうち、当初から首長が就任した自治体として、一九七七年の大阪市、一九七八年の福岡県、一九七九年の大阪府、一九八〇年の福岡市がある。副知事、助役級で出発し首長級に格上げされた自治体は、一九七四年に設置され一九九五年に格上げされた北海道、一九七七年に設置され一九九一年に格上げされた東京都がある。埼玉県では、一九八〇年から担当部長が長に就任していたが、一九九七年に知事を議長とする会議に改編された。さらに、本部長として担当副知事や担当助役が就任する自治体もあり、この事例が多い。例えば、一九七七年の神奈川県、一九七八年の京都市、一九七九年の北九州市、一九八三年の横浜市、一九八四年の札幌市である。

また、京都府では、一九七七年に設置され、課長級の職員で構成されていた「行政連絡会」を一九八九年に副知事が長を務める「推進本部」とした。川崎市では、一九八三年の設置当初の「推進会議」の会長は市長であったが、その後、担当助役に変更されている。

そして、推進本部の下に「幹部会」が設置されている。これは、部長級の職員で構成され、自治体女性行政をより実効的に

推進するため、計画の策定や進行管理について実際に総合的に庁内での調整を行う組織である。女性行政の施策に対する庁内の協力を得るためには、このレベルでの合意がきわめて重要である。

その下に、自治体女性行政の機動的な推進のために、「推進員」または「幹事」が置かれるのが通例である。各部の庶務担当課長級が兼任している自治体が多い。「推進員」や「幹事」は、特に会合を持たなくても、女性行政の担当者と日常的に連絡調整を行っている。

さらに、専管組織が計画した施策を事業化して展開する機関として、女性センターが設置されることが多かった。女性センターは条例で設置されていることから、その設置目的が明確になり、女性行政の事業展開が強固な制度基盤を確立することになる。この種のセンターでは、女性行政や女性学の専門家を、いわゆるプロパー職員として雇用するので、専門家の視点を生かした施策を展開することが可能になった。また、センターには自治体から多くの職員が出向、派遣され、自治体との連携を十分に取しながら事業を展開することになった。これにより、女性行政に関する専門的な知識、経験を有する自治体職員が増加したことになる。女性センターについては、後に詳細に触れることとする。(各自治体の専管組織、庁内推進体制の変遷に

自治体女性行政の比較研究 (大西・江橋)

については、巻末資料編参照)

第二項 職員の増加

自治体女性行政発足当初の担当専任職員は、今回の調査先では平均約七名で構成されていた。また、女性職員が積極的に配置される傾向があった。これは、女性職員の新しい視点で自治体女性行政の施策を組み立てようという試みであった。しかし、当時は、行政内部には幹部職員になりうるような女性の人材が少なかった。それ以前には、行政内部での女性職員の地位が低く、幹部職員への女性の登用が意識されていなかったためである。そこで、それ自体が庁内の女性職員の地位向上施策の一環でもあったが、女性行政担当セクションを立ち上げる際に、女性行政の幹部こそ女性の登用を、という方針が採用され、外部からの人材の登用が必要となった。北海道、福岡県が教職員や福祉職の専門職員を登用し、東京都がジャーナリストの縫田暉子氏を民生局長に、神奈川県がジャーナリストの金森トシエ氏を婦人総合センター館長(参事)に、福岡市が大学教員の植木とみ子氏を女性部長に、北九州市が三隅佳子氏を民生局福祉部婦人対策室長に登用したように、民間から幹部職員に登用されるケースが多かった。そうした状況が幹部の一、二代目と続き、それ以降、ようやく一般事務職の女性が幹部職員として登用さ

法学志林 第九十八卷 第三号

二二六

れるようになった。さらに、一九九〇年代後半では、幹部職員に男性職員が多く登用されるようになった。これは、女性行政担当の適任者として女性職員を特別に意識することが少なくなってきたことと、女性行政への男性の参画が当然視されてきた結果と思われる。

自治体女性行政担当者の数は、時期をおって増加した。特に、女性センターが雇用したプロパー職員はその専門性を生かし、女性行政推進の大きな力になった。

また、自治体職員は二、三年で担当部署が変わるためもあったが、担当職員は直前の担当者の仕事は理解していても、それ以前の担当者が行ってきた女性行政の実状や、女性行政が行政内部にどのように浸透していったのかについてあまり詳しくない。例外的に、女性行政の当初から関与している者が自治体の元職員として現在まで重要な役割を果たしていたり、また自治体女性行政初期の時期に主任クラスで関わった職員が現在では課長クラスになって復帰したりしている例では旧来の経緯を知った上で施策が展開されるが、こういった中では、女性行政は過去の実績をふまえて発展してきたと言ひ難い。上記の事情により、担当者が初期からの内実を聞き伝えて、それにより女性行政が発展している、とはいきれない。むしろ、計画や推進体制など、これまでの蓄積されてきた文書と確立された制

度で、現在まで実績を積み重ねてきたといえるだろう。

〔専任職員の変遷〕

〔単位…人〕

	一九八八年度	一九九九年度（カッコ内は、女性センター等への派遣職員数）
北海道	五	一〇（〇）
札幌市	五	八（二）
埼玉県	一一	一三
東京都	一二	九（一三）
神奈川県	九	一〇 ¹³
横浜市	六	七（五）
川崎市	五	七（二）
京都府	四	六（三）
京都市	三	六（二）
大阪府	九	九（二六）
大阪市	五	七（三八）
福岡県	六	七（二〇）
福岡市	一一	六（二二） ¹¹
北九州市	九	六（七） ¹⁵

（総理府報告書¹⁵ 筆者の聞き取り調査に基づき作成）

第三項 予算の増加

自治体女性行政の予算に関する資料は少なく、また、自治体により女性行政の予算として計上する項目が異なるため、予算の増減の比較には基準となる数値の把握が難しい。総理府が実施している、都道府県、政令市の女性行政に関する調査を調べて検討してみたいと考えたが、少し前までの時期には、報告書では予算が調査項目としてあげられていない場合が多く、時系列的に比較することができなかった。全自治体を比較し、予算の傾向を検討することができるのは、報告書に全国の都道府県、政令市の予算が統一して調査された一九八八年以降に限られる。そこで、調査した自治体の一九八八年度予算と、北京会議直後の一九九六年度の予算について比較を試みた。ほとんどすべての自治体で、予算額が大幅に増加していることがわかる。例えば、北海道では、五五、八六八千円から一〇二、〇八二千円とほぼ倍額になっている。また、東京都では一一〇、三九〇千円から一、五六二、一一〇千円に、大阪府では三六四、〇五七千円から六五八、三七六千円に、福岡県では二七、七四二千円から四六〇、五七〇千円に、政令市では、横浜市では七三九、〇五六千円から一、〇二八、四九四千円に、大阪市では二三、二三九千円から一、八九四、五五四千円に、福岡市では三六六、〇三四千円から四八三、七一四千円になる等、それぞれ増加している。これは、女性センターの設け時などには大幅に予算が拡大することもあるが、着実に予算が増加し、事業が定着して

ている。これは、女性センターの設け時などには大幅に予算が拡大することもあるが、着実に予算が増加し、事業が定着して

(予算額の変遷)

(単位：千円)

	一九八八年度	一九九六年度	一九九九年度
北海道	五五、八六八	一〇二、〇八二	一一〇、三四八 ⁽¹⁾
札幌市	一三六、〇一四	一三三、八三三	一五二、一三六
埼玉県	八二、五一六	一三一、三八九	一二三、九六八
東京都	一一〇、三九〇	一五六六、一一〇	一、三八六、〇八八
神奈川県	一八、八三四 ⁽²⁾	三九七、二二四	三五二、八八七
横浜市	七三九、〇五六	一、〇二八、四九四	九一九、五三四
川崎市	一八、七五三	二六、一八二	三七七、四四三
京都府	四三、〇四八	一七〇、一六八	一五〇、三九二
京都市	八、七六八	三三九、三三八	三四六、二四一
大阪府	三六四、〇五七	六五八、三七六	五六二、七六八
大阪市	二三、二三九	一、八九四、五五四	一、八二二、五八六
福岡県	二七、七四二	四六〇、五七〇	二四一、六一一
福岡市	三六六、〇三四	四八三、七一四	四六〇、四〇八
北九州市	八三、四九六	五〇四、五三四	五〇七、八〇八

(総理府報告書に基づき作成)

いることを示している。

最近の動向を見ると、近年になって、自治体女性行政の領域においても予算額が減少する傾向にある。これは、自治体の財政難によりその財政規模が縮小し、あらゆる事業に対して例外なく一定の予算削減が要請されていることの影響を受けたものである。女性行政の場合は、それでも他の領域に比べると予算の削減率は低く抑えられている。女性行政が、建設や土木行政領域のように、予算の削減に直接抵抗する業界団体の強い圧力が及ばないにもかかわらず、予算が減少していないのは、女性行政の重要性の基本的な認識が揺らいでいないからと言える。

一方、比較的初期の自治体女性行政に溯って予算の変遷を考察できる自治体は、東京都である。東京都は、一九七九年より計画の進行管理を公表しており、その報告書を検証することで予算の傾向を把握することができた。そこで、東京都を例に、一九八〇年、一九九〇年、一九九九年について検証してみたい。全体の予算額は、一九八〇年では六二、七六五千円、一九九〇年では二一四、九六三千円、一九九九年では七〇四、五四五千円となっている。このように、概括的にいえば、予算は当初から一律に右肩上がりで増加してきていた。その内訳は、以下の通りである。

〔東京都の予算額の変遷〕

〔単位：千円〕

	一九八〇年度	一九九〇年度	一九九九年度
啓発	一六、六四六	一四、五五四	六、八一〇
調査研究	五、〇〇〇	二八、二八八	八、五六九
N G O 支援	二、二二六	五九二	一（留団へ委託）
女性センター	一四、〇六三	五二、六〇九	六六三、八四三
海外派遣事業	二四、八四〇	一八、九二〇	一（廃止）
推進体制	一	一	八、八三四
今日的課題への対応 （条例制定等）	一	一	一六、四八九
合計	六二、七六五	二一四、九六三	七〇四、五四五

（東京都行動計画実施細目に基づき作成）⁽²⁰⁾

このように、女性行政では、予算の項目をその時々課題にあわせて柔軟に変化させながらも、着実に事業が取り組まれていることがわかる。

なお、今回は、東京都が公表している計画の進捗状況の報告をもとに女性行政の予算を抽出し、検討したが、これは総理府が毎年次作成している都道府県、政令市の女性行政に関する調査報告書に掲載されている予算の数値と一致しなかった。一九九九年度では、東京都の報告書により試算した予算額は七〇四、

五四五千円であつたが、総理府の報告書に掲載されている女性行政所管の予算額は一、三八二、〇〇八千円である。これは、東京都の予算額は、各局が所管している事業費の集計であり、賃借料等は含まれていないため一致していないのだが、このように単純に比較するだけでは抽出できなかった事項があるように思われる。

また、男女共同参画の事務費について、一九九三年から普通地方交付税の対象になったこともあり、予算の裏付けは得やすくなった。

第二節 女性行動計画

一般に行政では、法律に基づいて行政事務を行うことが原則的に要請されている。そして、都市計画法や土地改良法、環境基本法等多くの法律は、行政機関に対し、法律を実行するための行政計画を策定し、その計画に基づいて行政事務を行うことを義務づけている。このような行政を「計画行政」という。計画行政には、上記のように法律により計画の策定が義務づけられている領域もあるが、法律で規定されていなくても、行政機関が必要に応じて、自主的に各々の施策を実施するために随意的に策定する領域もある。女性行政は後者の例と言えるが、それでも計画は行政の柱として十分に機能してきた。

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

したがって、女性行政を展開する上では、自治体の女性行政に取り組む理念を明らかにし、その理念に基づく施策を組み立てた女性行動計画の策定が重要になる。調査した各自治体を見ると、計画は理念や施策の柱に一貫性を保ちつつも、改定を重ねることに、その内容を充実させてきた。

自治体女性行政の領域で行動計画を策定する契機となつたのは、一九七五年にメキシコシティで開催された国際婦人年世界会議である。同会議では各国が協力して世界行動計画を採択した。また、世界行動計画を実現することを目的として、その後一〇年間の各国の政策の指針とする国内行動計画の策定を求めるとも定まった。

日本では、これに基づき、一九七五年に、政府は閣議決定をもって内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、これを中心として、一九七七年に国の「国内行動計画」を策定した。同計画は、憲法のできる男女平等の原則及び世界行動計画をはじめとする国際文書に基づき、政治、教育、労働、健康、家庭生活等に関して憲法が保障する一切の国民的権利を女性が実際に男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性がともに参加、貢献することが必要であるという基本的考え方⁽²⁾にたっている。また、同計画では、自治体その他の公的機関、民間団体などに対し、国際婦人年の目標

達成のため、それぞれの分野において、行動計画の趣旨に沿った自主的な行動を展開することを期待したが、その具体的な内容については明らかにならなかった。

一九七五年以降、自治体は、国際婦人年等の世界的潮流や国の動きに敏感に反応して自主的に動きはじめた。一九七八年に北海道と東京都で女性行動計画が策定された。神奈川県は、一九七九年から三ヶ年かけて行動計画策定の取組を進めるとともに、同年、長洲一二知事(当時)の新しい政策として女性行政を進展させるための拠点となる女性センターを設立することを考え、その基本構想を策定した。その他の多くの自治体でも、一九七八年以降、計画策定の準備のため、審議会等を設置し、諮問を行っている。その成果として、一九八〇年代前半には、調査したほとんどの自治体で行動計画が出そろった。

今回の調査では、比較的早い時期から女性行政に取り組んでいた自治体を抽出したこともあって、取組時期にばらつきはそれほど見られないが、それでも多少の早い遅いがあり、その背景には首長のリーダーシップの違いがあると考えられる。東京都の美濃部亮吉知事(当時)は、「世界行動計画の趣旨やかねてから都民の方々から都独自の計画をつくるように要望されており、またことにもおこたえできるものと思われ⁽²²⁾」と述べ、神奈川県長の長洲一二知事(当時)は、「一九七五年メキシコシ

ティにおいて全世界から市民の参画をえて、『国際婦人年世界会議』が開催され、世界行動計画が採択され……神奈川県における『婦人総合センター』の建設計画は、その記念行事としての意味合いももっており⁽²³⁾」と述べ、いずれも国際婦人年の世界的な合意を自治体で実現することを強く意識していたことがわかる。

これらの計画は、全国でほぼ同じような、いわば画一的なものとして考えられたのか、あるいは地域の特性を反映した独自性があるのか。各自治体の計画を比較すると、以下の特徴が浮かびあがる。

第一に、地域的な差異であるが、今回調査した自治体の地域間では、全国的に計画の理念に大きな差異はないものの、施策の分野として、九州北部地域では「アジア」、関西圏では「同和」、川崎市では「在日」の女性に対する施策により一層の重点を置き、地域特性に対応した施策を展開している。

第二に、政令市は都市型社会における女性の問題に対する施策を集中的に展開する傾向がある。一方、都道府県では都市型社会と農村型社会双方の観点からの施策が要求されるだけでなく、双方の意識の乖離を縮小するための施策にも力点が置かれる傾向にある。

第三に、時期による変化であるが、初期は地域間に多様な違

いであっても、時期が後になればなるだけ、計画の構成、内容が自治体間で類似する傾向にある。特に、一九八五年のナイロビ会議以降ではその傾向が強くなったように感じられる。

各自治体間には以上のような多様性が見受けられるものの、全体的な印象としてはむしろ地域的な差異は少ないように思われる。男女平等の推進には全国で共通する課題が多いという事情もあるが、国がすでに行動計画を持っていて、自治体が後を追っていること、また、計画策定に関係する外部の有識者や助言者が、各自治体と国との間で共通していたという事情も影響しているように見える。(各自治体の行動計画の変遷については巻末資料編参照)

第三節 調整権限

すべての自治体で、女性行政にかかわる行政内部の調整のため、計画や推進体制を整備している。しかし、以上の動きとは裏腹に、女性行動計画はいわば「計画どまり」であり、具体的な事業の成果に結実しにくい。これは、女性行政担当セクションが、いわゆる調整部局であって、事業の実施部局でないことが一因であると思われる。

省庁制をとる国の行政の場合は、こうした縦割り・割拠制の性格を顕著にみることができる。一九七七年に総理府内に新た

に「婦人室」を設置した際や一九九三年に課クラスの「男女共同参画室」を設置した際には、すでに「女性の地位向上」を所掌事務とし、権限、予算を持っている労働省との間で所掌、権限の調整が難航し、結局、国の男女共同参画室の権限は「連絡調整」限りであって、それは他省庁の具体的な施策の展開に干渉せず、また、万一トラブルになったときには他省庁側の法令解釈を尊重することとなった。こうした現象は、他の行政領域、特に環境行政でも生じている。

他方、首長制によって集権的な構造になっている自治体の場合には、この仕組みを生かし、また、首長のリーダーシップもあってか、国の「連絡調整」よりはやや高い「企画調整」権限、「総合的企画調整」権限をもつ部局を立ち上げることができたが、より高い他部局への指揮を含めた「総合調整」にはなり得ていない。

これをやや詳細に説明すると、自治体女性行政では、発足初期から、女性行政が、事業を行う組織間の連携だけでなく、調整権限も持ち、それを強化することの必要性について意識されていた。特に、各地で、審議会等委員からは、計画の基本理念や事業を実効力あるものとするため、女性行政担当セクションの権限強化を伴った推進体制の整備が強く要請されていた。それを反映して、事務分掌等の行政の権限規定上は、女性行政担

当セクシオンは單なる「連絡調整」ではなく、他部局に影響を与えることができることされる「企画調整」といった権限が与えられた。また、前述したように、首長や助役をトップに据え、局長クラスがメンバーとなる「総合調整」のための庁内推進体制が設置され、女性行政の視点を行政内の全施策に反映させることができる仕組みが整えられた。

しかし、実際には、女性行政担当セクシオンは、各事業担当セクシオンと同等に置かれ、リーダーシップは発揮できなかった。これは、計画の策定だけでなく、計画策定後の進化管理の際も同様である。すなわち、総合調整権が女性行政担当セクシオンまでおいていないために、計画の事業の実施が不十分な場合でも、その充當は行うことができていない。

そこで、自治体女性行政では、この障害を克服するために、担当独自で行うことができる自らの事業でリーダーシップを発揮しようという工夫が見られる。例えば、審議会等委員への女性の登用促進事業である。これは、審議会等委員選挙の際に、各課と女性行政担当セクシオンとの事前協議の制度を設け、女性委員の登用が目標準以上に達するように努力するものである。札幌市、川崎市、京都府、京都市、北九州市で実施されている。

また、計画の進化管理事業も実施されている。これは、計画に計上された事業について、担当課に実績の報告を求めるもの

である。その際、実績を照会するだけでなく、計画の目標達成が不十分な部局に対し、女性行政担当課から積極的に計画を実行するよう働きかけることもある。今回調査した自治体において、進化管理が行われ、進捗状況が把握できるようになった時期は、北海道は一九七九年、札幌市は一九八四年、埼玉県は一九八一年、東京都は一九七九年、神奈川県は一九八九年、横浜市は一九八五年、川崎市は一九九八年、京都府は一九八一年、京都市は一九八三年、大阪府は一九八三年、大阪市は一九八四年、福岡県は一九八六年、福岡市は一九九〇年、北九州市は一九九一年からとなっている。

これらの工夫がなされても、実際は依然として、いわゆる「連絡調整」に近いものとどまっていることが多かった。審議会等の委員登用促進事業では、担当課から「適切な女性の人材がない」といわれたり、特定の職務従事者あるいは団体代表が委員に就任するよう条例や法律等で定められている、いわゆる「充て職」とよばれる委員枠が壁になったり、計画通りに登用が進まないのが現状である。また、計画の進化管理では、各事業担当課が策定する施策そのものや施策の実施手法について、ジェンダーの視点で見直すといった本来の「総合調整」はできていない。しかし、以前よりは調整が可能な度合いは増してきており、最近はこの課題に自治体女性行政の担当者とともに

に真剣に取り組む職員も増えている。

その一方で、自治体女性行政に期待される役割として、実際の事業を行うことよりも、他機関間の連携（ネットワークやコーディネート）が期待されるようになった。特に、女性の人権が侵害され、その権利の保護や救済が求められる場合には顕著である。これまでも、女性行政では、自治体や国の相談機関の間での連携の必要性が指摘されてきた。しかし、行政内部では縦割り意識に阻まれ、十分な連携を取ることができず、外部との場合でも設置主体の違い等による非協力が目立った。その結果、相談者が事例の解決を求めた場合の多くは、相談機関をたらい回しにされ、その解決が困難となっていた。

しかし、最近になって、具体的な事例の解決が可能となるネットワークを立ち上げた自治体がある。例えば、札幌市では、一九九七年に、『女性への暴力』（家庭内暴力）対策関係機関会議⁽²³⁾を設置した。これは、同市内にある、北海道立女性相談援助センター（いわゆる婦人相談所）、北海道警察、札幌市保健福祉局、札幌弁護士会、民間シェルター等一六の機関、組織で構成されるもので、ドメスティック・バイオレンス等の女性に対する暴力へより適切に対応するためのネットワークである。女性に対する暴力に関し、単独の機関や組織では解決が困難な事例について、関係機関の中出により、札幌市女性企画室がそ

の問題の解決に関係する機関間のコーディネートを行い、それらの機関の協力体制のもとで解決に取り組むものである。実際に、一九九九年一月までに、四件の成功した実績があった。関係機関に対するネットワークやコーディネートを通じて、女性行政が持っているジェンダーの視点をあらゆる行政分野において反映させることができる。こういった実質的なネットワーク形成には、女性行政担当セクションの積極的なイニシアティブが期待される。

また、北九州市では、雇用における男女共同参画を推進するために、一九九九年に「北九州女性労働関係機関連絡会議」を発足させた。これは、同市の女性行政推進部が中心となり、北九州商工会議所、福岡県北九州労働福祉事務所、福岡女性少年室、市内の職業安定所、労働基準監督署等と事業連携をしようという試みであり、労働に対する権限のない政令市であるが、こうしたネットワークを通じた問題解決の可能性が高まっている。今後の動きが注目される。

第四節 女性センターの活用という手法

自治体女性行政では、女性センターの活用がその推進の一つの手法となった。日本では、第二次世界大戦以前から、婦人選挙権運動や売春防止対策などの運動を展開する民間の女性団体

が、運動の拠点となる施設を設置していた。戦後にもそうした傾向は続き、女性の政治運動や消費者運動を展開する女性団体が、その活動の拠点として、東京都内で婦選会館や主婦会館を立ち上げて、運動にとって重要な役割を果たしていた。全国各地域においても地域婦人団体等の学習・活動拠点として婦人会館が県庁所在地に設けられ、そうした成果から、女性団体は女性の活動や学習のために公設の拠点を設置するよう政府に要望した。こうした運動によって、一九七七年に文部省が所管する施設として国立婦人教育会館が設立された。

そして、国際婦人年を契機に、女性センターを求める運動は、各自治体にも波及していった。地域の女性団体は、自治体、特に首長に対し、女性市民の学習、交流、情報等の拠点の整備、相談や男女平等推進のための調査研究等の専門機能を備えた女性総合センターの整備を強く要望し、それが大きな原動力となって各地に女性センターが誕生した。そのため、女性センター建設にあたっては、女性の意見を反映させた利用しやすい施設とすることが最も重要視された。

女性センターの歴史⁽²⁶⁾としては、一九八一年以前を前史として理解することができる。この時期には、一九七七年に国立婦人教育会館が開館し、一九八一年に札幌市で札幌市婦人文化センター（一九九二年に札幌市女性センターと改称）が開館した。

このような初期の女性センターでは、それまでの婦人会館にならった女性の学習や交流に重点が置かれた施設という性格を持っていた。また、一九七八年には東京都で都立日比谷図書館の一角に東京都婦人情報コーナー（一九七九年に婦人情報センターと改称）が設置され、女性に関する情報を広く収集し提供したが、これはまだ総合的な女性センターとは言えない。

本格的な女性センターが誕生した第一期のものとして、一九八二年に、神奈川県立婦人総合センター（一九九一年にかながわ女性センターと改称）が設立された。これが、自治体初の公設公営方式による女性総合センターといえる。同センターでは、一九七八年から基本構想をまとめるための準備が始まった。また、同年に「県民の果し」を開催して県民からの意見を探り、一九七九年に基本構想を策定した。基本構想では、センターのイメージとして、婦人の社会参加を促し、社会的・文化的活動を助け、自立を高め、その地位向上をはかるための自主的な運動の拠点としてのセンターを必要とし、創り出し、育て上げるといふように、従来の学習、交流から一歩踏み出す目的を掲げている。⁽²⁷⁾その結果、センターの運営に地域のNGOの参画を得たり、センター独自の研究機能や相談機能に伴う「かけこみ寺」機能ももたせたりするようになった。これ以降に設立された女性センターでは、こういった神奈川県

進事例に影響されて、研究機能や相談機能をセンターの中心的な機能として重視するようになった。

女性センターの第二期は、一九八八年以降である。この時期には、女性の活動に対するセンターの支援、という視点がより一層明確になっている。一九八八年には、横浜市が横浜女性フォーラムを、福岡市が福岡市女性センター・アミカスを設立したことが挙げられる。これらの女性センターでは、女性市民が女性センターを利用するだけでなく、自分たちの活動を立ち上げることが重要な目的の一つとなっている。その結果、センター全体の機能、特にミニコミ誌作成のための設備からセンターの職員の知恵まで活用した、女性の活動への支援が充実していることが特徴である。

こうした経緯を経て、一九九〇年代に入り、自治体は女性センターの設置に重点的に取り組むようになり、先進的なセンターを参考にしながら各地で建設されるようになった。一九九一年には北海道女性プラザ、一九九四年には京都市女性総合センター・ウイングス京都、大阪府立女性総合センター・ドーンセンター、一九九五年には東京ウイメンズプラザ、北九州市立女性センター・ムーブ、一九九六年には京都府総合センター、福岡県女性センター・あすばる、一九九九年に川崎市男女共同参画センター・すくらむ二一が設立され、そして二〇〇二年に

は埼玉県で女性センターの開設が予定されるなど、今日では、調査したすべての自治体で女性センターが女性行政に不可欠な要素として位置づけられている。さらに、横浜市では一九九三年に第二館目のセンター「フォーラムよこはま」を設立し、大阪市では一九九三年に大阪市女性いきいきセンター北部館・クレオ大阪北を設立したのははじめ、これまでに四館⁽²⁸⁾を設立し、現在では第五館目を準備するなど、より一層地域に密着した事業を展開している。

このように女性センターの歴史は、一九八〇年代前半までの、東京都婦人情報センター、神奈川県立かながわ女性センターのようないわゆる公設公営方式⁽²⁹⁾と、一九八〇年代後半での、自治体が出資して財団法人の管理運営による、公設民営方式とに分類することができる。今回の調査事例では、センターの多くが一九九三年以降に設置されており、後者の形態であった。こうした公立民営型のセンターの中で、相対的に早い時期に立ち上げられ、多くの自治体が質の高い見本としたのは、一九八八年に設立された横浜女性フォーラム（横浜市）と福岡市女性センター・アミカス（福岡市）であろう。

現在では、女性センターは自治体女性行政の施策を展開し、地域の男女平等を推進するための総合的な施設として、地域の女性団体だけでなく、企業、学校、市民社会にとっても重要な

役割を持つようになった。

第五節 外部との連携という手法

自治体女性行政の特色として、行政内部との連携だけでなく、外部との連携が顕著に見られる。

第一項 女性団体、NGOとの連携

初期の自治体女性行政では、大きな女性団体を中心に、多くの女性団体からの働きかけが強い影響を与えていた。川崎市では、一九七六年に女性団体による「川崎婦人連絡会」が設置されたことがきっかけとなり、女性行政がスタートした。京都市では、一九七八年に、女性団体から京都市議会に「婦人の地位向上について」と題する請願が提出され、採択されたことにより、専管組織が設置され、女性行政がスタートした。

各自治体の女性行政の発足後は、自治体と女性団体との共催でのイベントを開催したり、審議会等の委員に女性団体の代表を登用したり、女性センターの運営に関与を求める等、連携の仕組みが整えられた。神奈川県では、平等で平和な活力ある社会の創造を目標に、県内すべての女性が連帯することを目的として、県内の女性団体が結集し、一九八二年に「かながわ女性会議」が設立され、それを代表する者は、神奈川県審議会等

の委員やかながわ女性センターの運営協議会の委員に登用されてきた。同会議はさらに、かながわ女性プランを県民として地域に根づかせ実りあるものにするため、活発な活動を展開している。

さらに、一九九〇年代に入ると、民間で公益活動に従事する団体やグループを示すNGOという用語も広く用いられるようになり、特に一九九五年の北京会議以降、「GO（政府機関）」とNGOのパートナーシップ」がそれまでより一層重要視されるようになり、行政の課題としてもより一層強く認識されるようになった。そこで、地域のNGOと協働して自治体女性行政を展開する仕組みを整備する自治体が現われた。大阪府内では、一九八六年に設立された、女性団体の代表者等で構成される「大阪府婦人関係団体会議」（一九九一年に「大阪府女性団体会議」と改称）が、一九九八年に発展的に解消され、規模の大きな女性団体だけでなく、少人数の団体も含め、府内の七四団体で構成される「大阪府男女協働推進連絡会議」が設立された。現在では七九団体・グループが登録している。同会議は、男女協働社会の実現のための民間の団体、グループと大阪府との連携や民間グループ相互の連携を目的とし、年に二回程度の会合を開催している。

第二項 自治体相互の連携

自治体女性行政は、第一項で見たように、地域での男女平等を推進するために、草の根で活動する N G O と協力、協働して発展してきた。さらに、今回調査した都道府県では、各都道府県内の市町村が女性行政に取り組むことを期待してきた。都道府県では地域で直接、市民に身近な事業を実施することが困難なためと言える。しかし、そうした市町村の中には、性別役割分業意識が根強く存在し、女性行政への取組にあまり熱心ではない場合が多かった。そこで、都道府県が管内の市町村の女性行政についての調査を行い、その現状と課題を把握するとともに、女性行政計画の策定や専管組織の設置を求めるとなどを通じて、自治体女性行政のより一層の進展を促すことが多かった。

そうした手法の一つとして、市町村担当者との女性行政連絡会議や自治体女性行政に関する研修の開催がある。北海道では道内市町村との連絡会議は設置していないが、一九九八年より、市町村の担当者を集めて「全道市町村女性行政担当課長会議」を実施している。埼玉県では、一九七九年より、市町村婦人問題担当課長会議、担当者会議を実施している。一九九四年からは、埼玉県内に九二の市町村があることから名づけられた、市町村が主役となった地域づくり促進事業である「埼玉の新しい

九二づくり」の一環としても、市町村の女性行政への取組を支援している。東京都では、一九八三年より、区市町村男女平等施策担当者連絡会議を開催している。神奈川県では、一九八三年より、県・市町村女性行政連絡研究協議会を開催している。大阪府では、一九八〇年より、市町村女性行政所管課長会議を開催している。福岡県では、一九八三年より市町村女性行政主管課長会議及び、一九八六年から市町村女性行政担当職員研修会を実施している。

また、都道府県内市町村とともに、自治体女性行政に関する研究会を開催する自治体もある。代表的なものとして、埼玉県市町村女性行政研究会、京都府市町村女性行政研究会が挙げられる。埼玉県では、研究成果を報告書として広く公表し、市町村が抱える課題やその解決の方策を示している。こうした研究成果は、県内の市町村だけでなく、他の都道府県の市町村からも参考にされているようである。京都府では、一九八九年度から、「市町村女性行政推進補助事業」を実施し、市町村における女性行動計画の策定や推進体制の立ち上げなどに対し、少額ながらも補助事業を行い、一九九五年度からはこれを発展させて、「市町村女性行政研究会」を設置し、女性行政に関する研究を進めるとともに、府内の市町村との連絡会議としても活用している。

こうした取組は、都道府県がリーダーシップをもった連携事例であるが、一方、連携する各々の自治体が対等な関係で連携する事例もある。これについては、第三章で触れることとする。

第三項 国との連携

①国からの影響

これまですでに何度か指摘してきたように、自治体女性行政は国から大きな影響を受けたが、そのポイントは大きく三つあると言えるだろう。

第一に、一九七七年に策定された国の「国内行動計画」である。先に述べたように、この計画が自治体における同様な計画の策定を促したといえる。

第二に、国と自治体の女性行政担当者とともに対象とした、総理府の事業や国立婦人教育会館で実施する研修・交流事業である。総理府では、一九九三年から「女性行政情報」を隔月に発行し、国や各自治体の女性行政に関する最新情報を提供している。また、「全国男女共同参画担当部（課）長会議」を開催するとともに、一九八七年より「婦人問題担当行政ブロック会議」を実施している。これらで得た国からの情報は、自治体の施策に影響を与えていった。

第三に、一九九九年に成立、施行された男女共同参画社会基

本法である。もともと、自治体女性行政は、国際社会や国の影響、さらに地域の女性団体等、女性市民の熱心な働きかけによってはじまった。また、法的な根拠規定がないまま、首長のリーダーシップ、担当者の努力、地域の市民運動などによって、着実に歩んできた。しかし、北京会議前後から自治体の財政難の深刻化によって、女性行政も逆風にさらされて若干揺らいできた感もある。

そういった中で、男女共同参画社会基本法が国会において全会一致で採択された。同法は「地方公共団体の責務」（九条）などで、自治体女性行政の法的根拠を明示し、自治体にその施策実行責任を課し、その重要性を改めて認識したものである。同法は、自治体女性行政そのものやその担当者にとってのいわば強い「追い風」となっているだろう。また、これからの女性行政において取り組むべきいくつかの課題を明示している衆参両院の附帯決議も、自治体女性行政に対して多くの示唆を与えるものであり、今後の展開が注目される。

自治体では、基本法の施行を受けて、同法一四条により義務づけられた都道府県男女共同参画基本計画を策定する作業に取り組んでいる。ただし、二〇〇〇年度に、国の男女共同参画基本計画が策定されることから、国や他の自治体の様子をみているものが多い。

(2) 国への影響

他方で、自治体女性行政が国に影響を与えた部分もある。政府は「国内行動計画」を策定するにあたり、一九七五年九月に「婦人問題企画推進会議」を設置した。同会議には、女性の意見をより反映させるため、委員に女性団体の代表を加えていた。

自治体は、審議会等委員に女性団体の代表を加えたり、女性の公募委員を加えたりするだけでなく、国よりも一歩前に出て市民の意見を具体的に反映させた計画を策定しようと尽力していた。例えば、東京都など一部の自治体が、審議会等が提言を出す前に、「都民会議」といった、提言に女性市民の意見をより反映させるための方法を取っていた。

国は、「男女共同参画二〇〇〇年プラン」の策定過程、特に男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」の一九九六年の提言の作成にあたって、広く市民から意見を募集した。また、男女共同参画社会基本法の策定過程でも、いわゆるパブリック・コメントを募集し、そこに寄せられた市民の意見を実質的に法案に反映させた。これらは、国が自治体の先進的な手法に影響を受けた結果と見られている。

さらに、自治体は「要望書」という形式で、地域に存在する問題の解決のための方策を国に求めている。要望書は、多くの自治体の行動計画に盛り込まれている「国への要望」をもと

に作成されていると思われる。こういった要望書や「女性行政ブロック会議」等により、国は地域の課題を適確に把握し、国の施策に反映していった。

第四項 国際社会との連携

第三項で挙げた点とも関係するが、女性行政は国際会議との関連が密接である。国際会議の成果やそこで使われるようになった新しい言葉が、国や自治体の行動計画などにいち早く採り入れられ、使われるようになった。これには、有識者や「風」を吹きこませたいとする自治体職員が存在が大きい。

すでに指摘したように、自治体が女性行政に取り組み契機となったのは、一九七五年にメキシコシティで開催された第一回世界女性会議である。東京都の婦人問題懇話会は、メキシコ会議で採択された「国際婦人年世界行動計画」で盛り込まれている課題は、今後の地方自治体の施策にとって重要な指針となすべきものを数多く含んでおり、地域性、具体性、迅速性ある施策を実施するには、国だけでなく各自治体が自主的に住民サイドに立った行動計画を策定する必要があると述べている。⁽³²⁾

一九八〇年にコペンハーゲンで開催された第二回世界女性会議は、会議の成果自体が自治体に対して直接に大きな影響を与えた形跡は見られない。しかし、同会議で、当時の駐デンマー

ク大使であった高橋展子氏が、全権大使として女性差別撤廃条約に署名したことは、自治体が女性差別撤廃条約を強く意識するきっかけとなったといえよう。特に、それ以前から計画の中で、「国への要望」として、政府が女性差別撤廃条約を批准するように強く働きかけていた自治体にとっては、きわめて印象深く、また、施策の推進力が増すものであった。

一九八五年にナイロビで開催された第三回世界女性会議では、北九州市のように市民が自発的に参加した自治体もあるが、北海道、札幌市、埼玉県、東京都、神奈川県、川崎市、京都府、京都市、大阪府では、市民派遣団を編成して、政府会議と同時に開催されたNGOフォーラムに派遣した。それだけでなく、ナイロビ会議の成果である「西暦二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を計画に反映させる自治体もあった。それまでも、女性行政では、女性の政策方針決定過程への参加促進が重要視されていた。計画でそれを明記している自治体もあったが、数値目標を示している自治体は少数であった。それが、一九八五年以降に策定された計画ではどの自治体でも数値目標を明示するようになった。審議会等に女性を三〇％登用するよう促進する計画を定めた例もある。ナイロビ会議の影響の大きさがよくわかる。

一九九五年に北京で開催された第四回世界女性会議には今回

調査した全自治体が市民を同会議NGOフォーラムに派遣した。さらに、北京会議で大きなテーマとなった「女性に対する暴力」に関し、NGOフォーラムに参加した女性たちが現地の活発な議論を地域に持ち帰った。その結果、地域の行動計画でセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスといった「女性に対する暴力」への対策を重点項目化するのに大きな役割を果たした。また、札幌市や横浜市などいくつかの自治体では、北京会議に参加した市民を、審議会等の委員として登用するなど、地域の人材として活用している。

また、北京会議が自治体や女性市民に与えた影響が大きかったためか、京都市や大阪府等、二〇〇〇年代の初頭に計画を改定する予定の自治体では、二〇〇〇年六月にニューヨークで開催される「国連女性二〇〇〇年会議」での成果を新計画に反映させることも念頭に置かれているようである。

さらに、自治体女性行政に国際会議の成果を反映させる仕組みとして、自治体が設立した財団法人である地域の「女性協会」がある。横浜市の財団法人横浜市女性協会は、国連経済社会理事会との協議資格をもち、北九州市の財団法人アジア女性交流・研究フォーラムは、国連の政府間会議へNGOとして参加の承認を得ており、職員を国連の会議に派遣し、国際会議での最先端の議論を地域に情報提供している。また、両者ともに、

国連婦人開発基金(ユニフェム)の活動を支援するため、ユニフェム国内委員会の協力・支援事業を主要な事業の一つとして取り組んでいる。⁽³⁹⁾

- (1) 全都道府県、政令市に関する計画策定や専管組織、審議会等の立ち上げについて年表にしたものとして、橋本ヒロ子「地方自治体における女性政策の評価指標に関する試論——都道府県・指定都市を中心に——」社会情報論叢第二号 一九九八年
- (2) 一九七六年に担当窓口を設置しているが、組織の設置は一九八〇年である。
- (3) 一九九二年に「青少年女性部」に改称され、一九九八年からは女性行政単独の部として、「女性企画室」が設置された。
- (4) 一九八〇年に「婦人青少年部」、一九九二年に「女性青少年部」に改称された。
- (5) 二〇〇〇年四月から総務部に移管される。
- (6) 二〇〇〇年四月から生活労働部となる。
- (7) 名称は、各自治体によって異なる場合もある。
- (8) 大阪府の場合は、部長級となる。
- (9) 総理府②四二頁
- (10) 大阪府の場合は、関係課(室)長となる。
- (11) 植木氏は、女性部長の後、市の要職を歴任し、現在では市民局長に就任し、市内の女性職員の地位向上にも大きな役割を果たしている。

自治体女性行政の比較研究(大西・江橋)

割を果たしている。

- (12) 三隅氏は、民間から同市の広聴課長に首任し、その後室長に就任した。
- (13) 神奈川県は、女性センターが県立のため、センターの職員は人権男女共同参画課とは別の所属となる。女性センター所属の県の職員数は二八名である。
- (14) 財団法人福岡市女性協会への出向職員は一名であるが、女性センター・アミカスへの出向職員はその内の八名である。この他に、婦人会館へ三名が出向している。
- (15) 北九州市立女性センター・ムーブへの出向職員は七名であるが、この他に、財団法人アジア女性交流・研究フォーラムへ六名の市職員が出向している。
- (16) 総理府「都道府県及び指定都市における婦人に関する施策の推進状況」一九八八年、同「都道府県及び指定都市における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」一九九九年
- (17) 総理府報告書には七四、四三五千円と記載されているが、これは一九九九年六月の知事選挙を控えた骨格事業のみの当初予算額となっているため、正確な予算額は一一〇、三四八千円となる。
- (18) 一九九六年度、一九九九年度の予算額の類型にあわせると、神奈川県立婦人総合センターの予算として三三三、一四五千円が加わり、合計三五一、九七九千円となる。
- (19) 総理府「都道府県及び指定都市における婦人に関する施策の推進状況」一九八八年、同「都道府県及び指定都市にお

ける女性に関する施策の推進状況」一九九六年、同『都道府県及び指定都市における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況』一九九九年

- (20) 東京都『婦人問題解決のための東京都行動計画昭和五十五年実施細目』一九八〇年、同『男女の平等と共同参加へのときょうプラン平成二年度実施細目』一九九〇年、同『男女が平等に参画するまち東京プラン平成一一年度実施細目』一九九九年

- (21) 総理府①二二三頁

- (22) 東京都③はしがき

- (23) 神奈川県①一頁

- (24) 事前協議制度を設けていない他の自治体でも、女性行政担当職員が他部局に出向いて話し合いを行う等、熱心かつ地道な取り組みが行われている。

- (25) 構成員の内訳は、発足時（一九九七年五月）では札幌市市民局女性企画室男女共同参画課、札幌市女性センター、北海道警察本部、北海道立女性相談援助センター、駆け込みシェルター運営委員会、北海道子どもの虐待防止協会、札幌市保健福祉局総務部保健指導課、同局精神保健福祉センター、同局児童家庭部児童計画課、同局児童福祉総合センター、札幌市都市局住宅部住宅管理課、札幌市教育委員会学校教育部学務課である。その後、一九九八年二月に札幌弁護士会、社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、同年一月に北海道マリッジカウンセリングセンター、一九九九年一〇月より、札幌地方法務局人権擁護部が加入し、現在では

一六の機関、組織で構成されている。

- (26) 財団法人横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル』学陽書房の一号から五号までの各号に掲載されている「座談会」女性施設の一〇〇年史」特集が詳しい。

- (27) 神奈川県④四頁

- (28) 大阪市女性いきいきセンター北部館・クレオ大阪北が一九九三年に、同西部館・クレオ大阪西が一九九四年に、同南部館・クレオ大阪南が一九九六年に、同東部館・クレオ大阪東が一九九八年にオープンしている。設立が予定されている第五館目は、大阪市女性いきいきセンター中央館・クレオ中央である。

- (29) 例外として、札幌市女性センター。一九八一年に設置されたが、男女共同参画の総合拠点施設として、二〇〇三年に移転し、リニューアルして開館する予定である。

- (30) 一九九五年に廃止された。

- (31) 一九九五年に「女性問題担当行政ブロック会議」に、一九九九年に「男女共同参画担当行政ブロック会議」に名称が変更され、今日に至っている。

- (32) 東京都②八頁

- (33) 財団法人横浜市女性協会は、ユニフエム日本国内委員会の事務局を、財団法人アジア女性交流・研究フォーラムは、ユニフエム北九州の事務局を担っている。

第二章 自治体女性行政の理念の変遷

第一節 基本理念のゆれ

自治体女性行政は、法治主義の下、法律に基づいて課題を設定し行う領域とは異なり、直接の法律の根拠を欠くので、女性行政の必要性を差し示すためには明確な基本理念の提示がより一層必要であった。さらに、自治体女性行政が協力関係を結んでいた外部のNGOとの関連では、NGOの側から男女の平等、性差別の撤廃を求める強い希望がまず何よりも基本理念の強調として表れることが多かった。自治体女性行政はこうしたNGOの理念先行型ともいえる行政への要望に対面し、影響され、施策の中心核として常に基本理念を意識するようになった。そして、この理念は、時代、社会、人々の意識の変化によって深化、発展し、今日に至っている。そこで、以下では、自治体女性行政における基本理念の大きな傾向を順次検討してみたい。

第一項 婦人の福祉の向上

女性行政発足以前から自治体の課題として挙げられていたものとして、「婦人の福祉の向上」、「婦人の働く権利の保障」、

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

「婦人教育」などがあった。自治体女性行政では、発足当初、こうした課題別に纏められていた事業を、女性という視点で総合的に展開する方向が指向された。ここではまず、福祉、労働、教育啓発の三点に絞って、従来型の理念を検討し、次いで女性の人権論等の新しい理念を検討したい。

自治体女性行政の初期には、女性行政が総合的な視点に向いていたといっても、実際にはそれまでの福祉を中心とした婦人対策の発想がなお継続され、女性の妊娠・出産に関連した母性の尊重や母子保健、生活保護を中心とした母子家庭の母親や寡婦の保護、売春防止法上の転落防止が施策の柱になっていた。それが、女性の自立や地位向上のためには、「男性は仕事、女性 は家庭」という固定的性別役割分業意識を克服することこそが重要であるという認識が深まるにつれて、意識改善を目的とした教育啓発が女性の働く権利の保障と並んで施策の柱となるようになった。それに伴い、社会教育領域での女性向けの啓発講座の開催、働く女性に対する母性保護や育児・介護支援に重点がおかれるようになった。例えば、一九七二年の東京都婦人関係施策研究会の報告では、婦人関係行政の主要分野として、結婚紹介、家庭相談、母子福祉、婦人相談、老後対策を中心とした「婦人・家庭福祉施策」、母子保健や保育施策を中心とした「母子保健・保育施策」とともに、婦人労働者教育、職業安

定事業、消費者行政施策を中心とした「婦人労働施策」、そして「社会教育行政」が想定されていた。⁽¹⁾

一九八五年に、政府は女性差別撤廃条約の批准のため、男女雇用機会均等法を制定し、国籍法を改正する等、国内法を整備した。自治体では、女性差別撤廃条約の批准と同年に開催されたナイロビ会議の影響を受けて、女性行政の理念が「婦人の福祉の向上」から「女性の地位向上」や「性差別の撤廃を通じた女性の自立の援助」へと重心を移動させた。

そうした基本理念に大きな変化が生じたのは一九九〇年代前半である。一九九三年にウィーンで開催された国連人権会議（ウィーン会議）、一九九四年にカイロで開催された国連人口開発会議（カイロ会議）や北京会議において、「女性の権利は人権である」と繰り返し確認された。また、固定的性別役割分業意識による制度自体の改革こそが女性の人権を保障することであると理解されるようになった。東京都のように一九七八年の段階で、行動計画策定の視点として、家族・世帯を単位として女性の生き方を捉えるのではなく、個人の基本的権利を尊重する、という方針に転換した例もあるが、多くの自治体では、一九九〇年代に転換が行われた。その後も「母性の尊重」は計画の中で重要視されたが、これ以降、女性の福祉だけを発展させた行政から脱却し、女性の「個の尊重」、「自己決定権」を尊重

する行政に展開していったと思われる。そして、一九九四年以降には、「母性の尊重」から「生涯を通じた女性の健康支援」という視点に転換した。また、女性の自己決定権を保障するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという観点が盛り込まれるようになった。従来、「母性の尊重」で目的とされたのは、「健全な次世代を産み育てるための母性」であったのが、一九九四年以降では「女性としての『性』を尊重するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点が加えられるようになったのである。

大阪市では、「母性」という文言についての定義の転換を明確に示している。⁽³⁾それは、女性を、従来のように子どもを産み育てる役割を本来的に持っているものとみなすジェンダーの意識によってとらえることや、元気な子どもを産むことを期待される母としての立場から女性の健康の保持についてとらえることを否定し、一人の人間としての女性の身体に着目し、女性の身体的特徴である「女性性」の生涯を通じた保障が、女性の心と身体を守る上で中心課題であるという視点に立った施策の推進をめざすものである。

なお、自治体女性行政は、高齢の女性、障害者の女性、マイノリティの女性といった、「性」による差別に加えて、いわば二重・三重に差別を受けている女性に対し、特に福祉の面でよ

り一層の配慮をする視点も持っている。このような、特別な支援が必要な女性に対する福祉の重要性は、自治体女性行政の理念の中心が「婦人の福祉の向上」から他の視点に移った今日でもなお強く意識されている。

第二項 働く権利の保障

自治体女性行政の発足以前には、さまざまな婦人労働行政が展開されていたにもかかわらず、雇用における男女の不平等、差別の存在は歴然としており、大きな社会問題となっていた。そこで、新しく発足した自治体女性行政においても、雇用における男女平等を実現することや女性の働く権利を保障することが当然の課題とされた。その当時、女性市民やNGOが自治体に対し、家庭と仕事を両立するための悩みを相談するための労働相談の充実や保育所の整備を強く求めていることが審議会等の提言から推測できる。例えば、大阪市では、女性の労働の実態や労働問題を適切に把握し、解決するための積極的な援助を行う労働に関する機関を設置するように求めている。福岡県では、福岡労働基準局、福岡婦人少年室（当時）など関係機関との連携を図り、婦人労働に関する企画、調整、実施の機能を持つ組織の整備を含め、婦人労働行政の総合的推進等を要望している。しかし、雇用における性差別を是正する施策は、労働省の所

掌するところであった。自治体女性行政がこうした要望に応えることは国の労働行政と重複することとなるので、自治体が労働行政に介入すれば微妙な問題を生む。また、都道府県を中心に、どの自治体内でもすでに地方自治法に規定された事務として労働行政を現場として担っていたので、女性行政担当セクションは同じ自治体の内部でも労働行政担当セクションとの調整を経なければならなかった。

その後、自治体女性行政の視点では、女性が働くためには、こうした課題を克服するだけでなく、労働による女性の精神的、経済的自立や自己実現を達成することを支援する施策も重要であることが認識された。そこで、積極的に雇用における男女平等を促進する施策の必要性がさらに認識されるようになった。横浜市では、市で実施した女性行政に関連する綿密な調査の結果、女性市民の行政に対する最も強い要望が再就職支援事業にあると判断し、一九八八年に設置した横浜女性フォーラムで展開する事業の中心的な企画として、「再就職支援講座ルトラヴァイエ」を設定した。同講座は、今日に至るまで好評を博し、市内外から多くの受講者を集め、また就職状況も好調である。東京都や神奈川県ではさらに進んで、自治体が各種の契約を結ぶ際に女性に対するアフターマティン・アクションを実施する企業を優遇する方針の導入について議論されたが、行政内部で

多くの壁があり、今日まで実現に至っていない。

さらに、雇用形態が多様化する中で、女性を雇用する側の企業への対応だけではない、新たな施策の必要性が生じた。これは、従来にはなかった行政課題なので、女性行政担当セクションがリーダーシップを発揮し、自治体女性行政の事務として扱うようになった。例えば、女性が自ら仕事を創造し、自立するための「女性の起業支援」が施策化されていった。起業支援としては、自治体の融資制度の活用といった経済的な支援だけでなく、実際に会社を設立する際のノウハウ等も提供している。

福岡県、福岡市、北九州市の各女性センターでは、女性起業家養成講座が実施されており、福岡県及び福岡市の女性起業家支援資金融資制度では、これらの講座の修了を利用資格としている。実際に、この制度を利用して、一九九九年年度末までに福岡県で五件、福岡市で九件の起業が実現している。

第三項 性別役割分業意識の変革

また、自治体女性行政では、男女平等を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分業意識の変革が必要であると強く考えられ、その手法として教育啓発が重視された。初期には、女性の地位の向上には女性の自覚の強化が必要とされ、女性に対する教育が一層重要視されて、戦後か

ら取り組まれてきた教育委員会における社会教育の一分野としての婦人教育をさらに充実させた。⁽⁸⁾

しかし、それだけでは社会全体の意識を変えることは困難だとする判断が強まり、自治体女性行政では、小学校、中学校、高等学校における男女平等教育への取組を要求し、教育委員会の関係部局による対応を促した。そして、一九八五年の女性差別撤廃条約批准に前後して、中学校・高等学校における男女の家庭科必修を求めるようになった。

また、学校教育だけでなく、職場、家庭、地域社会での意識の変革を促すために、男性に対する啓発の必要性も認識された。そこで展開されている事業の多くは、例えば神奈川県、福岡県、福岡市、北九州市等のように、男性に対する研修や男性が家庭責任を負う能力を身につけるための料理教室、育児教室、介護教室が中心である。⁽⁹⁾一方、財団法人横浜市女性協会や財団法人大阪府男女協働社会づくり財団は、男性を対象にした、典型的な男性支配の仕事優先社会を見直すような講座を展開している。こうした、社会の意識の変革を促すための教育啓発の重要さは今日でも理念として盛り込まれ、施策が展開され、一定の成果をあげている。一方、近年、自治体が市民の男女平等に関する意識調査を実施すると、男性に比べて女性が不平等であると感じる女性が増加する傾向が見られる。これは、教育啓発が施

策として失敗したのではなく、むしろそれまでの性差別に対して鈍感であった状況から脱して、性差別の実態を自覚できるようになったという発展の結果であり、事業の成果と言うことができる。

さらに、一九九〇年代、特に北京会議以降、教育啓発の目的として、学習することだけではなく、学習した結果を実践することや、学習によって、女性がさまざまな状況を積極的、肯定的に見ることができ、そうした問題の解決に自ら取り組むことができる力をつけるという「エンパワーメント」の重要性が認識され、理念として盛り込まれるようになった。例えば、一九九七年の神奈川県、一九九八年の東京都、一九九九年の横浜市の計画である。そこで、施策としても、従来の婦人教育の枠にとどまらない、女性の具体的なスキルアップや起業家の支援といった事業が盛り込まれている。

第四項 総合的な自治体女性行政に向けた意識の高まり

自治体女性行政は、これまで「福祉」や「労働」といった事業ごとに把握されていた女性を、「女性」として総合的に捉え、その地位を向上させるために発足した。しかし、すでに指摘してきたように、初期の自治体女性行政では、婦人の福祉の向上という性格が強が残っていた。それは、当時の行政用語が「婦

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

人問題」や「婦人対策」であることからみることができる。「対策」として設置された自治体は、例えば、北海道、京都市、福岡市などである。

一方、埼玉県では、一九七八年に婦人問題協議会を設置する際に、それまで生活福祉部で所管していた「婦人福祉対策協議会」との関連について問題となった。そして、女性問題を新しい視点でとらえ、総合的に対応していくためには全く新しい協議会として設置すべきである、とする意見が大勢を占め、「婦人福祉対策協議会」を廃止することになった。⁽¹⁰⁾これは、従来の婦人対策的発想からの脱却を示していると言える。

しかし、「婦人対策」で出発した自治体でも、審議会等から、「対策」ではなく「婦人担当」へ名称を変更するように要望されているところもある。⁽¹¹⁾また、一九八〇年代後半には、「婦人」では「婦」という漢字が固定的な性別役割分業意識を反映していることや男性側の対語がないということで行政用語としてふさわしくない、という理由が提示され、「婦人」から「女性」へ名称を変更するようとの提言が数多く出ている。また、女性行政発足当初から、神奈川県、川崎市のように、「男女共同社会」という理念を掲げている自治体もある。

このように、自治体女性行政の領域では、新たな理念を示す新たな言葉が求められてきたのであるが、さらに、一九九〇年

代からは、「女性」行政からさらに男女の参加を強調した「男女共同参画」行政に名称変更を提案する提言が見受けられるようになる。「男女共同参画」という言葉の発祥は、北九州市が、女性の参加ではなくて、より一掃意思決定過程に関わっていくことを示すものとして「参画」という言葉をつくったのが最初という説や、東京都が提言の中で初めて使用したという説や、国が「男女共同参画型社会」という理念を打ち出したのが最初という説など諸説あるが、概ねこれらは一九八九年前後のことである。これ以降、国では総理府と労働省との所掌事務の関係もあり、「女性の人権」よりも「男女共同参画」という言葉が好んで使われるようになり、言葉だけでなく理念や施策の内容も「女性の人権の保障」から「男女共同参画」に転換しつつある。

自治体でも、「女性行動計画」や「女性政策課」では、男性の理解が得にくく、男性や男性が支配的な企業を巻き込みにくいとの認識を持つようになり、行動計画や専管組織の名称を「男女共同参画」と変更する自治体が現われるようになった。特に一九九九年以降は、男女共同参画社会基本法の施行も影響してか、その傾向はより一層強まっている。しかし、自治体では、理念や施策の内容として「女性の人権の保障」は依然として大きな柱となっている。そして、まだ女性が不利に置かれて

いる状況から、男性も女性も均等に扱う「男女共同参画」ではなく、「女性」という名称のままがよいのではないか、という意見も根強い。

そこで、これまでの自治体女性行政における女性問題や男女平等の認識についてさらに詳細に検討してみたい。

第二節 女性の人権論の変遷

第一項 両性の本質的平等論

戦後に展開されていた女性運動は、男女平等を実現するためには男女尊卑的な思考を排し、女性の権利の拡張が必要だと主張してきた。こうしたいわゆる「女権拡張」論は、一部の女性の支持を得ながらも、抵抗感を覚える男女も多かったといえる。そこで、自治体女性行政発足当初、女性行政の目的や理念は、いわゆる「女権拡張」ではなく、「広く世界の人々の人権尊重と平和をめざす視野の中に捉えられるべき」であるということが確認された。その上で、女性問題の根幹は、まさに性による差別以外の何ものでもないので、「婦人問題の解決を憲法で保障している基本的人権の尊重と両性の本質的平等の具体的実現を図ることにおく」という論調が定着した。⁽¹²⁾

また、男女平等については、ある自治体では、男女平等の達成とは、男女ともその個性と能力を自己の実現と社会全体のた

めに発展させうる平等な権利、機会、責任を持つべきことを意味している⁽¹³⁾とされた。また、別のある自治体では、男女平等社会とは、男女それぞれが、その性別を超えて個人として尊重される社会と定義された⁽¹⁵⁾。

さらに、女性問題は同時に男性問題であるとも広くいわれるようになったが、他面で、「男女平等の社会とは、婦人が『男性化』⁽¹⁷⁾することではない」ことも確認された。

第二項 女性の人権論

自治体女性行政において、「女性の人権」という言葉が頻繁に用いられるようになったのは、一九九三年に開催されたウィーン会議で「女性の権利は人権である」と確認された後である。

それまでも、自治体女性行政は、女性の人権の確保を目的として施策を展開してきた。「性別役割分業意識の克服」、「女性の働く権利の保障」、「女性の健康支援」、「男女平等教育の実践」というように、各々が女性の抱える問題を反映した目的を掲げていた。また、東京都では、一九七八年の計画で、女性という理由だけで男性と差別されている状況は憲法で保障されている基本的人権侵害の問題であると考えられているように、基本的人権の保障や女性問題の解決は憲法により要請されていると

解釈されていた。ただ、これらの事例でいずれも「女性の人権」という固有の人権があることは確認されていなかった。

しかし、一九九三年以降では、「女性の人権の確保」という芯となる言葉を獲得したので、これ以降の計画では、例えば一九九七年の神奈川県、一九九八年の東京都、一九九九年の横浜市では、女性の人権が理念の大きな柱となっている。

さらに、一九九四年のカイロ会議では、女性の生涯にわたる健康に関する権利が「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」として世界的に確認された。一九九五年の北京会議では、女性に対する暴力、特にドメスティック・バイオレンスが女性への人権侵害と確認された。そこで、自治体女性行政でも、女性固有の人権として「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と「女性に対する暴力撤廃」という視点が盛り込まれるようになった。具体的には、調査した各自治体ともこれまでのドメスティック・バイオレンス被害者女性に対する婦人相談所による緊急一時保護の充実を検討し、また特に北海道、札幌市、東京都、神奈川県、横浜市では民間シェルターへ補助を行っている。

第三項 男女共同参画論の登場と定着

女性問題の解決が目的とされながらも、女性だけでなく、男性も巻き込んで男女平等を実現しようという意味を込めてであ

ろうか、自治体女性行政の比較的初期から「男女共同社会の実現」という理念が登場している。川崎市は、一九八五年に策定された第一期行動計画の名称を「川崎市男女共同社会をめざす計画」としている。神奈川県では、女性プランの理念として、「男女共同社会の実現」が盛り込まれていた。

一九九〇年代になると、「男女共同参画」という理念が急速に普及していった。それまでの計画でも、女性の政策方針決定過程への参加が重要視されていたが、それを、その場にいるといった単なる「参加」ではなく、女性も企画立案に関わるようにすると言う意味を込めて、「参画」と言い換えたことが発端である。この「男女共同参画」という言葉を、総理府は、労働省との権限争いを打ち破る「切り札」として、行政文書に多用した。これが、拒否反応が一部に生じていた「男女平等」や「女性の地位向上」という理念を改めるきっかけを求めている自治体に大きな影響を与え、数年のうちに女性行政の最も重要な理念となった。

一方で、北九州市の提言のように、「女性問題が提起するものは、同時に密接な表裏関係にある男性の問題でもあり、男女共同参画社会への取組みを確実にかつ広範囲に展開しようとする次期女性プランにおいては、そのプランの名称に男女共同参画を掲げることが望ましい。市の行政組織名、施設名について

も男女共同参画の視点から検討することを望む」としながらも、「現行名称にまだ意義がある場合にはその名称を継続することを含めて、個別に検討することを期待する」と、理念の全面的な転換については、揺れ動いている例もある。

自治体の女性行政が初期に開発した「男女共同社会」という理念から、「男女共同参画」へ理念を転換した自治体もある。

神奈川県では、女性問題協議会の提言によれば「社会生活の様々な領域における女性の自己決定権の確立と意思決定の場への参画という視点を明確にするため」、大阪市では、「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会確保」という視点を明確にするとともに、国と目指すべき社会の概念を統一することが、より一層女性問題についての理解を得られる」という理由で、男女共同社会から、男女共同参画社会へと理念が転換された。

しかし、川崎市では、「男女共同社会」という言葉が独り歩きし、固定的な性別役割分業であっても、また男性中心の意思決定システムであっても、男女が共同しているにはちがいない、というような主張や議論が時折聞かれたことも事実⁽²¹⁾と、男女共同社会という言葉の問題点を指摘し、そうした誤解や曲解を排するため、新しい計画の名称を「かわさき男女平等推進プラン」とした。

一方、大阪府では「男女協働社会」、東京都では「男女平等

参画」という理念を掲げている。大阪府の「男女協働社会」とは、「ジェンダーに敏感な視点から社会を問い直し、性差別の撤廃に向けた取組を促進することにより、固定的な性別役割分担社会を克服し、男女の自立のもとに、職場、家庭、学校、地域など、あらゆる分野へ男女が対等に参加・参画し相互乗り入れができる社会」と定義されている。東京都では、これまで指向されてきた男女「平等」という目的を明確にするために、「男女『共同』参画」ではなく「男女『平等』参画」という言葉を使うとしている。東京都女性問題協議会報告書では、男女平等参画社会を、①「性別により差別されたり、固定的な役割を強制されたりすることがなく、男女とも人権が尊重される社会」、②「自立した個人として、一人ひとりがその能力を十分に発揮でき、多様な生き方が選択できる、自己決定権の確立された社会」、③「男女が、家族的責任並びに社会的責任とともに担うことによって、あらゆる分野における対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会」と定義し、東京都男女平等参画基本条例では、「男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。」(二条一

号)と定義している。

これらの理念、特に大阪府の「男女協働社会」と「男女共同参画」との理念の違いはなお明確ではない。「男女平等」と「男女平等参画」とあわせて、これらの理念が今後どのように発展するのか、注目される。

第四項 女性の人権論の融合

今日では、自治体女性行政の理念として盛り込まれていた女性の人権論が、男女共同参画論に吸収されている傾向にある。

これを推進している国の場合も、もともと男女共同参画二〇〇〇年プランでは、女性の人権の確保を通じた男女共同参画の実現が盛り込まれていた。しかし、それに続いた男女共同参画社会基本法の制定過程では、「女性の人権」という言葉が消え、「男女の人権」と置き換えられていた。さらに、男女共同参画社会は、「男女平等の実現を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基いて能力を十分に発揮できる機会を保障することも重要な基本理念としている」と定義され、それまで女性に対する性差別を撤廃することで男女平等を実現しようという女性行政の基本理念から距離が置かれた。こうした男女共同参画に至る道筋として用意されたのが、「男女共同参画社会の形成の促進」という概念である。このように、人権論を吸収

して、「形成促進」に切りかえることを関係者は高く評価しているが、その転換の意味するところを理解するにはなおしばらくの時間が必要である。

第三節 政策方針決定過程への参画

第一項 審議会

自治体女性行政では当初から、政策方針決定過程への参画促進が課題として認識されていた。具体的な施策として考えられたのが、自治体の審議会等委員への女性の登用促進である。

初期の自治体女性行政では、具体的な登用促進の数値目標が提示されることはなく、積極的な登用を求める抽象的な文言が見られるだけである。初めて具体的な目標を定めたのは一九七八年の東京都計画であり、そこでは、将来的には女性が半数になることを最終目標にすること、女性委員がいらない委員会をなくすこととした。このように行動計画の中で具体的な数値目標を掲げたのは、一九八〇年の埼玉県の「二〇〇〇程度への引き上げをめざす」、福岡県の「女性が登用されていない審議会をなくす方向で努力するとともに、当面の目標として二〇%」、一九八一年の京都府の「当面二〇%、どの審議会にも一名以上の女性の登用が図られること」、一九八二年の神奈川県「当面三〇%」であった。

その後、ナイロビ会議以降は、ナイロビ将来戦略の目標値である三〇%よりも目標値を高く設定する自治体が増えた。また、計画的に女性の登用を促進するための要綱を設置したり、年次計画を策定したりする自治体が増加した。一九八九年の札幌市、一九九〇年の川崎市、一九九三年の京都市等である。

北京会議以降は、どの自治体でも、女性委員のいない審議会等をなくすように努めることが計画化されている。数値目標としては、北海道は二〇〇七年度までに三〇%、札幌市は二〇〇三年までに三〇%、埼玉県は二〇〇一年度末までに三〇%、東京都は二〇〇〇年度までに三〇%以上、二〇〇五年度までに五〇%、神奈川県は二〇〇〇年度末までに三〇%、横浜市は二〇〇三年度までに三五%、川崎市は二〇〇〇年度までに三〇%、京都府は二〇〇〇年までに三〇%、京都市は二〇〇一年度末までに三〇%、大阪府は二〇〇〇年度末までに二五%、大阪市は二〇〇〇年度までに三〇%、福岡県は二〇〇〇年度までに三〇%、福岡市は二〇〇〇年までに二五%、二〇〇一年までに三五%、北九州市では一九九九年度までに三〇%となっており、概ね三〇%が設定されている。

最近では、審議会等からは東京都や北九州市などで女性委員を四〇%以上登用することを求める提言もある。また、京都市では、二〇〇〇年一月から、審議会等委員に関する女性委員の

クオータ制(割当制)⁽²⁵⁾が導入された。

〔審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱等の目標値の推移〕

	北海道	札幌市	埼玉県	東京都
要綱等の名称	①婦人の政策決定参加促進要綱(一九七八年) ②女性の政策・方針決定参加促進要綱(一九八七年) ③女性の政策・方針決定男女共同参画促進要綱(一九九八年)	①審議会等委員の女性登用促進要綱(一九八九年)	①附属機関等の管理に関する要綱(一九八七年) ②審議会等への女性の登用促進要綱(一九九五年) ③附属機関等の管理に関する要綱、審議会等への女性の登用促進要綱を改正(一九九七年)	①審議会等における女性委員の任用促進について(決定、一九九六年)
目標値	①一九八〇年までに一〇%を上回る ②一九八八年度から一九九七年度までに二〇% ③一九九八年度から二〇〇七年度までに三〇%	①二〇〇三年までに三〇%、最終目標は男女同数とする	①二〇% ②二〇% ③三〇%	①一九九六年度二〇・七% 一九九七年度二二・二% 一九九八年度二二・二%

自治体女性行政の比較研究(大西・江橋)

	神奈川県	横浜市	川崎市
要綱等の名称	①審議会等への女性の参加の推進要綱(一九八三年) ②審議会等委員への女性の登用促進要綱(一九九一年)	①審議会等委員への女性の参加促進要綱(一九八六年) ②審議会等委員への女性の参加促進要綱(一九九五年) ③審議会等委員への女性の参加促進要綱(一九九九年)	①審議会等委員への女性の参加促進要綱(一九九〇年) ②審議会等委員への女性の参加促進要綱(一九九五年)
目標値	①教育、福祉、健康等女性の活動や生活体験が生かされるのが特に望まれる分野三〇%以上、それ以外一〇%以上 ②三〇%以上	①二〇・一五% ②一九九八年までに三〇% ③二〇〇三年度までに三五%以上	①一九九四年度までに二〇% ②一九九六年度までに二〇%以上、女性のいない審議会の解消。一九九八年度までに二五%以上、二〇〇〇年度までに三〇%以上

法学志林 第九十八卷 第三号

京都府	①審議会等への女性委員の登用推進要綱（一九九六年）	※要綱では目標値を規定していないが、プランに目標値をあげている（二〇〇〇年までに三〇％）
京都市	①審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱（一九九三年） ②審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱（二〇〇〇年）	①二〇〇一年度末までに三〇％ ②女性の割合が一〇分の三を下回ってはならない
大阪府	①審議会等への女性委員の登用推進について（企画部長通知、一九八〇年） ②審議会等への女性委員の登用推進について（推進本部決定、一九八八年） ③審議会等への女性委員の登用推進要綱（一九九七年）	①目標値を定めていない ②同上 ③二〇〇〇年度までに二五％
大阪市	※要綱はない	基本計画に目標値をあげている（二〇〇〇年までに三〇％）
福岡県	①審議会等委員への女性の登用推進実施要綱（一九九二年） ②審議会等への女性の登用推進実施要綱（一九九六年）	①一九九五年度末までに三〇％ ②二〇〇〇年までに三〇％
福岡市	※要綱はない	行動計画に目標値をあげている（一九八〇年に一五％、二〇〇〇年に二五％）

第二項 議会

北九州市	①審議会等における女性委員の登用促進について（助役通知、一九九一年） ②審議会等への女性委員の参画促進について（助役通知、一九九八年）	①一九九四年度までに二五％ ②一九九九年度までに三〇％
------	--	--------------------------------

（聞き取り調査に基づき作成）

政治への女性の参画促進、すなわち女性議員を増やす努力は、戦前からの婦人参政権獲得運動から今日に至るまで、運動によって熱心に取り組まれている。自治体女性行政においても女性の政策方針決定過程への参画を重視する立場から、女性議員の増加の重要性を認識していた。他方、議会の自主性への配慮もあり、行政が女性議員の増加のため直接に施策を展開することはできないので、この方向の施策はもっぱら民間の運動に任されてきた。しかし、日本では諸外国に比較して、女性議員の数が著しく低く、戦後初期の水準すら失って、ごく少数にとどまっている。民間では、これが日本における「女性の地位向上」の立ち後れを代表する数値として取り上げられることも多い。そこで、国や自治体は、より一般的で包括的なかたちで女

性の政治参加の向上を促すような数値や資料の紹介を行っている。例えば、東京都では、一九九三年に、四カ国の女性に関する調査を行い、財団法人横浜市女性協会では、国連のデータを基にして外国のあるNGOが作成した『世界の女性一九九八データシート』を翻訳し、一般に提供している。

また、より具体的な施策として、地域のリーダー養成も試みられている。例えば、京都市女性総合センターでは、「女性大学」が開講され、多くの受講者を集めている。また、講座修了生は、地域でボランティアとして活躍したり、講座修了生に与えられる一部の大学への社会人推薦入試応募資格を活用して大学へ入学するなど、活動の幅を広げている。こうした女性たちの今後の活動が期待される。

第三項 公務員

自治体女性行政の発足当初には、特に女性団体や審議会等委員から、行政内部での女性職員の地位向上を求める声が強かった。具体的にはまず、職員の中における女性職員の比率の増大が考えられた。しかし、この課題については、自治体に働く場を求める女性が増え、自治体職員採用試験では、応募比率、合格比率のいずれにおいても女性の割合が向上したので、施策として特に重点的に取り組むことはなくなった。

自治体女性行政の比較研究（大西・江崎）

①管理職への登用促進

これに次いだのが、採用された女性職員の管理職への登用促進である。これは広く社会一般においても、労働への女性差別への取組が、女子雇用率の向上とともに、採用後の処遇における差別の撤廃、特に研修昇進における差別への取組に向いていったことと同じ方向性であり、自治体の内部での研修を受ける機会が女性にも平等に確保され、昇進試験への受験が促されるようになった。しかし、これらの政策は一定の効果をあげたが、働き続けるための育児や介護に対するサポートは少ないため、女性の管理職の登用は進んでいない。先に第一章で述べたように、女性行政担当セクションの立ち上げは、庁内で総合的に女性行政を展開すると言う意味だけでなく、庁内の女性職員の地位向上も目的としていた。実際、例えば、初期の女性行政担当者が庁内女性初の役職として、札幌市では区長に、東京都神奈川県では副知事に、川崎市では局長に、福岡市では局長に、北九州市では部長に、それぞれ昇進している。

また、自治体では女性の管理職への登用促進のため、試験制を導入するなど積極的に取り組んでいるものの、登用率は最も高い東京都で約八%というように低率にとどまっている。そこで、意識調査や研修を通じて職員の意識の向上に努めているが、特に男性職員の意識の変革は進んでおらず、まだまだ十分とは

言えない。

②自治体のトップへ

また、女性の地位向上の象徴として、副知事や助役への女性の登用が審議会等で提案され、実際に、一九九一年に東京都副知事に金平輝子氏が登用されたことをはじめとして、いくつかの自治体で任命されるようになった。近年、首長が、選挙公約として副知事、助役への女性の登用を盛り込むことが多くなった。

副知事、助役に行政職員を登用したのは、神奈川県が室谷千英氏を、福岡県が稗田慶子氏を登用した事例がある。また、外部から登用した事例は、埼玉県が総理府から坂東眞理子氏を登用し、その後任として外務省から齊賀富美子氏を登用した。横浜市では、元労働省職員の藤井紀代子氏を登用した。

また、福岡県の稗田副知事が中心となって、一九九九年には初の「女性副知事サミット」が福岡市内で開催された。

これに引き換え、自治体の首長への就任は困難が多く、一般市においてすら女性市長の誕生が極めて珍しい事例として報道される状態が続いた。こうした自治体のトップへの女性の就任の課題は、二一世紀に持ち越されるというのが一般的な見方で、停滞が話題にはなりつつも行政の課題とはならなかった。しかし、一九九九年に自らのセクシュアル・ハラスメント問題が原

因となって大阪府の横山ノック知事が辞任し、その後に行われた知事選挙で太田房江氏が当選し、女性初の知事が誕生した。今後は、女性の首長が増加することも予想される。

第四項 ポジティブ・アクション、クオータ制

第一項でも述べたが、女性行政の領域では審議会委員等への女性の登用を促進するため、審議会委員選挙時におけるポジティブ・アクションの導入が主張されることがあった。これまでも女性運動団体から強い要望があったものの、実際の導入は困難とされ、一部に憲法上の難点も指摘する声もあり、実現に至らなかった。しかし、一九九七年に国の男女共同参画審議会設置法三条二項で、同審議会の委員比率を「男女のいづれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない」と定め、また男女共同参画社会基本法でも二条二項で同様に定められるなど、こうしたポジティブ・アクションまたはクオータ制の導入においても、国の施策が先行した。そしてこれを契機に、本格的に検討する自治体が現われた。

例えば、京都市では、女性委員のいない審議会等の解消や第二次京都市女性行動計画の計画期間終了時である二〇〇一年度末までに女性委員の割合を三〇%にすることをめざし、「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」が策定され、

二〇〇〇年一月より実施されている。これは、行政委員会を除く各審議会等の委員に占める女性の割合が原則として十分の三を下回ってはならないとし、文化市民局長に対して女性委員の登用状況に関する文書を公表することを求めたものである。また、一九九九年から北海道で審議会等委員へのクォータ制を含めた男女共同参画基本条例の検討が始められたが、割当率などはこれまでのところ不明である。さらに、東京都では男女平等参画基本条例で、男女平等参画審議会等の委員について、「男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない」(二六条)と規定し、国と同様、割当率が四割というクォータ制の導入について表明している。

第四節 評価(モニタリング)という視点

第一項 審議会による評価

自治体女性行政では、発足当初からその実効性を確保するために、計画に盛り込まれた施策の実施状況を評価(モニタリング)することの必要性が意識されていた。その手法の一つとして、計画の進捗管理がある。そのために、施策の数値目標や進捗状況を確認するための指標が設定された。東京都では、一九七八年の行動計画で、計画事業を優先して実施すべき時期ごとにABC Dと区分し、毎年の進捗状況を把握するという手法を

取った。この手法は全国の自治体に影響を与え、ほとんどの自治体がこの方法を用いて計画の進捗管理を行っている。

また、評価にあたっては、庁内のみで行うのではなく、市民や地域のNGOとともに行うことの重要性が指摘されてきた。それは、行政に女性が参画することを促すことと、計画が住民特に女性のニーズと符合しているかどうかが重要視されたからと思われる。

そして、進捗管理や評価を行う機関としては、第一に、女性行政の審議会等が想定された。審議会等は、次期計画策定に対する提言を行う際に、一種の評価として、現行の計画の問題点を把握するよう努めた。特に、川崎市や福岡市では審議会等が次期の実施計画への提言をする際に現行の計画に関する評価を行い、さらに計画の実行が不十分な場合は、独自に事業部門の施策の点検を行った³⁹⁾。

第二項 オンブズパーソンの機能の導入

審議会等にオンブズパーソンの機能を付与し、勧告できるような機関の創設を構想する自治体もある。もともとオンブズパーソンという制度は、市民からの行政に対する個別具体的な苦情の中立てを契機に、行政のあり方を調査し、構造的な問題がある場合にはそれを改善する意見を表明するシステムである

が、自治体女性行政の領域では、通常、この機能の後半部分が強調され、市民からの苦情申立てを抜きにいわば行政監察を行うことがオンブズパーソンの機能の活用と理解されがちである。⁽³²⁾

東京都では、「計画を実質的に推進し、また都政のあらゆる面での男女平等の実態の改善を促す専門機関としての男女平等委員会の設置」、⁽³²⁾「東京都女性問題協議会報告書」では、「評価・点検を行い監視機能を持つ第三者機関として、フォローアップ委員会を設置する必要がある」とした。⁽³³⁾神奈川県では、「定期的な情報収集と目標に照らした適確な評価活動が必要であり、市民によるモニターやオンブズパーソンを配置するとともに、市民参加による常設の調査・評価機関を設置するなど、積極的な外部評価を行う」という提言を受け、女性プランでは「プランの実効性を確保するため、女性の地位指標など客観的な指標にもとづきプランの検証と進捗管理をはかるとともに、県民参加によるプラン推進のためのオンブズパーソン機能の充実を進める」とした。⁽³⁵⁾

大阪府では、「女性施策に関する情報を積極的に提供するとともに、行動計画の進捗状況の評価及び改善等について意見を得るためのより効果的なシステムとして、男女平等オンブズパーソンなど点検機構の検討を行う必要がある」という提言を受け、「事業実施計画、実績報告を毎年度公表するなど女性施

策に関する情報を積極的に提供するとともに、行動計画の進捗状況の評価及び改善等について意見を得るためのより効果的なシステムについて、検討を行う」とした。⁽³⁴⁾京都市では、「女性関係施策の是正や改善を勧告できる機関（たとえば『男女平等オンブズマン』）の設置について検討されたい」という提言を受け、「第二次行動計画」の推進に当たったの意見・助言などを受け、取組状況や問題点を点検するとともに、女性関係施策の是正や改善などを勧告できるような制度（たとえば『男女平等オンブズマン』など、今後の施策のあり方も含めて広く検討を加え」とした。⁽³⁹⁾いずれも、モニターやフォローアップとオンブズパーソン機能の区別がつかない。

一方、福岡県では、「女性行政を強力に推進するためのお目付け役として、この（オンブズマン・筆者注）制度を取り入れることが検討されなければなりません。育児休業制度が本来に必要な人に利用されているか、さまざまな福祉対策が弾力的、機能的に運用されているか、性差別を助長するような表現がマスメディアに使われていないかなど、広く女性問題全般について県民の訴えを聞き、素早く行動して問題を解決していく制度の存在は県民の強い味方になることでしょう」という提言があった。⁽⁴⁰⁾北九州市の提言では、「自己評価に止まらない客観的な監視、評価システムの導入を検討することが大切である。併

せて、男女共同参画の施策や民間の取組等について、オンブズパーソンの視点から苦情処理や評価、問題点の指摘等を行うシステムの検討が望まれる」とされた。⁽¹⁾「県民の訴えをきき」あるいは「苦情処理」という表現に、本格的なオンブズパーソン機能への期待が示されている。

さらに、近年になって、埼玉県や川崎市では、市民の苦情の申立てを契機として施策の是非を検討する、本来的なオンブズパーソン制度づくりが構想されている。

また、県政・市政全般への評価機関として、女性の市民モニターを独自に設置する自治体もある。例えば、北九州市は、一九八七年に「北九州ミズ二一委員会」を設置し、委員会の提言を市政に直接反映させている。大阪市は、一九九四年に「ウィメンズパネル」を設置したが、これは市政一般の中からテーマを決定し、二年間の検討を経て、提言を行うものである。

しかし、行政を評価する機関が存在しないことは行政一般に言えることでもあるが、今回調査した自治体の中で女性行政の評価機関を設置した自治体はなかった。神奈川県では、女性行政の進捗状況を評価する取組を進めており、今後が期待される。ただし、自治体女性行政のように施策の効果が明確に現れにくい行政領域を数値等で評価する手法の是非については検討される余地があるだろう。

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

第五節 女性と平和、国際協力

第一項 女性と平和

自治体女性行政では、当初から「平和は、女性の平等・発展のための大前提であると同時に、男女の平等、社会の発展がなくては世界の平和はあり得ない」という理念を掲げていた。世界女性会議の目的も、「平等・開発・平和への行動」であり、男女平等と平和とは密接に関連があることがわかる。さらに、「女性が国際的視野に立って、諸外国との交流を活発に展開し相互理解と友好親善に努めることは婦人問題の解決にとどまらず世界平和にもつながっていくものである」とされ、女性の海外派遣事業が積極的に展開され、各自治体で友好都市への訪問が活発に行われた。ナイロビ会議へも、札幌市や神奈川県など、女性市民を派遣する自治体があった。

しかし、この理念に関しては、具体化する施策の実例は乏しい。民間では、二〇世紀の戦争被害が女性に集中したことや、武力紛争下における女性に対する暴力が多発したことを問題とするNGOの活動が活発であるが、自治体としてこれらの運動に便宜を提供することはあっても、自らこの問題に積極的に取り組む事例は見当たらない。なお、大阪府などでは、慰安婦問題等への啓発事業が取り組まれている。しかし、これらは自治体

女性行政よりはむしろ、自治体人権行政、自治体平和行政の主な課題とされていた。

第二項 女性と国際協力

自治体女性行政では、地域の女性と外国の女性との単なる国際交流を通じて女性の地位向上や世界平和の希求という目的を発展的に解消し、国際協力活動に女性の視点、ジェンダーの視点を反映させること、すなわちWIDやGADの推進を通じて世界的な男女平等の実現を視野に入れるようになった。こうした理念の転換には、一九八九年に冷戦が終結し、世界平和の希求という目的が徐々に薄れ、むしろ地域に住む開発途上国出身の女性が来日してきた背景を考えたり、地球環境課題への対応が求められたりするようになったという背景がある。

また、国の男女共同参画二〇〇〇年プランでも、四つの基本目標の一つとして、『地球社会の『平等・開発・平和』への貢献』が盛り込まれ、日本の政府開発援助を女性の視点から見直し、援助対象国の女性の地位向上を目的とする事業を展開すべきことが強調された。さらに、一九九九年の男女共同参画社会基本法七条、一九条でも政府が国際的協調に取り組むことが女性行政の課題として明記された。このように、国のレベルでは女性行政と国際協力との密接な関連の重要性が認識されている。

一九九五年には、調査したすべての自治体で市民を北京会議のNGOフォーラムに派遣する事業を行い、世界各地の女性が抱える問題に対する理解を深め、国際協力、国際貢献の必要性が自治体の課題としてより一層認識されるようになった。しかし、その後、自治体は行財政危機に直面し、この種の海外派遣事業は縮小、休止、廃止に追い込まれることが少なくない。北京会議に次いでニューヨークで開催された「女性二〇〇〇年会議」では、NGOフォーラムが開催されないこともあり、一般的に、市民の関心やそれに参加しようという熱意はうすれ、自治体も女性行政における国際協力の施策を再活性化するきっかけを見出し得ていない。

そうした中で、北九州市においては、アジア地域の女性の地位向上に対する事業を積極的に継続しており、例えばJICAが行う開発途上国の女性公務員を対象にした「女性の地位向上のための行政官セミナー」コース、また、公務員にNGOや研究者を含めた「環境と開発と女性セミナー」コースを委託され、実施している。北九州市は、自治体国際政策全般においても先進都市であり、担当課との連携を受けて、今日の自治体女性行政においても国際性を持続けている。

第六節 NGOとの連携

第一項 婦人団体からNGOへ

どの自治体においても、地域の女性市民グループの支援が施策の重要な柱となっていた。これは、先に述べたように、地域の女性の要求によって自治体女性行政が誕生したという経緯とも密接に関連すると思われる。

自治体女性行政発足後は、計画を行政だけでなく市民レベルで実行するため、NGOの力が期待された。また、一九七〇年代以降の市民自治や住民参加を求める市民運動の高揚にも影響され、NGOとの連携が重視された。

NGOと行政の連携の典型的な事例としては、地域で活動しているNGO、市民グループの把握、ネットワーク化がある。ネットワークには、行政とNGOの単なる意見交換会的性格のものから、草の根の意見を実質的に行政に反映させる性格のものまでさまざまなものである。自治体女性行政では、後者の性格のネットワークを行政が設けることの重要性が繰り返し指摘された。例えば、神奈川県では、一九八二年に県内の女性団体が集合して、「かながわ女性会議」が設立された。福岡市や北九州市では、各区ごとに地域の女性団体が結果して、福岡市では「女性協議会」、北九州市では「女性会議」が設立された。さらに、北九州市では、全市的に「北九州女性団体連絡協議会」を設立し、事業に対する活動支援を行っている。大阪府では、府

内のNGOとの連絡会議として、一九九八年に「大阪府男女協働推進連絡会議」を設立し、定期的な会議を持っている。こうしたNGOネットワークを構築することは、歴史のある規模の大きな団体だけではなく、新たに立ちあがった小さな団体やグループのエンパワメントに大きく貢献するが、一方で、一部の女性団体が大きな力を持ち、そのグループの意見が強く主張されて、他の小さな規模のグループの声を幅広く集めることが困難になるという弊害が生じる危険性もある。そのため、ネットワーク設立の際には、そういったことのないよう、メンバーになる団体の条件を緩やかにするといった仕組みを格備するなど、適切な配慮がなされている。

第二項 NGOへの活動支援

NGOへ情報や活動の場、事業資金を提供するといった活動支援事業を通じて、地域における男女平等の実現をめざすものもある。こうした事業の中心は女性センターが担っている。

① NGO活動の場の提供

女性センターが地域で活動する女性団体の拠点として設置されたことから明らかにように、自治体はセンターを通じてNGOに活動の場を提供してきた。そうした経緯は、庁内あるいは女性センターに地域の女性団体の事務局を設置している自治

体があることから推察できる。庁内に事務局を置くものとして、例えば、京都市の「京都市男女共同参画市民会議運営委員会」、福岡市の「福岡市七区女性協議会」がある。また、女性センターに事務局を置くものとして、神奈川県「かながわ女性会議」がある。

それだけではなく、女性センターの講座の受講等、女性センターを利用した女性たちが、センターを活動の拠点として新たにグループを立ち上げる事例が各地で見られる。そうしたNGOのために、東京都、京都府、大阪府、大阪市、福岡県、福岡市、北九州市の女性センターでは、登録制でロッカーやメールボックスをNGOに貸し出し、利便性を高めている。また、手軽にミニコミ誌を発行したりビデオを複製・編集したりできるように、工房機能を備えているものも多い。

②情報の提供

女性センターでは、女性学に関する最新の資料や女性団体の諸資料を収集し、また、それらの貸出やレファレンスサービスを通じて、NGOに情報を広く提供している。大阪府立女性総合センターでは、これを「情報相談」と位置づけ、市民の要望に適切に対応するよう心がけている。これによりNGOは活動のヒントを得たり、他のNGOの動向を知ったりするなど、活用している。

この点では、早期に女性センターを立ち上げた自治体が先行しており、特に図書資料に関しては、東京ウィメンズプラザでは四万五千冊、かながわ女性センターでは九万冊の蔵書を市民に公開している。

さらに、地域のNGO活動の情報を積極的に収集し、そうしたNGOが発行したミニコミ誌を公開したり、センターのニューズレターで紹介したりしているセンターも多い。

近年では、ホームページを立ち上げ、インターネットでの情報提供を展開する自治体も多い。特に、東京ウィメンズプラザや大阪府立女性総合センターでは、ホームページの内容が充実しており、広く活用されている。

また、女性センターでは、独自に調査研究事業を行い、その成果を広く提供している。こうした研究事業には、センターの職員が主に行うものと、外部から研究員を招いて行うものがある。センターの職員が主に行う研究の成果には、神奈川県立かながわ女性センターによる「セクシュアル・ハラスメント事例収集結果報告書」、財団法人横浜市女性協会による「フォーラムブック」やニューズレター「海外女性情報」の編集等がある。また、一九九九年九月にオープンした川崎市男女共同参画センターでも、ジェンダー政策指標に関する研究が行われている。一方、外部から研究員を招いて行う研究の成果には、財団法人

東京女性財団による、諸外国のアフターマティブ・アクション法制に関する研究や性差意識、夫婦の財産面での共同性、男性の自立、生殖医療に関する研究等があり、また財団法人福岡県女性財団による農業に従事する女性に関する調査研究等がある。

③活動資金助成

NGOが活動の場やさまざまな情報を得ても、実際に活動をする資金が不足している場合が多い。そこで、自治体女性行政では女性の活動に対する資金助成の必要性を認識し、施策化してきた。これには、地域の女性の活動促進という意味と、行政が直接行うべき性格の強い課題に代行的に取り組んでいるNGOへの支援という意味がある。後者は、当初は活動助成だったものの、今日では単なる助成にとどまらず、行政との協働事業として位置づけられている。例えば、ドメスティック・バイオレンスの被害者のためのシェルターを運営するNGOへの助成等がある。

今回の調査先の中で、NGOから事業を公募し、助成を行っている女性センターは、札幌市、東京都、横浜市、川崎市、大阪府、福岡県、福岡市、北九州市である。さらに、横浜市ではすでにグループとなっているNGOの支援だけでなく、働く女性たちの新たなネットワークづくりへの支援事業として「MMクラブ二」を展開している。

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

また、支援の対象となったNGOの中心メンバーが、地域の人材として活用され、審議会委員等に登用されることも多い。

他方、NGOの活動に対してだけではなく、自主的な研究事業に対する支援も活発に行われている。東京都では、財団法人東京女性財団が「自主活動自主研究助成事業」を行い、都内を拠点として活動するNGOや個人から事業を募集し、事業費の一部に対する助成を行い、その成果を報告書にまとめ、広く公表している。これまでの研究として、都内にある女性センターについての比較や、買春男性に対する意識調査、ノルウェーの男女平等教育テキストの翻訳などが行われるなど、さまざまなテーマの研究が取り組まれ、その成果が高く評価されるとともに広く活用されている。こうした東京女性財団の研究助成事業は、事業費の規模が他のセンターの事業に比べて大きいことや、助成の対象としてNGOだけでなく、個人や共同研究形式による事業にも拡大していることが特色である。

福岡県女性総合センター、福岡市女性センター、北九州市立女性センターでも、NGOに対する研究支援事業に取り組まれている。これらは、事業費だけでなく、センターの職員の支援も得ながら研究を行い、報告書を作成し、広く公表されている。特に、北九州市では、NGOが自由にテーマを設定し事業に応募するのではなく、女性センターが大きな研究テーマを設定

し、それに関して事業を募集する方法を採用している。例えば、一九九八年度には「女性と教育」、「女性と労働」の二分野がテーマとして設定され、三グループが支援の対象となった。

④ 共催・委託事業の実施

さまざまな支援体制が整備されていても、NGOが独力で活動をしたり、自らの活動を拡充していくことは困難であった。そこで、行政や女性センターがNGOと事業を共催することで、NGOの活動を市民に広報するきっかけを得ることができた。例えば、大阪府、福岡市、北九州市の女性センターでは、NGOとの共催制度を導入し、NGOからの共催を希望する申出があると、企画はNGOが行い、広報費用、一時保育費用、開催場所をセンターが負担するという手法を取り入れている。

- (1) 東京都①二七―三七頁
- (2) 東京都③三頁
- (3) 大阪市③四四頁
- (4) 大阪府①三一頁
- (5) 福岡県①五〇頁
- (6) 東京都④七二頁、神奈川県③四八頁
- (7) 北九州市では、独自の女性起業家支援資金融資制度を設けている。
- (8) 京都府が実施した意識調査では、行政施策に対して最も

多くの女性が望んでいることは「婦人のための社会教育」であるという結果が出た（京都府①一六頁）。
横浜市では、財団法人横浜市女性協会の事業として同様の事業が行われている。

- (10) 埼玉県②三〇〇頁
- (11) 京都市①七六頁
- (12) 神奈川県②二頁
- (13) 埼玉県①二頁
- (14) 北海道①四頁
- (15) 東京都⑥四頁
- (16) 福岡市①一頁
- (17) 北九州市①六頁
- (18) 北九州市②四七頁
- (19) 神奈川県④七頁
- (20) 大阪府②一二頁
- (21) 川崎市①四頁
- (22) 大阪府③一一頁
- (23) 東京都⑨五頁
- (24) 総理府③六頁
- (25) 審議会等委員への女性委員のクォータ制については、北海道でもその導入が検討されている。
- (26) 東京都「女性に関する国際比較調査」一九九四年
- (27) 金平氏は、一九八五年に東京都を退職し、一九九一年―一九九五年まで東京都の副知事を務めた。
- (28) 一九九五年に就任。一九九九年再任。

- (29) 一九九八年に就任。
- (30) 例えば、川崎市女性問題協議会『審議会等委員への女性の参加促進について（提言）』一九九九年、同男女平等推進協議会『審議会等委員への女性の参加促進について』一九九五年。福岡市福岡市女性の地位向上推進懇話会『提言——審議会等委員への女性の登用促進について』一九九〇年。これらの審議会等では、提言をまとめる際に、市の関係局長へのヒアリングを実施した。
- (31) こうしたものの代表例として、今回の調査先には入っていないが、兵庫県伊丹市で導入されている「女性施策市民オンブード」がある。
- (32) 東京都④一二二頁
- (33) 東京都⑤七五頁
- (34) 神奈川県④六四頁
- (35) 神奈川県⑤六八頁
- (36) 大阪府②五六頁
- (37) 大阪府③五四頁
- (38) 京都市②七五頁、同④二七頁
- (39) 京都市③七九頁
- (40) 福岡県②一七頁
- (41) 北九州市②四九頁
- (42) 川崎市①一九頁
- (43) 福岡市①一一頁
- (44) Women in Development ⑤略
- (45) Gender and Development ⑤略
- (46) 財団法人東京女性財団『世界のアフアーマティブ・アクション——諸外国におけるアフアーマティブ・アクション法制（資料編）』一九九五年、同『諸外国のアフアーマティブ・アクション法制』一九九六年
- (47) 財団法人東京女性財団『性差意識の形成環境に関する研究——性差に関する文化の形成および教育効果に関わって——』一九九六年
- (48) 財団法人東京女性財団『財産、共同性、ジェンダー——女性と財産に関する研究』一九九八年
- (49) 財団法人東京女性財団『男性の自立とその条件をめぐる研究——団塊世代を中心に——』一九九八年
- (50) 財団法人福岡県女性財団『農家の家族経営協定とジェンダー』一九九八年、同『兼業農林漁家女性の経済的自立とまちづくりへの参画』一九九九年
- (51) 女性施策を考える会『都内女性センター情報』九六——九九七年
- (52) 男性と買春を考える会『買春に対する男性意識調査』報告書』一九九八年
- (53) インザル・ヨハンネ・アルネセン／アウド・ランギー著、男女平等の本を出版する会訳『ノルウェー・ジェンダーフリー教育用テキスト・男女平等の本』一九九八年

第三章 自治体女性行政の新しい試み

今回の調査では、自治体女性行政の過去の経緯に関する文献資料の収集及び聞き取り調査とともに、今日の女性行政にかかわる文献収集と聞き取り調査も実施した。いずれの自治体においても、女性行政担当職員や女性センターの関係者が熱心に取り組んでいることを再認識した。この聞き取りを通じて、文献資料上はなおそれほど明確になっていないが、今日の女性行政を特徴づけ、かつ近い将来の女性行政に大きく影響するであろういくつかの積極的な施策のポイントを見出すことができた。これらについて、以下、整理して検討したい。

第一節 自治体間ネットワークの構築

まず印象に残ったのは、北海道地域、首都圏、関西圏、九州北部地域いずれにおいても、女性行政の担当者、関係者の間で連携が深まり、自治体間に一種のネットワークが形成されていることである。

北海道地域では、北海道と札幌市と間での公式な取り決めがあるわけではないが、自治体女性行政の現場では、両者の諸機関の間で、とりわけドメスティック・バイオレンスに対する協

働のネットワークが形成されている。

首都圏では、神奈川県及び県内の市町村が共同して、一九九四年に、女性行政担当者向けの『はじめて女性行政を担当するあなたに』という研修テキストを作成し、また行政刊行物のジェンダーチェックに関する共通のパンフレットを作成している。

関西圏では、自治体間のネットワークはまだできあがっていないようである。

九州北部地域では、福岡県、福岡市、北九州市の行政担当者と女性センター職員のネットワークがあり、すでに共通の人材リストを作成しているが、さらに現在では「行政広報物における表現のガイドライン(案)」を共同で作成中である。

また、多くの都道府県で、域内の市町村との連絡会議などを開催し研修を行ったり、また共同して女性行政に関する研究会を開催し報告書を作成したりするなどの連携事例をみることができる。

こうしたネットワークの一部として、あるいはそれを促進したエンジンとして、各地域におけるNGOや有識者のネットワークの存在を指摘しておかなければならない。北海道地域における「女たちのアクションプラン」、首都圏における「首都圏男女平等条例市民ネットワーク(仮称)」⁽¹⁾、関西圏における

「世界女性会議ネットワーク関西」、九州北部地域における「北京JAC九州・山口・沖縄」⁽²⁾などである。その意味からすると、ここでいう自治体ネットワークは、「自治体・NGOネットワーク」と位置づけられるべきものであるのかもしれない。

いずれにせよ、市民社会やNGOが仲立ちになり、また、自らも参画することで、従来、組織間の厚い壁で分断されていた自治体や国の諸機関の連携を確保する新しい手法といえる。

第二節 マスメディアに対する施策の取組

今回調査した自治体の計画の中で、マスメディアに対する施策が盛り込まれるようになりつつあるのが注目される。どの自治体でも従来の計画のレベルでは、直接マスメディアに対する規制は行われておらず、自治体が発行する刊行物にジェンダーの視点を反映させることを目的とした庁内啓発パンフレットを作成するにとどまっているが、最近のメディアの性に関わる表現の問題性は広く認識されており、審議会等でも活発に議論され、各自治体が施策を模索している。行政の外部に対しては、女性センターへの委託事業として取り組まれることが多い。例えば東京都では、都の補助を受けて財団法人東京女性財団が「女性にやさしい広告コンテスト」⁽³⁾を行うなど、マスメディアの優れた事例を奨励する手法を採っている。

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

この点では、一九九九年に国において児童ポルノ禁止法が実現したので、これを追い風として、今後自治体がどのような施策を展開するのが注目される。

第三節 男女共同参画社会形成促進行政への動き

今回のヒアリングを実施した一九九九年秋期は、男女共同参画社会基本法成立・施行の数ヶ月後であり、各自治体で一斉に同法の研修や市民への啓発事業が展開されており、制定過程での議論が自治体の担当者に濃厚に意識されていた。

第一に、用語としての「男女共同参画」が、各自治体においてこれまで以上に深く浸透しつつあり、計画や担当セクションの名称が、女性行動計画や女性行政担当室等から男女共同参画プラン、男女共同参画課というように改称される傾向が強かった。

第二に、「男女共同参画社会の形成の促進」という法律上明示された自治体の行政課題と、これまでの自治体女性行政の目標との異同が強く意識されている。一般的には、これを新しい動きとして歓迎する風潮と、唐突な変化であるともどろ風潮が見られた。国の女性行政の関係者は、これにより女性行政のバラダイムの変換が生じているとしているが、自治体の関係者にはそのことが十分には把握しきれていないように思える。

男女共同参画社会の形成の促進を具体的に施策化する動きとして、「男性向け講座」の実施が各自治体で強化されている。

その成果はまだ明らかになっていないので、女性行政という視点が男女共同参画行政という視点に移動したことの効果も把握することが難しかった。一般には、男女共同参画行政に変化することで、女性行政に対する男性の反発、警戒、アレルギーが減少し、男女が共同して新しい社会を形成することへの理解が促進されると期待されているが、そのような成果があったと評価できるような施策の実施、定着にはなお相当の時間が必要であると思われる。

第三に、調査したほとんどの自治体で、基本法で要求されている「男女共同参画基本計画」とすでに基本法成立以前から自治体女性行政として整備されている行動計画との関連が明確になりきっていない。基本法では、自治体の計画は国の施策を勘案した施策と地域特性を生かした施策の二本柱で行われることが想定されている。他方で、自治体による、権利侵害救済システムの構築、NGOへの支援、女性行政の調査研究活動、国際活動などについては、基本法上明らかになっていない。したがって、これまでこれらの施策に関するポイントの何点かの内容も含んでいた自治体の計画が、基本法の成立によってスリムなものに変わることを求められているのか、それともこれらの

活動もまた国の施策を勘案した施策、あるいは地域特性を生かした施策として許容されるのか、この問題点に対する答えもなお相当な時間を経なければ明らかにならないであろう。

なお、国では、女性に対する暴力への対策が審議会で検討されており、また男女共同参画二〇〇〇年プランが改定される。すなわち、今日の時点では、国の基本計画についての方針が定まりきっていないのである。そのために、都道府県基本計画に關する方針も不確定にならざるを得ない部分がある。

第四に、基本法が条例について沈黙していることと、基本法以前から構想されていた条例との関係が問題となっている。これについては後に改めて検討する。

第四節 救済——権利の保護——

男女共同参画社会基本法一七条では、国の事務に関する苦情処理と社会における性差別、人権侵害への対処が定められた。これは画期的な前進であるが、同条はこの二点について扱うだけで、地域における男女共同参画社会の形成に關して自治体が阻害要因となるときに、その除去を行う苦情処理機関や、地域における女性の人権の確保、特に自治体が關連する場合の処理について、あえて空白にされた。他方で、各地の自治体においては、ここ数年、この種の権利保護や苦情処理の施策が内部

的に検討されてきており、基本法の下で施策をどのように現実・具体化するか、作業が先行する埼玉県、東京都、川崎市等での検討が注目されている。

これまでの自治体女性行政においては、このような権利保護については、担当者が具体的な事務の実施権限を持たないこともあって、NGOと連携し、あくまで関係者の理解を求めて調整する活動に徹し、その中で実績をあげてきた。例えば、ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った女性に対するNGOによる緊急一時保護活動等である。自治体女性行政は、基本法によって強制力を伴う権限について直接の法的根拠を与えられることがなかったのであるから、女性の権利を保護する施策も複雑に迂回するものになるであろう。以下、分野別に検討してみる。

第一項 労働

多くの自治体が労働における性差別の撤廃を課題として挙げ、権利保護のための施策を実施したいと考えているが、すでに述べたように、労働行政は国の所管となっていることが壁となり、自治体としてできることが限られてきた。さらに、自治体が国のもとで行う労働行政においても、それを扱う権限は都道府県に限られ、政令市や一般の市町村には存在しない。労働の場

における性差別やセクシュアル・ハラスメントに関して、自治体特に市町村レベルでは、これに切り込む有効な調査、勧告、公表、制裁などの手段に欠けるところがある。そのために多くの自治体では、地域における労働問題を本格的に改善することを市民から要求されているにもかかわらず、何の具体的な手段でも講じられてこなかったのである。

しかし、そうした中でも、東京都、神奈川県、大阪府などでは、権限が不足しているにもかかわらず、労働紛争の解決に熱心であり、その効果が女性の労働にも及んでいる。例えば、東京都では、労政事務所に数多くの労働相談が持ち込まれ、その多くは、未組織労働者、中小企業労働者、女性、外国人など弱い立場にある労働者からの相談である。これに対し、労政事務所は、企業に対する説得と啓発を通じて問題解決に取り組み、相談の約八割が「あっせん」というかたちで解決している。また、東京都が、一九八〇年に、「職場における男女差別苦情処理委員会」を設立して、紛争の処理にあたっていることも特に重要である。神奈川県では、かながわ女性センターによるセクシュアル・ハラスメント相談に寄せられた事例について、相談者の求めに応じて当事者間のあっせんを積極的に行っている。大阪府でも労働相談において、同様の活動が営まれており、府のみならず府内のいくつかの一般市においても、このような自

発的協力を求める「あっせん」のかたちで事案の解決が図られている。

これらの事例は、性差別に関する労働問題の解決においては、強制力を伴う権限を有してはなくても、「説得と理解」により解決を導く可能性があることを示している。自治体とNGOが生み出したこうした手法が、当事者に受け入れられた結果であり、現場での問題解決を求められる自治体女性行政の手法としても、今後一層の広がりを見せるであろう。

第二項 女性に対する暴力

自治体女性行政の初期から、夫などから暴力を受けた女性を救済することが重要な課題であり、特に緊急一時保護を実施すべきなどの提言が出された。したがって、自治体女性行政の担当者としてはこの課題の存在は認識していたが、自治体内部でこれを女性の人権問題とみなす視点が不十分であり、夫婦間のトラブルに行政が介入すべきではないという観念や行政に求められる民事不介入原則にも阻害され、一般的に女性に対する暴力の撤廃は、自治体の課題としてとらえられてこなかった。

しかし、一九八二年に設置されたかながわ女性センターの基本構想では、センターが「かけこみ寺」的機能を持つことが期待された。ここにいう「かけこみ寺」的機能とは、わかりにく

い面もあるが、相談機能と連携して、問題を抱えこんだ女性に対し、親身になってその最終的な解決までの支援を行おうとしたものと思われる。

なお、都道府県が設置した各地の婦人相談所は、元来は売春防止法上の更生施設であったが、その課題を拡張して理解し、ドメスティック・バイオレンスからの被害に対応するようになった。すなわち、売春防止法を援用して、転落予防というかたちで、緊急一時保護を受け入れる施設として機能している。

そして、一九九五年の北京会議において、ドメスティック・バイオレンスが女性の人権の侵害であるという国際的な理解が確立した。ここに、女性は、夫やパートナーからの暴力が自分の個人的、私的なトラブルではなく、人権侵害であるという「解決のための『言葉』」を得たのであり、そのことをふまえて、また、これに影響された国内での世論の高まりもあって、ドメスティック・バイオレンス対策は自治体としても取り組むべき課題の一つとして捉えられるようになった。すなわち、横浜市では一九九五年に、財団法人横浜市女性協会が「女性相談ニーズ調査」⁽⁵⁾を行い、市内における女性に対する暴力を中心として同協会の相談窓口だけでなく、横浜市婦人相談所や民間の「かながわ・女のスペースみずら」の相談窓口に寄せられた相談内容の実態把握に努めた。東京都では一九九七年に「女性に対す

る暴力」の全国初の実態調査を行い、首都で多くの女性が夫やパートナーからの激しい暴力を経験しているという驚くべき結果が公表されて、広く衝撃を与えた。札幌市では、一九九七年に公的機関と民間機関からなる被害者救済のためのネットワークを設置し、一九九八年にはこの問題に関する調査を行い、その結果をもとに、ネットワークを強化するとともに、市内の支援体制を体系化した。

その他、調査したすべての自治体でドメスティック・バイオレンス対策が担当者の念頭には常にあることがわかったが、その多くは施策を検討、考慮中であり、具体的な女性の権利の保護・救済策まで進んでいる自治体はまだ少数であるが、今後、急速な施策の整備が見込まれる。

第三項 男女平等オンブズパーソン

他方、女性の権利の保護については、自治体はまず相談機関を立ち上げて、その充実に努めている。しかし、自治体の相談事業は、その多くが匿名で受け付けられていることにも示されているように、受付窓口で苦情を聞き、一般的な助言を与え、場合によっては別の機関を紹介する程度にとどまり、相談から一歩踏み出し、当事者の側に立って問題を解決する、いわゆるオンブズパーソンの救済機関にはなり得ていない。そこで、

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

近年では、こうした男女平等オンブズパーソンの設置が各地で要請されるようになってきた。これに加えて、神奈川県警が一九九六年に始めた電話相談の「性犯罪被害一〇番」が相談を一歩踏み越えた具体的な活動にまで及んで有効な解決手段となっており、たいへん好評であったこともあって、自治体が男女平等オンブズパーソンの機関を設置することが一層強く求められるようになった。

川崎市では、一九九五年に、男女平等推進協議会から、「(仮称)男女平等委員会の設置」が提言された。ここでは、「男女平等オンブズマン的な性格を持つ専門機関として……職場における男女差別の中立てに対する専門的な調整や、川崎市内で起きているあらゆる種類の男女差別に関する苦情を受け付け、相談に応じたり、客観的に調査して、職場や地域での男女平等に向けた意見を述べることができる」機関を想定していた。これを契機に、行動計画に「(仮称)男女平等委員会の設置の検討」が盛り込まれ、協議会や市内でさらに検討が加えられた。そして、一九九九年に川崎市男女平等オンブズ設置準備委員会から「男女平等オンブズ設置について」が報告され、以下のような「男女平等オンブズ」の設置が提言された。それによると、①男女平等オンブズ制度の目的は、男女平等の理念に基づき、川崎市における性による差別に関連する事案の申立てについて、

公平かつ迅速に阻害要因の除去等の解決を図るとともに社会構造的要因を解明し、意見を表明することにより、もって川崎市における男女共同参画社会の形成に資することである。②男女平等オンブドの職務として、(一)申立てを調査し、簡易迅速に処理すること、(二)自己の発意に基づき、調査すること、(三)性による差別を是正するための助言、調整をすること、(四)社会構造的要因を解明し、意見を表明すること、(五)助言、調整又は意見表明等の内容を公表すること、(六)市長に対し、性による差別を是正するための措置を講ずるよう要請をすることが考えられている。③男女平等オンブドの組織は、定数を三人とし、二人以上は女性とする。④男女平等オンブドの責務は、川崎市における男女平等の推進を市民自らが進められるよう市民の男女平等の推進及び権利利益を擁護し、援助し、及び啓発することとされている。すなわち、川崎市における男女平等の実現の立場から、性差別の被害者の側に立って、この人権を擁護し、本人による問題解決への行動を支援し、加害者や社会に向けた啓発を進めるということである。この報告を受けて、現在では、同市の「市民オンブズマン」制度や子どもオンブズパーソン、地域人権委員会等の構想との連携を含めて具体化に向けて動き出している。⁽⁹⁾

また、埼玉県では、二〇〇〇年三月に成立した「男女共同参

画推進条例」の中で、「苦情の処理」について規定した(二三条)。ここでの苦情処理機関とは、①県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関であり、②苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときには、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行い、③人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときには、当該関係者に助言、是正の要望等を行うもの、とされている。

ただし、同じく二〇〇〇年三月に成立した、東京都の男女平等参画基本条例の場合には、女性問題協議会の提言の中で、繰り返しオンブズパーソンの設置が提言されているにもかかわらず、「都民等の申出」という抽象的な条文を設定するのにとどまった。これは、「都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあ

るときは、知事に申し出ることができ」(七条二項)、申出を受けた知事は、「男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする」(同条二項)と述べるにとどまっております、その実態は今の段階では不明である。具体的な救済機関のあり方については、今後の検討を見守る必要があるだろう。

この他に、福岡県では、女性の地位と福祉サービスについての苦情を調整する、中立的な第三者が運営する機関として、女性の権利と福祉に関するオンブズマンについて検討された⁽¹¹⁾。大阪府では、「たんに相談を受けるだけでなく、社会的に不利な立場にある女性の権利、利益保護を図り、行政に関する苦情を調査し、迅速に処理できるような機能を有する制度(例えばオンブズマンのような)の創設についても検討⁽¹²⁾」というように、性差別に関する苦情処理のための専門機関の設置について検討された。しかし、これらの自治体では、審議会等で議論されただけにとどまっている印象がある。

第四項 自立支援プログラム

今日では、性犯罪被害を受けた女性や人権侵害を受けた女性については、緊急一時保護の対応を引き継いで、心身の被害回復と自立の支援、新しい生活基盤の確保にまで自治体の施策の範囲を広げる必要性が指摘され、実際、自治体の先進的な施策

自治体女性行政の比較研究(大西・江橋)

の一つとして検討されている。具体的には、心身の被害回復と経済的・精神的自立をめざして数ヶ月間滞在可能ないわゆる「ステップハウス」の設置への検討や、裁判に関する支援がある。後者では、権利保護のための訴訟に関して、被害者に対する法律相談の提供、法律扶助を得るための助言、その他裁判を活用した自立の基盤づくりを支援する活動がある。埼玉県では男女共同参画推進条例の制定にむけた協議会での検討過程では訴訟支援について条例案に盛り込むよう議論されていたようだが、条例では明記されていない。東京都では、一九九九年度に男女平等に関する訴訟支援制度の実態把握のための試行事業が実施された⁽¹³⁾。これは、アメリカ、カナダ等、世界各国の新しい動きと同じ方向を向いており、自治体やNGOはこうした外国の事例の研究にも取り組んでいるので、今後の展開が注目される。

第五節 自治体女性行政の主流化・メインストリーミング

一九九五年の北京会議がもたらした新しい考え方の一つが、女性行政の主流化・メインストリーミングである。この考え方は、社会における性差別を撤廃し、男女平等を実現するために、政策決定過程等社会の中核の部分において女性も活動する

ことを通じて、女性行政の視点すなわちジェンダーの視点を行政全体に反映させることが求められている。これを自治体女性行政内部の問題として把握するとき、女性行政における総合調整権の問題が改めてクローズアップされることになる。

国の場合は、女性行政担当セクションである総理府男女共同参画室が、中央省庁等改革基本法、内閣府設置法により、二〇〇一年より総合調整権を付与されて、内閣府男女共同参画局に移行する。自治体の女性行政の場合も、担当セクションに対してこれまでの企画調整権から総合調整権を持つ、より高い次元の専管組織への移行が求められるであろう。

この点で注目されるのは、男女共同参画社会基本法五条の「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない」という規定である。ここでは、社会のあらゆる組織における意思決定プロセスに女性の視点の導入と意思の反映、すなわち女性の参画を求めている。自治体行政においても、同様に、女性のより一層の参画を進めることによって、女性行政の主流化が実現されるであろう。

今回の聞き取り調査を通じて、各地の女性行政の担当者が、

この考え方に共鳴し、とりあえずはこれを追求する NGO 活動への支援を充実することを通じて、地域草の根における女性差別的な慣習の克服や企業、学校におけるこの考え方の定着を図っていることがわかった。今後の取組の強化が期待される。

第六節 条例制定——権限の確保——

男女共同参画社会基本法は、都道府県、政令市に対し、男女共同参画社会形成のための条例制定を求めている。しかし、これまでも自治体は、市民、NGO から条例の制定を求められてきた。実際、東京都や埼玉県などでは、国に先行して条例の制定が構想され、関係者はそれを国の立法化の起爆剤に生かそうとしていた。しかし、国の立法化の動きが予想以上に急で、結果的にはそれが先行するかたちになった。

その結果、基本法の下で、条例を制定するかどうか、また、どのような条例を考えるのが、新しく自治体女性行政担当者の課題意識となった。その際には、地域的特色を盛り込みつつも、基本法に準じた基本条例を策定しようとする東京都のような考え方と、もはやそういったものよりは女性行政の権限を具体的に強化する推進条例に進むべきだという埼玉県のような考え方があつた。実際に、東京都の場合は、「基本条例」と名づけられ、埼玉県では「推進条例」と名づけられている。

しかし、その実質を詳細に見ると、例えば東京都の条例の中にも、必要に応じ、事業者に対して雇用における男女平等参画推進計画の策定と参画状況報告書の提出を求め、それを公表する（二三条二項、三項）など、埼玉県条例に盛り込まれていない先進的な推進条例的な内容が盛り込まれており、他方、埼玉県条例にも東京都の条例と同様な、またはそれ以上に基本条例的な内容の条文が見られる。したがって、今日ではなお、基本条例と推進条例が混合していると考えられる。

また、大阪府では、一九九八年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定された。同条例では、前文で、性別に起因する人権侵害の存在を確認しているため、条例で所掌される事務には、性差別への対応も含めると理解されている。また、同条例では、女性の人権の確保も含めて、人権施策を「まちづくりの一環」と考えている。すなわち、ここではまちづくりに第一次的な責任を有する自治体が地域における市民の人権を多面的、総合的に確保して、市民にとって生きやすい地域をつくりあげる施策を実行する責任を負うことを明らかにしているのである。したがって、大阪府で女性の人権に特化して新たに別個に条例を策定するのであれば、先行しているこの条例との関連性が議論されることになるであろう。

なお、このほかに、北海道、札幌市、川崎市等でも、二〇〇

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

〇年度より条例制定に向けた検討が審議会等で開始される。自治体としては動き始めていないその他の府県、政令市においても、実効的な条例の早期制定を求める地域のNGOの声は強まっており、また、すでに条例を制定した市町村の事例もあることから、条例制定の動きが加速されることが予測される。
（各自治体の条例制定過程については、巻末資料編参照）

その際に、NGOには条例制定への起爆剤として、基本法と国会の附帯決議を活用する姿勢がある。この附帯決議では、条文上必ずしも明らかではない間接差別、ドメスティック・バイオレンスについての対処の強化と男女平等オンブズパーソンの制度化の検討を求めている。NGOは、これにも重要な立法者意思が反映されているとして、条例においても趣旨の規定を盛り込もうとしている。この試みが実れば、これまで軽視されてきた衆参両院の附帯決議の有意義な活用法となると思われる。

なお、基本法の施行後に国が発行した同法の解説パンフレットや総理府男女共同参画室のホームページには附帯決議が紹介されておらず、市民がその内容を知ろうとしても困難である。

これと対照的に、北九州市立女性センターは、基本法を広く紹介する小冊子を、附帯決議まで含めた完全なかたちで刊行した。

おわりに

今回の研究は、今日が国においても自治体においても女性行政の転換期であるという認識から出発し、これまでの自治体における先進的な取組の中に、自治と人権において、今後の日本の女性行政が知るべき大きな実績があるので、それに学び、成果を公表して多くの人々と共有しようとする意図で行われた。

すでに概観したように、二一世紀には、男女共同参画社会基本法の下で、国の女性行政の体制が強化され、充実した施策の展開による実質的な男女平等社会の実現が期待される。また、従来の縦割り行政の構造を打破し、内閣府の男女共同参画局を中心に、総合調整権を行使して、国のあらゆる領域の施策にジェンダーの視点を反映させることが求められる。さらに、国立婦人教育会館や一九九九年に東京都港区内に開館した「女性と仕事の未来館」などとの連携が進むことも期待される。

他方、この研究の主題である自治体女性行政に対しても、地方分権の推進と地域におけるNGOとの連携の深まりによって、地域における男女平等を推進する仕組みづくりや現実具体的に問題解決に取り組む施策への期待が増している。自治体がこれまでの実績を基礎にして、自ら開発した手法をさらに発展させ

ながら、自治と人権の視点を重視した女性行政を推進することが求められている。自治体と女性セクターとの連携のさらなる拡充も必要であろう。その上で、国、国際社会、自治体相互の連携が強化されることも望まれている。

この研究が、こうした自治体女性行政の現実の姿をこれまでの経緯とともに明らかにし、その実績と内在する可能性を示すことによって、自治体女性行政に関する今後の研究と実務の進展に少しでも貢献できれば幸いである。もとより、今回の研究は、自治体女性行政の全体像のごく一部に触れただけである。今回は調査できなかったが、他の県や市町村においても、さまざまな女性行政が展開されている。今後、機会があれば、これらの県や市町村の女性行政についても研究を深めたい。また、繰り返し指摘してきたように、自治体女性行政は、国際社会の動向と深く関わっている。国際社会における取組や諸外国の女性行政についても研究の機会を持ちたい。

この研究を通じて、自治体や女性センターの職員、審議会委員等多くの関係者を知り、女性行政に取り組む熱心さや女性行政に注ぐ愛情の深さに感銘を受けた。公務多忙の中、資料の提供、聞き取り調査、報告書作成に至るまで、終始暖かい協力、支援を得た。深く感謝したい。

なお、本稿は、二〇〇〇年三月現在で俯瞰し、女性行政の先

進自治体（北海道地域、首都圏、関西圏、九州北部地域）及びそれに関連する国の女性行政について、比較研究を行ったが、諸般の事情により、二〇〇〇年五月の刊行予定が、半年遅れたその間も、今回の調査対象である自治体では、女性行政に関わる活発な動きがあった。そのうち主要なものについてはここで補っておきたい。

一 条例

北海道では、北海道男女共同参画推進条例の策定をめざして、一九九九年九月から「北海道男女共同参画懇話会」に「条例検討専門部会」を設置し、条例に盛り込むべき事項について検討してきたが、同部会は、二〇〇〇年五月に、「男女共同参画に関する論点整理」を中間とりまとめとして公表した。その後、道内関係団体及び道内二・三市町村の意向調査を行うとともに、道民から意見を募集し、それらを反映させた提言を一月に知事に提出する予定となっている。それを受けて、北海道では、二〇〇〇年度中の条例策定を目的に検討を進める予定である。

札幌市では、二〇〇〇年八月に、「男女共同参画懇話会」に「条例検討専門部会」を設置した。同懇話会の提言は二〇〇一年末までに提出される予定である。同市では、二〇〇二年度中の条例制定をめざしている。

埼玉県では、二〇〇〇年四月に「男女共同参画推進条例」が施行された（二三条は一〇月一日施行）。

東京都では、二〇〇〇年四月に「男女平等参画基本条例」が施行された。

横浜市では、二〇〇一年度に男女共同参画基本条例の策定を目指して検討をすすめている。

川崎市では、二〇〇〇年三月の「男女平等推進協議会」の提言を受けて、同六月に、「川崎市男女平等推進条例検討委員会」を設置し、検討がすすめられている。同市では、当初二〇〇二年度に条例を制定する予定で審議が進められていたが、男女平等に関するオンブズパーソンの機関の設置に向けての研究会・検討委員会における検討が行われ、また委員の強い意向もあり、二〇〇〇年度内での条例制定を目的に議論されている。なお、同市におけるオンブズパーソンの機関に関する議論については後述する。

福岡県では、二〇〇〇年五月に設置された「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」が条例について検討し、二〇〇一年四月の提言を予定している。

二 計画

札幌市では、「男女共同参画懇話会」に「計画提言部会」を

設置し、二〇〇一年度中に提言を提出する予定で検討を進めている。これをうけて、市では、二〇〇二年度末までに計画を改定する予定である。

京都府では、二〇〇一年度における計画の改定を予定し、「京都府女性政策推進専門家会議」において検討しており、二〇〇一年一月中旬に提言をまとめる予定である。それを受けて、府では、二〇〇〇年度内に新計画を策定する予定である。

京都市では、二〇〇二年度からの第三次行動計画策定に向けて、二〇〇〇年四月に市長から「京都市男女共同参画懇話会」に諮問があり、懇話会で検討している。新計画に盛り込むべき方向について、市民公聴会を三回開催し、二〇〇〇年度末に提言を予定している。

大阪府では、「大阪府男女協働社会づくり審議会」が二〇〇〇年二月に、次期行動計画策定にあたっての審議会の検討してきた内容を「中間報告」として公表した。そして、二〇〇〇年五月まで、中間報告に対する府民からの意見を募集した。審議会では、寄せられた意見を検討し、十一月頃に最終的な答申を行う予定である。それを受けて、府は、二〇〇〇年度内に新行動計画を策定する予定である。

福岡県では、「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」を設置し、新計画策定について検討中である。二〇〇一年四月

に提言をまとめる予定である。

福岡市では、二〇〇〇年度中に、「ふくおか男女共同参画プラン第二期実施計画」の策定に向けて、検討中である。

三 オンブズパーソン

埼玉県では、二〇〇〇年一月一日から、男女共同参画推進条例一三条が施行された。それに伴い、同施行規則が制定され、運用されている。

東京都では、二〇〇〇年四月一日から男女平等参画基本条例が施行されたが、新たにオンブズパーソンの機能をもった機関は設置されていない。

川崎市では、二〇〇〇年三月に「男女平等オンブド設置準備委員会」の提言が提出された。同提言では、新制度を立ち上げる際には、苦情の受付範囲や体制、地域にある他機関との連携など苦情処理制度のそのものあり方を含めた検討を求めている。同市には、一九九〇年に市の苦情を受け付ける機関として「市民オンブズマン」制度が設置されている。また、「川崎市こどもの権利条例検討委員会」が、二〇〇〇年六月に「こどもオンブズパーソン」の設置を求めて提言した。

そこで、同市では、一九九九年に、「統合的市民オンブズマン研究会」を設置し、「市民オンブズマン」制度を再設計し、

市民のニーズにより適合させることも含めて、新たな制度の設置にむけた検討を行い、二〇〇〇年三月に「統一的市民オンブズマン制度」の調査・研究と市民主権の理念にもとづいた川崎市政のさらなる拡充をめざして」という報告書をまとめた。さらに、同年七月には、「統一的市民オンブズマン検討委員会」を設置し、男女平等、子ども、行政への苦情及び差別事例を受け付ける「統一的市民オンブズマン」制度を二〇〇一年度中に設置することを目的に検討が進められている。

- (1) 埼玉県、東京都での男女平等に関する条例を制定する動きと連動して、首都圏の女性行政審議会等委員、行政担当者、NGOが集まったゆるやかな研究ネットワーク。一九九七年二月に発足し、一九九九年四月までに八回の研究会及びパネルディスカッションを開催している。活動の実績は、山下泰子「男女平等基本法・推進条例」国際女性一二号一九九八年八二―八三頁に詳しい。
- (2) 九州全域、山口県、沖縄県も含む。
- (3) 京都市では、男女共同参画社会に向けた条件整備を重点施策と位置づけ、その一環として「ガンバレ女性にやさしい企業」事業を実施している。この観点から、一九九八年度に「京都・女性にやさしい広告」を表彰する事業を実施した。
- (4) 一九九八年度までに八件の事案が処理されている。参照、東京都労働経済局「働く女性と労働法一九九六―六〇頁。

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

- (5) 財団法人横浜市女性協会「横浜市女性相談ニーズ調査報告書第一章」フェミニストリサーチの視点から、一九九六年
- (6) 川崎市⑦七〇頁
- (7) 川崎市②六一頁
- (8) 川崎市男女平等推進協議会「川崎市男女平等オンブズマン」の設置に向けての提言、一九九六年
- (9) こうした検討を行っている「川崎市統一的市民オンブズマン制度研究会」では、二〇〇〇年三月に、市長に対する提言をまとめ、引き続き同検討委員会が制度設計を準備している。
- (10) 東京都⑨一四頁、同⑦一三頁
- (11) 福岡県②五七―五八頁
- (12) 大阪府①三二頁
- (13) 東京都⑧三一頁
- (14) 男女共同参画社会基本法の立法過程は、大沢真理「男女共同参画社会基本法のめざすもの」財団法人横浜市女性協会『女性施設ジャーナルvol.五』七六―一二頁に詳しい。

※ 本研究には、財団法人東京女性財団の一九九九年度の自主研究助成を得た。

法学志林 第九十八巻 第三号

年表一 自治体別行動計画変遷一覽

年	北海道地域	首都圏	関西圏	九州北部地域
一九七八	北海道・婦人行動計画	東京都・婦人問題解決のための 東京都行動計画		
一九七九				福岡県・婦人問題解決のための 福岡県行動計画
一九八〇		埼玉県・婦人の地位向上に関する 埼玉県計画		
一九八一			京都府・婦人の地位の向上と福祉の増進を図る行動計画 大阪府・女性の自立と参加を進める大阪府行動計画	
一九八二		神奈川県・かながわ女性プラン	京都市・婦人問題解決のための 京都市行動計画	福岡県・婦人問題解決のための 福岡県行動計画(改訂版)
一九八三		東京都・婦人問題解決のための 新東京行動計画「男女の平等と 共同参加へのとうきょうプラン」	大阪市・婦人施策に関する基本 計画	
一九八四	北海道・婦人行動計画後期推進 方策 札幌市・女性のための計画(第一次女性計画)	埼玉県・婦人の地位向上に関する 埼玉県計画(修正版)		
一九八五		横浜市・よこはま女性計画 川崎市・男女共同社会をめざす 計画(第一期行動計画を含む)		
一九八六		埼玉県・男女平等社会確立のための 埼玉県計画	大阪府・女性の地位向上のための 大阪府第二期行動計画二世	福岡県・婦人問題解決のための 福岡県行動計画男女共同社会へ

一九八七	北海道・女性の自立プラン	神奈川県・新かながわ女性プラン	紀をめぐす大阪府女性プラン	のしあわせプラン
一九八八		川崎市・男女共同社会をめざす計画第二期実施計画		
一九八九		横浜市・第三次よこはま女性計画	京都府・KYOのあけぼのプラン	福岡市・ふくおか女性プラン
一九九〇		埼玉県・男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）	大阪市・婦人施策に関する基本計画（見直しと拡充）	北九州市・女性プラン
一九九一		東京都・女性問題解決のための東京都行動計画「二世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」 神奈川県・新かながわ女性プラン（改定実施計画） 川崎市・男女共同社会をめざす計画第三期実施計画	大阪府・男女協働社会の実現を目指す大阪府第三期行動計画 女と男のジャンプ・プラン	
一九九二			京都市・第二次京都市女性計画	
一九九三			大阪市・第二次大阪市女性施策に関する基本計画	
一九九四	札幌市・男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画（第二次女性計画）			
一九九五		埼玉県・二〇〇一彩の国男女共同参画プログラム 横浜市・第三次よこはま女性計画「ゆめはま男女共同参画プラン		福岡市・第二次ふくおか女性プラン（改訂版）「ふくおか男女共同参画プラン」 北九州市・女性プラン（改定版）

一九九六			川崎市・かわさき男女平等推進 プラン（第一期実施計画）	京都府・KYOのあけぼのプラ ン（改訂版）	福岡県・福岡県男女共同参画プ ラン（第三次行動計画）
一九九七	北海道・男女共同参画プラン		神奈川県・かながわ女性プラン 二一男女共同参画社会をめざし て	京都市・第二次京都市女性行動 計画（改定版） 大阪府・男女協働社会の実現を 目指す大阪府第三期行動計画 （改定）―新「女と男のジャン プ・プラン」	
一九九八		川崎市・かわさき男女平等推進 プラン（第二期実施計画）	大田市・男女共同参画プラン		
一九九九		東京都・男女が平等に参画する まち東京プラン 横浜市・ゆめはま男女共同参画 プラン			
二〇〇〇					北九州市・男女共同参画プラン

年表二 自治体別専管組織変遷一覧

年	北海道地域	首都圏	関西圏	九州北部地域
一九五八		東京都民生局婦人部		
一九六九	北海道総務部青少年婦人事務局			
一九七四	札幌市厚生局婦人主査			
一九七五	札幌市市民局青少年婦人部青少年婦人主幹			
一九七六		埼玉県生活福祉部婦人児童課婦人問題総合窓口 東京都都民生活局婦人少年部婦人計画課 神奈川県県民部県民総務室婦人班	大阪府労働部労働福祉課婦人問題担当窓口	
一九七七		埼玉県企画財政部婦人問題企画室	京都府民生労働部婦人児童課 大阪市教育委員会事務局社会教育部婦人教育課に窓口	
一九七八		東京都婦人情報コーナー 東京都民部婦人問題企画室	京都市総務局勤労者・婦人対策室	福岡県民生部婦人児童課婦人問題担当 福岡市市民局青少年婦人対策課婦人対策係
一九七九		埼玉県県民部婦人問題企画室 東京都婦人情報センター 川崎市教育委員会社会教育課婦人問題行政窓口	京都市総務局婦人対策課	福岡県民生部婦人対策室
一九八〇	札幌市市民局青少年婦人部婦人主幹	埼玉県県民部婦人対策課 東京都生活文化局婦人青少年部	京都府福祉部青少年婦人課 大阪府企画部府民文化室婦人政	

自治体女性行政の比較研究（大西・江崎）

法学志林 第九十八卷 第三号

一八四

一九八一	札幌市婦人文化センター	婦人計画課	策係	
一九八二		横滨市企画調整局婦人問題調査等担当	京都市総務局婦人計画課	
一九八三		神奈川県県民部婦人企画室 神奈川県立婦人総合センター	大阪府企画部府民文化室婦人政策室	
一九八四	北海道生活環境部道民運動推進本部青少年婦人局	横滨市市民局婦人行政推進室 川崎市市民局婦人室	京都府総務局市民部婦人青少年課	北九州市民生局婦人対策室
一九八五				福岡市市民局婦人対策課
一九八六	札幌市市民局青少年婦人部婦人課婦人係		大阪府企画部婦人政策課	福岡県企画振興部県民生活局婦人対策課
一九八七		埼玉県県民部婦人行政課	大阪府生活文化部婦人政策課	
一九八八	北海道生活福祉部青少年婦人室	横滨市・横滨女性フォーラム	大阪府市民局生活文化部婦人対策課	福岡市女性センター・アミカス
一九八九			京都府福祉部青少年女性政策課	福岡市市民局女性企画課
一九九〇		横滨市女性計画推進室 川崎市市民局女性行政推進室	京都府府民労働部女性政策課	北九州市市民局女性行政推進部
一九九一	北海道女性プラザ	埼玉県県民部女性政策課 神奈川県県民部女性政策課 神奈川県立かながわ女性センター		福岡県企画振興部県民生活局女性政策課 福岡市市民局女性部
一九九二	札幌市市民局青少年女性部女性企画課推進係 札幌市女性センター	東京都生活文化局女性青少年部女性計画課	京都市総務局市民部女性青少年課 大阪府生活文化部女性政策課	

一九九三	北海道生活福祉部青少年女性室	横滨市・フォーラムよこはま	大阪市民政局生活文化部女性施策推進課
一九九四			大阪府立女性総合センター・北 大阪府立女性総合センター・ ドーンセンター 大阪府立女性いきいきセンター西 部館・クレオ大阪西
一九九五	北海道生活福祉部女性室	東京都・東京ウィメンズプラザ	京都市文化市民局男女共同参画推進課
一九九六			京都府女性総合センター 大阪府立女性いきいきセンター南 部館・クレオ大阪南
一九九七	北海道環境生活部女性室	埼玉県環境生活部女性政策課	福岡県女性センター・あすばる
一九九八	札幌市民局市民生活部女性企画室男女共同参画課		福岡県環境生活部県民生活局女性政策課
一九九九		神奈川県民部人権男女共同参画課 横浜市民局男女共同参画推進室 川崎市市民局人権・男女共同参	

二〇〇〇	札幌市市民局生活文化部男女共同参画推進室男女共同参画課	埼玉県総務部女性政策課	福岡県生活労働部県民生活局女性政策課
	川崎市男女共同参画センター・すくらむ二一		
	画室		

年表三 自治体別庁内横断組織変遷一覽

年	北海道地域	首都圏	関西圏	九州北部地域
一九六五	北海道青少年婦人総合対策本部 (長・副知事、本部長・部長室 長、幹事・課長)			
一九七五				
一九七六				
一九七七	埼玉県婦人問題庁内連絡会議 (長・部長、メンバー・関係課 長) 東京都婦人関係行政推進会議 幹事会、推進員(委員・部長、 幹事・課長) 神奈川県婦人関係行政連絡推進 会議(長・副知事、委員・部長、 幹事会)	京都府婦人関係行政連絡会(メ ンバー・課長) 大阪市婦人問題対策推進協議会 (長・市長、常任幹事・関係課 長、幹事・庶務担当課長)	京都府婦人行政企画推進会議 (長・助役、委員・局長、幹事 会・課長)	
一九七八		京都市婦人問題行政庁内連絡会 (長・知事、委員・部長)	福岡県婦人関係行政推進会議 (長・知事、委員・部長)	
一九七九		大阪府婦人問題企画推進本部 (長・知事、本部長・部長、幹 事・課長)	北九州市婦人問題推進協議会 (長・助役、委員・局長、幹事・ 課長)	
一九八〇	埼玉県婦人関係行政推進会議 (長・部長、メンバー・関係課 長)		福岡市婦人対策協議会(長・市 長、委員・局長、幹事・部長)	
一九八一				

一九八二		神奈川県女性行政連絡推進会議 (長・副知事、委員・部長・幹事・課長)	
一九八三		横浜市婦人行政推進会議(長・助役、メンバー・局区長、幹事会・部長、検討会議・課長) 川崎市婦人問題行政連絡推進会議(長・市長、メンバー・局長、幹事会・課長)	
一九八四	札幌市女性のための行政推進会議(委員・関係助役・局長、幹事・関係部長、企画調整員・課長)		
一九八五			
一九八六			
一九八七			
一九八八			
一九八九			京都府女性政策推進本部(長・副知事、メンバー・部長、幹事会・課長)
一九九〇			北九州市女性行政推進協議会(長・助役、委員・局長、幹事・副課長)
一九九一	埼玉県女性関係行政推進会議(長・部長、メンバー・関係課長)	京都市婦人行政企画推進会議幹事会「女性企画部会」 大阪府女性政策企画推進本部	福岡県女性行政推進会議(長・知事、委員・部長)

一九九二			東京都男女平等推進会議（長・知事・メンバー・局長・幹事・部長） 横浜市女性計画推進会議（長・助役・メンバー・局長・幹事・部長）	（長・知事・本部長・部長・幹事・課長）	
一九九三			京都市女性行政企画推進会議「常任幹事会」 大阪府女性施策企画推進員 大阪府女性施策推進協議会（長・市長・常任幹事・関係課長・幹事・庶務担当課長）	京都市男女共同参画推進会議（長・副市長・メンバー・局長・幹事・課長）	
一九九四					
一九九五	北海道男女共同参画推進本部、幹事（長・知事・本部長・部長・幹事・課長）	川崎市女性行政推進連絡会議（長・助役・メンバー・局長・幹事・課長）			福岡市男女共同参画推進協議会（長・市長・メンバー・局長）
一九九六					
一九九七					
一九九八		埼玉県男女共同参画推進会議（長・知事・メンバー・副知事・公営企業管理者・教育長・警察本部長・ほか関係部局長・幹事会（長・局長・メンバー・関係課長）			

一九九九	横浜市男女共同参画推進会議に 改称 川崎市人権・男女共同参画推進 連絡会議に改組	
二〇〇〇	京都府女性関係行政推進幹事会 (主管課長級) を推進員 (次長 級) に改組	

資料 各自治体の条例制定への道程 (二〇〇〇年

三月現在)

一 北海道

一九九九年四月の知事選挙において、クオータ制を含む男女共同参画基本条例の策定が堀達也氏の選挙公約の一つとなった。掘知事の当選後、同年六月議会で、男女共同参画基本条例策定のための調査研究費が補正予算として承認された。現在では、男女共同参画基本条例策定のための研究が進められている。条例の内容や策定期間は未定である。

二 札幌市

一九九九年九月議会での男女共同参画に関する条例制定に関

する質問について、市長は、二〇〇〇年度に条例制定について調査研究する旨を答弁した。

三 埼玉県

一九九七年三月に、埼玉県議会における議員からの質問に対し、知事は「今後、男女共同参画社会の実現に向け、実効ある施策の検討を進める中で、鋭意、研究を進めて参りたい」と答弁した。これが契機となり、同年度に「埼玉県男女共同参画推進条例(仮称)研究会」、一九九八年度に「埼玉県男女共同参画推進条例(仮称)検討委員会」を発足させ、条例の内容の検討を行った。その後、条例に盛り込むべき内容に関し、アンケート調査(有識者、女性団体、県内企業)や県民意見交換会(二回)を実施した。また、一九九九年には論点を公表し、県民から広く意見を募集し、埼玉県女性問題協議会から提言とし

てまとめられた。条例案は二〇〇〇年二月議会に提案され、三月二一日に成立した。男女共同参画推進条例は、一三条（苦情の処理）を除き、二〇〇〇年四月一日より施行される。一三条は、二〇〇〇年一〇月一日より施行される。

四 東京都

一九九六年八月、「生活都市東京を考える会」の報告で、「基本理念、事業者の責務等を盛り込んだ『男女平等推進基本条例（仮称）』の早期制定」について盛り込まれた。その後、一九九七年一二月に提言された第四期東京都女性問題協議会報告『男女が平等に参画するまち東京』で、「都民、事業者、行政の責務、男女平等参画のしくみ等を盛り込んだ男女平等推進条例（仮称）の早期制定」の必要性が盛り込まれた。それを受けて、一九九八年に策定された「男女が平等に参画するまち東京プラン」では、「男女平等推進条例（仮称）」の一九九九年度中の制定が盛り込まれ、同年に発足した第五期東京都女性問題協議会において検討された。同協議会では、同年一二月に「東京都男女平等推進基本条例（仮称）検討骨子」を公表し、都民会議を開催するなど、広く都民からの意見を募集した。そして、一九九九年八月に「男女平等参画の推進に関する条例の基本的考え方について」を知事に報告した。そして、二〇〇〇年二月の都

議会に条例案が提案され、三月三〇日に成立した。男女平等参画基本条例は、二〇〇〇年四月一日から施行される。

五 川崎市

一九九八年一〇月より、第七期川崎市男女平等推進協議会において、川崎市における男女平等社会の実現に向けた条例の基本的な考え方についての検討が始められた。同協議会は、二〇〇〇年二月に「男女平等社会の実現に向けた条例の基本的な考え方について」を提言した。この提言を受けて、二〇〇〇年度から、具体的に男女平等基本条例の制定の検討が始められる。

六 大阪府

一九九八年に「人権尊重の社会づくり条例」が制定され、女性の人権もその一部と考えられてきたが、地域のNGOからはより具体的で女性に特化した条例の制定が求められていた。

二〇〇〇年二月の知事選挙において、「男女共同参画推進条例」の具体化に向けた体制整備が太田房江氏の公約の一つとなった。太田氏の当選後の同年三月議会において、知事は条例制定に向け、二〇〇〇年度に審議会に諮問する旨を答弁した。具体的な制定時期などは未定である。

調査先一覧

- 一 北海道環境生活部女性室
- 二 財団法人北海道女性協会
- 三 札幌市市民局市民生活部女性企画室男女共同参画課
- 四 札幌市女性センター
- 五 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課
- 六 財団法人東京女性財団
- 七 埼玉県環境生活部女性政策課
- 八 神奈川県民部人権男女共同参画課
- 九 神奈川県立かながわ女性センター
- 一〇 横浜市民局男女共同参画推進室
- 一一 財団法人横浜女性協会
- 一二 川崎市市民局人権・男女共同参画室
- 一三 川崎市男女共同参画センター
- 一四 京都府府民労働部女性政策課
- 一五 京都府女性総合センター
- 一六 京都市文化市民局人権文化推進部男女共同参画課
- 一七 財団法人京都市女性協会
- 一八 大阪府生活文化部男女協働社会づくり課
- 一九 大阪府企画調整部人権室

- 二〇 財団法人大阪府男女協働社会づくり財団
- 二一 大阪市民局生活文化部女性施策推進課
- 二二 財団法人大阪市女性協会
- 二三 福岡県環境生活部県民生活局女性政策課
- 二四 財団法人福岡県女性財団
- 二五 福岡市市民局女性部女性企画課
- 二六 財団法人福岡市女性協会
- 二七 北九州市市民局女性行政推進部
- 二八 北九州市立女性センター
- 二九 総理府男女共同参画室
- 三〇 国立婦人教育会館

引用資料

- 一 北海道関連
 - ①北海道『婦人行動計画』一九七八年
- 二 埼玉県関連
 - ①埼玉県『男女平等社会確立のための埼玉県計画——修正版——』一九九〇年
 - ②埼玉県『さいたま女性の歩み下巻』一九九三年

三 東京都関連

- ① 東京都婦人関係施策研究会『東京都における婦人関係施策の課題と施策の体系について（最終報告）』一九七二年
- ② 東京都婦人問題懇話会『婦人問題総合計画（東京都行動計画）策定における婦人の参加のあり方』一九七七年
- ③ 東京都『婦人問題解決のための東京都行動計画』一九七八年
- ④ 東京都『婦人問題解決のための新東京都行動計画男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン』一九八三年
- ⑤ 東京都女性問題協議会『都政における男女平等施策の新たな展開に向けて——エンパワーメント・アプローチ——』一九九五年
- ⑥ 東京都『男女が平等に参画するまち東京プラン』一九九八年
- ⑦ 東京都女性問題協議会『東京都男女平等推進基本条例（仮称）検討骨子』一九九八年
- ⑧ 東京都『男女が平等に参画するまち東京プラン平成一一年度実施細目』一九九九年
- ⑨ 東京都女性問題協議会『男女平等参画の推進に関する条例の基本的考え方について』一九九九年

四 神奈川県関連

- ① 神奈川県『県民との共同作品神奈川県婦人総合センター基本

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

構想』一九七九年

- ② 神奈川県『かながわ女性プラン』一九八二年
- ③ 神奈川県『新かながわ女性プラン』一九八七年
- ④ 神奈川県女性問題協議会『新かながわ女性プラン改定に向けての提言』一九九六年
- ⑤ 神奈川県『かながわ女性プラン二一男女共同参画社会をめざして』一九九七年

五 川崎市関連

- ① 川崎市新女性行動計画策定委員会『川崎市新女性行動計画（仮称）かわさき男女平等推進プランについて』一九九四年
- ② 川崎市『川崎市新女性行動計画かわさき男女平等推進プラン』一九九五年
- ③ 川崎市男女平等オンブド設置準備委員会『川崎市男女平等オンブド設置について』一九九九年

六 京都府関連

- ① 京都府『婦人の地位の向上と福祉の増進を図る行動計画』一九八一年

七 京都市関連

- ①京都市婦人問題企画推進協議会『京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について』一九八〇年
- ②京都市婦人問題懇話会『第二次京都市女性行動計画への提言 二一世紀に向けた男女平等社会実現のための指針』一九九一年

- ③京都市『第二次京都市女性行動計画——男女が共に自立、参画、創造する都市・京都二一プラン——』一九九三年

- ④京都市男女共同参画懇話会『第二次京都市女性行動計画の新たな展開への提言』一九九六年

八 大阪府関連

- ①大阪府女性問題懇話会『第三期行動計画策定に向けての提言』一九九一年

- ②大阪府女性問題懇話会『女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言』一九九六年

- ③大阪府『男女協働社会の実現をめざす大阪府第三期行動計画(改定) 新女と男のジャンプ・プラン』一九九七年

九 大阪市関連

- ①大阪市婦人問題懇話会『婦人の生涯計画と大阪市の施策につ

いて』一九八一年

- ②大阪市女性問題懇話会『自立と人権尊重に基づく男女共同参画社会をめざして——『第二次大阪市女性施策に関する基本計画』の見直しに向けての提言——』一九九七年

- ③『大阪市男女共同参画プラン(第二次大阪市女性施策に関する基本計画の改定)』一九九八年

一〇 福岡県関連

- ①婦人問題懇話会『婦人の地位向上に関する提言』一九八〇年
- ②婦人問題懇話会『婦人問題懇話会提言——男女共同参画型社会の実現にむけて——』一九九一年

一一 福岡市関連

- ①福岡市婦人問題懇話会『昭和六〇年度福岡市婦人問題懇話会協議のまとめ』一九八六年

一二 北九州市関連

- ①北九州市婦人問題懇話会『婦人問題懇話会中間報告』一九八二年

- ②北九州市女性行政推進会議『男女共同参画社会の実現をめざして——次期「北九州市女性プラン」に対する提言——』一

九九九年

一三 総理府関連

- ① 婦人問題企画推進本部『国内行動計画』一九七七年
- ② 総理府『都道府県及び指定都市における婦人に関する施策の推進状況』一九七七年
- ③ 男女共同参画審議会『男女共同参画社会基本法について』一九九八年

参考文献及び資料（引用文献で挙げたもの及び収

集資料のうちリーフレット等は除く）

一 北海道関連

- ・北海道『北海道女性の自立プラン』一九八七年
- ・北海道女性会議『北海道婦人総合センター（仮称）事業内容について（最終報告）』一九九〇年
- ・北海道『北海道男女共同参画プラン』一九九七年
- ・北海道『男女共同参画リーダー養成事業報告書平成九年』一九九八年
- ・北海道『男女共同参画リーダー養成事業報告書平成一〇年』一九九九年
- ・北海道『男女共同参画プランの推進と平成一一年度の重点事業』

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

項について』一九九九年

・北海道『北海道の女性データで見る男女共同参画』一九九九年

・財団法人北海道女性協会『平成一〇年度事業実績書』一九九九年

・財団法人北海道女性協会『諸規程集』一九九九年

・女のスペースおん『駆け込みシュルター活動報告書』一九九九年

二 札幌市関連

- ・札幌市『札幌市女性のための計画』一九八四年
- ・札幌市女性計画提言委員会『第二次札幌市女性計画への提言（男女の共同参画によって築き上げる社会を目指して）』一九九三年
- ・札幌市『男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画第三次女性計画』一九九四年
- ・札幌市『MESSAGE for MEN』一九九六年
- ・札幌市『札幌市男女共同参画白書』九八・一九九八年
- ・札幌市『男女共同参画ガイド「共に輝き個性を描こう」』一九九八年
- ・札幌市『女性への暴力（夫・恋人からの暴力）』調査研究報

告書』一九九九年

・札幌市女性センター『平成九年度女性活動支援事業報告書』

一九九八年

・札幌市女性センター『平成九年度札幌市女性センター事業報告書』一九九八年

・札幌市女性史研究会編『北の女性史』一九八六年

三 埼玉県関連

・埼玉県婦人問題協議会『婦人の地位向上に関する埼玉県計画試案（答申）』一九七九年

・埼玉県『婦人の地位向上に関する埼玉県計画』一九八〇年

・埼玉県『婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）』一九八四年

・埼玉県婦人問題協議会『男女平等社会の確立をめざして——二一世紀へ向けた婦人施策推進のための提言——』一九八五年

年

・埼玉県『WOMEN'S SAITAMA PLAN——男女平等社会確立のための埼玉県計画』一九八六年

・埼玉県婦人問題協議会『男女の平等・共同参加型社会の確立一九九〇年代の焦点——「男女平等社会確立のための埼玉県計画」の見直しに当たっての意見——』一九八九年

・埼玉県女性問題協議会『男女共同参画による豊かな彩の国づくりをめざして——二〇〇一年彩の国女性行動計画（仮称）への提言——』一九九五年

・埼玉県『二〇〇一彩の国男女共同参画プログラム男女共同参画社会の実現をめざして』一九九五年

・埼玉県『一九九七彩の国の女性』一九九七年

・埼玉県女性のための支援策検討委員会『女性のための支援策検討委員会報告書——埼玉県の女性センターのあり方について——』一九九七年

・埼玉県『埼玉県市町村女性行政研究会平成八年度報告書』一九九七年

・埼玉県『埼玉県市町村女性行政研究会平成九年度報告書』一九九八年

・埼玉県『埼玉県女性センター（仮称）基本構想——地域から男女共同参画社会を実現する女性センターをめざして——』一九九八年

・埼玉県『男女共同参画推進条例（仮称）検討調査報告書』一九九八年

・埼玉県『男女共同参画推進条例（仮称）に関する県民意見交換会報告書』一九九八年

・埼玉県『埼玉県市町村女性行政研究会平成一〇年度報告書』

一九九九年

- ・埼玉県『男女共同参画推進条例（仮称）に関するアンケート調査報告書』一九九九年

- ・埼玉県男女共同参画推進条例（仮称）検討委員会『埼玉県男女共同参画推進条例（仮称）論点整理』一九九九年

- ・埼玉県『国際女性フォーラムiin彩の国報告書』一九九九年

- ・埼玉県『統計にみる埼玉の女性平成一〇年度版』一九九九年

- ・埼玉県『二〇〇一彩の国男女共同参画プログラム事業概要平成一一年版』一九九九年

- ・埼玉県女性問題協議会『埼玉県男女共同参画推進条例について』一九九九年

四 東京都関連

- ・東京都婦人関係施策研究会『東京都における婦人関係施策の課題と施策の体系について（中間報告）』一九九七年

- ・東京都婦人問題懇話会『国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的考え方』一九七六年

- ・東京都婦人問題会議『東京都行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向について（東京都婦人問題会議中間報告）』一九七八年

- ・東京都婦人問題会議『東京都行動計画策定にあたっての基本

自治体女性行政の比較研究（太西・江橋）

的な考え方と施策の方向について（東京都婦人問題会議答申）一九七八年

- ・東京都婦人問題協議会『国連婦人の一〇年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について（東京都婦人問題協議会中間報告）一九八二年

- ・東京都婦人問題協議会『国連婦人の一〇年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について（東京都婦人問題協議会最終報告）一九八二年

- ・東京都婦人問題協議会『男女平等都政のすすめ方——男女平等の社会的風土づくり——』一九八五年

- ・東京都婦人問題協議会『男女平等都政のすすめ方——二二世紀へ向けての新たな展開——』一九八七年

- ・東京都婦人問題協議会『東京ウィメンズプラザ（仮称）の基本構想』一九八八年

- ・東京都婦人問題協議会『二二世紀へ向け男女平等の実現をめざして——その課題と基本的考え方——』一九八九年

- ・東京都女性問題協議会『二二世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について——すべての分野への女性の参画——』一九九〇年

- ・東京都『女性問題解決のための東京都行動計画二二世紀へ男女平等推進とうきょうプラン』一九九一年

- ・東京都女性問題協議会『男女平等の社会的風土づくり——二世紀への旅立ち——』一九九三年
 - ・東京都『地域団体における男女の共同参加状況調査』一九九六年
 - ・東京都『GENDER EQUALITY 平成八年度東京都男女平等推進視察団報告書』一九九七年
 - ・東京都女性問題協議会報告書『男女が平等に参画するまち東京』一九九七年
 - ・東京都『女性に対する暴力』調査報告書一九九八年
 - ・財団法人東京女性財団『ジェンダーチェック地域・社会生活編』一九九六年
 - ・財団法人東京女性財団『ジェンダー・フリーな教育のために第二章女性問題研修プログラム開発報告書』一九九六年
- 五 神奈川県
- ・神奈川県『新かながわ女性プラン（改定実施計画）』一九九一年
 - ・神奈川県『男女平等に関する職員調査報告書』一九九四年
 - ・神奈川県『男女共同社会に関するアンケート調査』一九九五年
 - ・神奈川県／県・市町村女性行政連絡会『はじめて女性行政を担当するあなたに』一九九四年
 - ・神奈川県／県・市町村女性行政連絡会『行政刊行物を作成するにあたって』一九九六年
 - ・神奈川県『女性施策の概要平成一〇年度執行計画及び平成九年度実績報告』一九九八年
 - ・神奈川県『かながわの女性平成九年度版』一九九八年
 - ・神奈川県『県職員用男女共同参画研修資料』一九九九年
 - ・神奈川県『神奈川県男女平等に関する職員調査報告書』一九九九年
 - ・神奈川県労働部労政課『神奈川県雇用平等プログラム』一九九九年
 - ・神奈川県『女性施策の概要平成一一年度執行計画平成一〇年度実績報告』一九九九年
 - ・神奈川県女性への暴力総合対策検討会『夫やパートナーからの女性に対する暴力に対する総合的対策の推進について』一九九九年
 - ・神奈川県立かながわ女性センター『女性情報海外ネットワーク整備検討委員会報告書』一九九二年
 - ・神奈川県立かながわ女性センター『かながわ女性センター調査研究機能検討委員会報告書』一九九三年
 - ・かながわ女性問題ネットワーク検討委員会『かながわ女性問

題ネットワークのあり方について」一九九四年

・かながわ女性問題ネットワーク検討委員会『かながわ女性問題ネットワークのあり方について平成六年度』一九九五年

・神奈川県立かながわ女性センター『セクシュアル・ハラスメント調査研究報告書』一九九八年

・神奈川県立かながわ女性センター『セクシュアル・ハラスメント事例収集結果報告書——職場・学校・地域の事例にみる実態——』一九九八年

・神奈川県立かながわ女性センター『セクハラ防止ハンドブック』一九九八年

・神奈川県立かながわ女性センター『ともに・つくる・あした平成一一年度事業概要』一九九九年

・かながわ女性会議『五年のあゆみ一九八二・五—一九八七・三』一九八七年

・かながわ女性会議『自立・参画・共生への道程——かながわ女性会議、八七、九一』一九九二年

六 横浜市関連

・横浜市婦人問題懇話会『提言』一九八三年

・横浜市『横浜市の婦人に関する施策一九八三』一九八四年

・横浜市『資料集目である婦人問題』一九八四年

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

・横浜市『よこはま女性計画——男女の共同参加社会をめざすネットワーキング——』一九八五年

・よこはま女性フェスティバル実行委員会『よこはま女性フェスティバル』一九八五年

・横浜市女性センター基本構想委員会『横浜市女性センター（仮称）基本構想』一九八五年

・横浜市『よこはま女性計画推進状況一覽表昭和六〇年度の方
向』一九八六年

・横浜市『よこはま女性計画推進状況一覽表昭和六一年度の方
向』一九八六年

・横浜市『よこはま女性計画推進状況一覽表昭和六二年度の方
向』一九八七年

・横浜市『よこはま女性計画推進状況一覽表昭和六三年度の方
向』一九八八年

・横浜市『横浜の女性資料集目である女性問題』一九八九年

・横浜市婦人問題協議会『第二次よこはま女性計画への提言』一九八九年

・横浜市『第二次よこはま女性計画一九九〇—一九九四』一九八九年

・横浜市『男女平等を推進するための、行政広報等作成に関する留意事項』一九九一年

法政志林 第九十八巻 第三号

二〇〇

- ・横浜市『第二次よこはま女性計画推進状況一覧表平成三年度の方向』一九九一年
- ・横浜市『女性問題学習ガイドしなやかに個性』一九九二年
- ・横浜市『第二次よこはま女性計画推進状況一覧表平成四年度の方向』一九九二年
- ・横浜市『男女の役割分業と家庭に関するアンケート調査調査結果』一九九三年
- ・横浜市『第三次よこはま女性計画推進状況一覧表平成五年度の方向』一九九三年
- ・横浜市男女平等社会推進協議会『男女の性を越えて未来をつくる「男女平等社会よこはま」の実現に向けて』一九九三年
- ・横浜市『資料集横浜の女性一九九三』一九九三年
- ・横浜市『ゆめはま男女共同参画プラン第三次よこはま女性計画』一九九五年
- ・横浜市『ゆめはま男女共同参画プラン第三次よこはま女性計画ダイジェスト版』一九九五年
- ・横浜市『資料集横浜の女性一九九七』一九九七年
- ・横浜市男女平等社会推進協議会『私たちが拓く新世紀への提言——個性が尊重される男女平等・自立社会の実現にむけて——』一九九八年
- ・横浜市『横浜市人権施策基本指針』一九九八年
- ・横浜市『ゆめはま男女共同参画プラン』一九九九年
- ・横浜市『第三次よこはま女性計画（ゆめはま男女共同参画プラン）推進結果報告書平成六〜一〇年度』一九九九年
- ・財団法人横浜市女性協会・横浜市編『一九九五北京第四回世界女性会議市民派遣報告書』一九九六年
- ・財団法人横浜市女性協会『一九九七年度事業報告書』一九九八年
- ・財団法人横浜市女性協会『一九九八年度事業報告書』一九九九年
- 七 川崎市関連
 - ・川崎市婦人問題懇話会『婦人問題解決のための基本的な考え方——提言』一九八三年
 - ・川崎市『川崎市男女共同社会をめざす計画』一九八五年
 - ・川崎市『川崎市民の婦人問題に関する意識川崎市の婦人についての第三次アンケート結果報告書』一九八五年
 - ・川崎市『男女雇用機会均等法及び改正労働基本法に対する企業の対応状況調査』一九八七年
 - ・川崎市女性問題推進協議会『川崎市男女共同社会をめざす計画』の昭和六三年度事業について』一九八七年
 - ・川崎市女性問題推進協議会『川崎市男女共同社会をめざす

- 計画」の実施と今後の方向について」一九八七年
- ・川崎市『川崎市男女共同社会をめざす計画第二期実施計画（昭和六三年度～六五年度）』一九八八年
- ・川崎市女性問題推進協議会『審議会等委員への女性の参加促進について（提言）』一九八九年
- ・川崎市『川崎市民の女性問題に関する意識』一九八九年
- ・川崎市女性行政推進協議会『川崎市男女共同社会をめざす計画』第三期実施計画について』一九九〇年
- ・川崎市『川崎市男女共同社会をめざす計画第三期実施計画（平成三年度～五年度）』一九九一年
- ・川崎市『データにみる川崎の女性』一九九一年
- ・川崎市『共働き家庭等の生活と意識についての調査』一九九二年
- ・川崎市女性センター建設構想委員会（仮称）川崎市女性センターの基本構想について——建設に向けての提言』一九九二年
- ・川崎市女性行政推進協議会『川崎市男女共同社会をめざす計画』の見直しについて（提言）』一九九二年
- ・川崎市『かわさき女と男のフォーラム、九三報告集』一九九四年
- ・川崎市『川崎市民女性海外派遣研修報告書平成五年度』一九九四年
- ・川崎市『川崎市民女性海外派遣研修報告書平成五年度』一九九四年
- ・川崎市『みんなでつくりあう共に生きる豊かなまちづくり』一九九四年
- ・川崎市女性行政推進協議会『川崎市男女共同社会をめざす計画』第三期実施計画の評価について（報告並びに提言）』一九九四年
- ・川崎市男女平等推進協議会『審議会等委員への女性の参加促進について』一九九五年
- ・C R C 総合研究所『川崎市女性情報システム基本構想』一九九五年
- ・川崎市『かわさき女と男のフォーラム、九四報告集』一九九五年
- ・川崎市『かわさき女と男のフォーラム、九五報告集』一九九六年
- ・川崎市男女平等推進協議会『川崎市男女平等オンブドゥーの設置』に向けての提言』一九九六年
- ・川崎市男女平等推進協議会『かわさき男女平等推進プランの第一期実施計画の見直しと第二期実施計画の策定について』一九九七年
- ・川崎市『川崎市新女性計画かわさき男女平等推進プラン第二期実施計画』一九九八年

- ・川崎市男女平等推進協議会『かわさき男女平等推進プラン第二期実施計画進捗状況調査』一九九九年
- ・川崎市『かわさき男女平等推進プラン第二期実施計画進捗状況調査一九九九年(平成一一)年度新規・拡充計画事業』一九九九年
- ・川崎市『平成一〇年度川崎市女性問題調査・研究報告書』一九九九年
- ・川崎市男女平等推進協議会『男女平等社会の実現に向けた条例の基本的な考え方について』二〇〇〇年
- ・川崎市『川崎市男女共同参画センター・すくらむ二一バンフレット』一九九九年
- ・川崎の男女共同社会をすすめる会『すすめる会のあゆみ』一九九六年

八 京都府関連

- ・京都府婦人問題検討会議『男女共同参加の二一世紀社会をめざす京都府行動計画に関する提言』一九八八年
- ・京都府『KYOのあけぼのプラン男女平等と共同参加の二一世紀社会をめざす京都府行動計画』一九八九年
- ・京都府女性政策推進専門家会議『KYOのあけぼのプラン改定についての提言』一九九四年

九 京都市関連

- ・京都府『KYOのあけぼのプラン(改訂版) 男女平等と共同参加の二一世紀社会をめざす京都府行動計画』一九九六年
- ・京都府『行政刊行物作成のための表現の手引き』一九九九年
- ・京都府『男女共同参画社会に関する府民意識調査報告書』一九九九年
- ・京都府『京の女性史』一九九五年
- ・京都府女性総合センター『総合バンフレット』
- ・京都府女性総合センター『女性総合センターの概要』
- ・京都府女性総合センター『相談室バンフレット』
- ・京都府女性総合センター『図書資料室バンフレット』
- ・京都府民総合交流プラザ『事業バンフレット』
- ・京都府女性就業サービスセンター『事業バンフレット』
- ・京都市『婦人問題解決のための京都市行動計画試案』一九八二年
- ・京都市『婦人問題解決のための京都市行動計画』一九八二年
- ・京都市『第二次女性行動計画への市民意見集』一九九一年
- ・京都市婦人問題懇話会『第二次京都市女性行動計画への提言ダイジェスト版』一九九一年
- ・京都市『第二次京都市女性行動計画』一九九二年

- ・京都市・財団法人京都市女性協会『男女共同参画社会に関するアンケート調査報告書』一九九六年
- ・京都市『第二次京都市女性行動計画（改訂版）男女が共に自立、参画、創造する都市・京都プラン』一九九七年
- ・京都市『第二次京都市女性行動計画（改訂版）推進事業報告書平成九年度』一九九九年
- ・財団法人京都市女性協会『京都市女性総合センター総合パンフレット』
- ・財団法人京都市女性協会『京都市女性総合センター——相談パンフレット』
- ・財団法人京都市女性協会『事業概要（平成六年度—平成八年度）』一九九七年
- ・財団法人京都市女性協会『事業概要（平成九年度）』一九九八年
- ・財団法人京都市女性協会『京都市女性の労働に関する市民意識調査報告書』一九九八年
- ・京都市女性協会『京都市女性大学第三期生研究レポート集』一九九八年
- ・財団法人京都市女性協会『セクシュアルハラスメント防止マニュアル』一九九九年
- ・財団法人京都市女性協会『京都市女性大学パンフレット』

自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

- ・財団法人京都婦人のあゆみ研究会『京都の女性のあゆみ第二編（一九七五—一九九五）』一九九六年

一〇 大阪府関連

- ・大阪府婦人問題推進会議『女性の地位向上に関する提言』一九九九年
- ・大阪府『女性の自立と参加を進める大阪府行動計画』一九八一年
- ・大阪府『二一世紀をめざす大阪府女性プラン——女性の地位向上のための大阪府第二期行動計画——』一九八六年
- ・大阪府『婦人総合センター（仮称）基本構想』一九八七年
- ・大阪府『大阪府女性プラン関連施策推進状況昭和六二年度』一九八八年
- ・大阪府『大阪府女性プラン関連施策推進状況昭和六三年度』一九八九年
- ・大阪府『男女協働社会の実現をめざす大阪府第三期行動計画女と男のジャンプ・プラン』一九九一年
- ・大阪府『男女協働社会の実現をめざす府民意識調査報告書』一九九五年
- ・大阪府『女と男のジャンプ・プラン事業実施計画平成七年度』一九九五年

- ・大阪府『女と男のジャンプ・プラン事業実績報告平成八年度』一九九六年
- ・大阪府『いまだきの女と男とおおさかの女性データーブック一九九六』一九九七年
- ・大阪府『新女と男のジャンプ・プラン平成一一年度事業実施計画平成一〇年度事業実績報告』一九九九年
- ・大阪府『男女平等に関する職員意識調査報告書』一九九九年
- ・大阪府労働部『大阪府女性労働対策推進計画平成一〇年度』一九九八年
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『インターンシップ実習生募集ガイド』一九九八年
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『事業体系平成一一年度』一九九九年
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『88 Year's Report』一九九九年
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『外国語相談パンフレット(ハングル、英語、中国語)』
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『情報ライブラリーパンフレット』
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『ドーンセンターフェスティバルパンフレット』
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『フィットネスパンフレット』
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『視聴覚スタジオパンフレット』
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『ドーンセンター総合パンフレット』
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『DAWN』一九九八年
- ・財団法人大阪府男女協働社会づくり財団『DAWN』一九九九年
- 一一 大阪市関連
 - ・大阪市婦人問題対策推進協議会『婦人の一〇年』の基本的考え方』一九七八年
 - ・大阪市婦人問題懇話会『婦人の生涯計画と大阪市の施策について——若年期・中年期の課題——』一九七九年
 - ・大阪市『男女平等社会をめざして大阪市婦人施策に関する基本計画』一九八三年
 - ・大阪市婦人問題懇話会『一二世紀をめざして——大阪市婦人施策のあり方』一九八六年
 - ・大阪市女性いきいきセンター(仮称)構想委員会『女性いき

いきセンター（仮称）計画についての基本的な考え方』一九八九年

・大阪市『大阪市婦人施策に関する基本計画』一九九〇年

・大阪市『男女平等社会の実現をめざして一九八三—一九九二

『大阪市婦人施策に関する基本計画あゆみとこれから』一九九二年

・大阪市女性問題懇話会『真に豊かな男女共生社会を目指して第二次大阪市女性施策に関する基本計画への提言』一九九二年

・西澤由美子『大阪市における女性施策の現状と課題』市政研究二二二号一九九六年

・大阪市女性施策推進協議会『男女共同参画をめざす表現ガイドライン』一九九九年

・財団法人大阪市女性協会『クレオ大阪各館ご利用案内』

・財団法人大阪市女性協会『メディアウオッチパンフレット』

・財団法人大阪市女性協会『おとぎ話の中のジェンダーパンフレット』

・財団法人大阪市女性協会『子どもたちは今——ジェンダーにとわれない子育て』一九九九年

・財団法人大阪市女性協会『北京行動綱領を読む』一九九七年

・財団法人大阪市女性協会『セクシュアルハラスメントを考え

る』一九九九年

・財団法人大阪市女性協会『女と男の二一世紀へ女性問題データブック』一九九八年

・財団法人大阪市女性協会『女性の二〇年——資料集』一九九七年

・財団法人大阪市女性協会『ジェンダーチェックPARTY』

・財団法人大阪市女性協会『シアタークレオエピソード九』

・財団法人大阪市女性協会『大阪市女性協会五周年記念誌』一九九七年

・財団法人大阪市女性協会『事業のあらまし一九九八年度』一九九九年

二 福岡県関連

・福岡県『婦人問題解決のための福岡県行動計画』一九八〇年

・福岡県『婦人問題解決のための福岡県行動計画（改訂版）』一九八二年

・福岡県婦人問題懇話会『婦人の地位向上に関する提言——新

福岡県行動計画策定へ向けて——』一九八五年

・福岡県『婦人問題解決のための福岡県行動計画——男女共同社会へのしあわせプラン——』一九八六年

・福岡県『福岡県女性総合センター等基本計画』一九九二年

法室志林 第九十八卷 第三号

二〇六

- ・福岡県女性政策懇話会『女性政策懇話会提言——行動計画策定に向けて——』一九九五年
 - ・福岡県『福岡県男女共同参画プラン（第三次行動計画）』一九九六年
 - ・福岡県『福岡県男女共同参画プラン（第三次行動計画）平成一〇年度実施細目』一九九八年
 - ・福岡県『九八日韓女性フォーラム報告書』一九九九年
 - ・福岡県『女性副知事サミットパンフレット』一九九九年
 - ・財団法人福岡県女性財団『あすばるライブラリーパンフレット』
 - ・財団法人福岡県女性財団『相談室パンフレット』
 - ・財団法人福岡県女性財団『あすばる調査研究報告書・地域からの女性の経済的エンパワーメント』一九九六年
 - ・財団法人福岡県女性財団『あすばる調査研究報告書・農家の家族経営協定とジェンダー』一九九七年
 - ・財団法人福岡県女性財団『平成九年度あすばる調査研究支援報告書』一九九八年
 - ・財団法人福岡県女性財団『あすばるハンドブック』一九九八年
 - ・財団法人福岡県女性財団『あすばる調査研究報告書・兼業農林漁家女性の経済的自立とまちづくりへの参画』一九九九年
 - ・財団法人福岡県女性財団『あすばる調査研究報告書・女性起業の拡大とネットワーク化に関する研究』一九九八年
 - ・財団法人福岡県女性財団『平成一〇年度あすばる調査研究支援報告書』一九九九年
 - ・財団法人福岡県女性財団『あすばるブックレット主婦の未来』一九九九年
 - ・財団法人福岡県女性財団『あすばるブックレット自分でできるカウセリング』一九九九年
- 一三 福岡市関連
- ・福岡市婦人問題懇話会報告『——昭和五五年度協議のまとめ——』一九八一年
 - ・福岡市『昭和五六年度福岡市婦人に関する施策の概要』一九八二年
 - ・福岡市婦人問題懇話会『報告——昭和五七年度協議のまとめ——』一九八三年
 - ・福岡市婦人問題懇話会『報告——昭和五八年度協議のまとめ——』一九八四年
 - ・福岡市婦人問題懇話会『報告——昭和五九年度協議のまとめ——』一九八五年
 - ・福岡市婦人問題懇話会『昭和六〇年度福岡市婦人問題懇話会

協議のまとめ』一九八六年

・福岡市『福岡市女性センター基本構想』一九八六年

・福岡市婦人問題懇話会『昭和六一年度婦人問題懇話会提言』

一九八七年

・福岡市婦人問題懇話会『昭和六二年年度婦人問題懇話会意見

——『福岡市婦人総合計画（仮称）』策定に向けて——』一

九八八年

・福岡市『ふくおか女性プラン——二二世紀へのはばたき

——』一九八九年

・福岡市女性の地位向上推進懇話会『提言——審議会委員への

女性の登用促進について——』一九九〇年

・福岡市市民局女性部編『現代女性図鑑』海鳥社一九九三年

・福岡市女性の地位向上推進懇話会『第二次ふくおか女性プラ

ンへの提言』一九九四年

・福岡市『ふくおか男女共同参画プラン』一九九五年

・福岡市男女共同参画推進懇話会『提言書』一九九六年

・福岡市『福岡市女性問題基本調査報告書』一九九八年

・福岡市『ふくおか男女共同参画プラン推進概要平成九年度実

績、一〇年度計画』一九九八年

・福岡市『福岡市女性協議会活動の手引き』一九九八年

・福岡市『ふくおか男女共同参画プラン推進概要平成一〇年度

自治体女性行政の比較研究（太西・江崎）

事業実績』一九九九年

・財団法人福岡市女性協会編『ふくおか女性物語、九八現代女

性図鑑』一九九八年

・財団法人福岡市女性協会編『ふくおか国際女性フォーラム

・九八』一九九九年

・財団法人福岡市女性協会『事業概要平成一〇年度』一九九

年

・財団法人福岡市女性協会『福岡市女性センターアミカスイン

フォーメーション』

・財団法人福岡市女性協会『福岡市女性センターアミカス相談

室パンフレット』

・財団法人福岡市女性協会『福岡市女性センターアミカス女性

の起業相談会パンフレット』

・財団法人福岡市女性協会『一九九八年度市民グループ調査研

究支援事業報告書・福岡に住むアジアの女性たちは、今』一

九九九年

・財団法人福岡市女性協会『一九九九年度市民グループ調査研

究支援事業・家族でも見過ごせないこと』一九九九年

一四 北九州市関連

・北九州市婦人問題懇話会『婦人問題懇談会報告』一九八二年

- ・北九州市「婦人問題推進会議両性の共同参画型社会の形成のために——北九州市婦人問題推進会議意見——」一九八九年
- ・北九州市「北九州市女性プラン男と女が共に参加し共につくる社会を目指して」一九九〇年
- ・北九州市「北九州市女性プラン男と女が共に参加し共につくる社会を目指してダイジェスト版」一九九〇年
- ・北九州市女性行政推進会議「北九州市総合女性センター（仮称）の設置にむけての提言」一九九一年
- ・北九州市「北九州市総合女性センター（仮称）の設置に関する意識調査」一九九二年
- ・北九州市女性行政推進会議「男女共同参画型社会の形成をめざして北九州市女性行政推進会議意見」一九九三年
- ・北九州市「北九州の女性」一九九三年
- ・北九州市女性行政推進会議「男女共同参画型社会の形成をめざして北九州市女性行政推進会議意見」一九九四年
- ・北九州市「北九州市女性プラン（改訂版）」一九九五年
- ・北九州市「北九州市女性プラン（改訂版）ダイジェスト版」一九九五年
- ・北九州市「北九州の女性北九州市女性白書、九七」一九九七年
- ・北九州市「北九州の女性北九州市女性白書、九七ダイジェスト版」一九九七年
- ・北九州市「北九州市女性プラン推進状況——覧表平成九年度の実績と平成一〇年度の方角——」一九九九年
- ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会「女性が働きやすいシステムづくり（地域・家庭編、職場編）報告書」一九九九年
- ・北九州市「北九州市女性プラン推進状況——覧表平成九年度の実績と一〇年度の方角——」一九九九年
- ・北九州市女性行政推進会議「（仮題）男女共同参画社会の実現をめざして（中間報告）」一九九九年
- ・北九州市女性行政推進会議「男女共同参画社会の実現をめざして——次期「北九州市女性プラン」に対する提言——」一九九九年
- ・北九州市「女性が働きやすい職場を実現するために——北九州市職員のための男女共同参画手引書——」一九九九年
- ・北九州市職員広報ひびき（男性職員の意識調査）一九九五年一二月
- ・北九州市職員広報ひびき（男性職員の意識調査）一九九七年七月
- ・北九州市市政だより（男性職員の意識調査）一九九八年一二月

- ・北九州市市政だより(男性職員の意識調査) 一九九九年七月
- ・北九州市立女性センター『事業概要平成九年度』一九九九年
- ・北九州市立女性センター『図書情報室パンフレット』
- ・北九州市立女性センター『相談室パンフレット』
- ・北九州市立女性センター『講座案内パンフレット』
- ・北九州市立女性センター『グループ活動室の案内』
- ・北九州市立女性センター『北九州市女性行政の概要(英語版)』
- ・北九州市立女性センター『女性問題調査・研究支援事業報告書平成九年度』一九九八年
- ・北九州市立女性センター『エンパワーメントの女性学第三章記録集』一九九八年
- ・財団法人アジア女性交流研究フォーラム『アジア女性交流研究フォーラムアニュアルレポート一九九七年度』一九九八年
- ・財団法人アジア女性交流研究フォーラム『KFAW annual report 一九九七―一九九八』一九九八年
- ・北九州市立女性センター『女性問題調査・研究支援事業報告書平成一〇年度』一九九九年
- ・北九州市立女性センター『女性問題研修プログラム―企業内研修ガイドブック』一九九九年
- ・北九州市立女性センター『ハーブフェスタ九八報告書』一

自治体女性行政の比較研究(大西・江橋)

- 一九九九年
- ・北九州市立女性センター『女性差別撤廃条約名訳コントロール入選作品集』一九九九年
- ・北九州市立女性センター研究会『女性差別撤廃条約ガイドブック』一九九九年
- ・北九州市立女性センター編『gender論文・実践事例・エッセイ作品集』一九九九年
- 一五 総理府関連
 - ・総理府婦人に関する諸問題調査会議『婦人に関する諸問題の総合調査報告書』一九七四年
 - ・総理府婦人問題企画推進会議『婦人問題企画推進会議中間意見』一九七六年
 - ・総理府婦人問題企画推進会議『婦人問題企画推進会議意見』一九七六年
 - ・総理府『国内行動計画概案』一九七六年
 - ・総理府・婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』前期重点目標 一九七七年
 - ・総理府『都道府県及び指定都市における婦人に関する施策の推進状況』一九七七年
 - ・総理府『事務概要』一九七七年

- ・総理府『婦人の現状と施策概要』一九七八年
- ・総理府婦人問題企画推進会議『国連婦人の十年後半期に向けて』一九八一年
- ・総理府『婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標』一九八一年
- ・総理府『都道府県及び指定都市における婦人に関する施策の推進状況』一九八一年
- ・総理府『事務概要』一九八二年
- ・総理府『都道府県及び指定都市における婦人に関する施策の推進状況』一九八五年
- ・総理府『都道府県及び指定都市における婦人に関する施策の推進状況』一九八八年
- ・総理府『婦人の現状と施策・概要』一九八九年
- ・総理府婦人問題企画推進有識者会議状況改善委員会『地方公共団体における婦人行政の推進について——都道府県と市(区)町村との連携を中心として——』一九九〇年
- ・総理府『西暦二〇〇〇年に向けての新しい国内行動計画(第一次改定)』一九九一年
- ・総理府婦人問題企画推進有識者会議状況改善委員会『地方公共団体における女性問題に関する行政の推進体制について——都道府県・指定都市及び特定市(区)における女性問題に関する行政の推進体制の現状と課題——』一九九三年
- ・総理府婦人問題企画本部機構に関する検討会『今後の婦人問題企画推進本部機構の在り方について』一九九三年
- ・総理府『第四回世界女性会議に向けての日本国政府ナショナル・レポート』一九九四年
- ・総理府『都道府県及び指定都市における女性に関する施策の推進状況』一九九六年
- ・総理府男女共同参画審議会『男女共同参画ビジョン』一九九六年
- ・総理府『男女共同参画二〇〇〇年プラン』一九九六年
- ・総理府『男女共同参画白書——男女共同参画の現状と施策平成一〇年度』一九九八年
- ・総理府男女共同参画審議会『男女共同参画審議会暴力部会中間取りまとめ』一九九八年
- ・総理府男女共同参画審議会基本問題部会『男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理』一九九八年
- ・総理府男女共同参画審議会『女性に対する暴力報告』一九九九年
- ・総理府『男女共同参画白書——男女共同参画の現状と施策平成一一年度』一九九九年
- ・総理府『都道府県及び指定都市における男女共同参画社会の

形成又は女性に関する施策の推進状況」一九九九年

・総理府『男女共同参画社会の実現を目指して——男女共同参画社会基本法のあらまし——』一九九九年

〔その他〕

・井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック第三版』有斐閣一九九九年

・市川喜男『女は元気！北九州市の燦めく一六人』講談社一九九四年

・植野妙実子『憲法の基本人權・平和・男女共生』学陽書房二〇〇〇年

・江橋崇「男女共同参画社会基本法と男女平等推進条例」法学セミナー五二九号一九九九年

・大西祥世「女性行政におけるオンブズパーソン制度」法学セミナー五二九号一九九九年

・大西祥世「女性行政と憲法に関する一考察」法政法学二四号一九九九年

・大脇雅子「国の女性行政」法学セミナー五二九号一九九九年

・戒能民江「男女共同参画基本法総合的政策への足がかり」法学セミナー五四二二〇〇年

・神奈川県立かながわ女性センター編『かながわ女性ジャーナル』自治体女性行政の比較研究（大西・江橋）

ル一一号・一〇周年記念誌』一九九三年

・神奈川県立かながわ女性センター編『かながわ女性ジャーナル一三号・女性政策とジェンダー』一九九五年

・金平輝子編『男女協働社会の創造』ぎょうせい一九九三年

・木佐茂男他編『地方分権の本流へ』日本評論社一九九九年

・共同研究「男女協働社会の形成」チーム編『男女共同参画社会の実現に向けてジェンダーの主流化を』財団法人大阪府市町村振興協会おさか市町村職員研修センター二〇〇〇年

・グループみこし『自治体の女性政策と女性問題講座』学陽書房一九九四年

・グループみこし『フォーラム女性政策と政策・講座・女性センターの近未来を語る』一九九四年

・グループみこし『女性政策「指標」研究女性問題職員研究プログラム』一九九六年

・行動する会記録集編集委員会編『行動する女たちが拓いた道』未来社一九九九年

・国際女性の地位協会編『女性関連法データブック』有斐閣一九九八年

・国際女性の地位協会編『国際女性』一二号一九九八年

・財団法人東京女性財団『都民女性の戦後五〇年』ドメス出版

法学志林 第九十八巻 第三号

二二二

- 一九九七年
- ・財団法人横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル一号』学陽書房一九九五年
- ・財団法人横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル二号』学陽書房一九九六年
- ・財団法人横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル三号』学陽書房一九九七年
- ・財団法人横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル四号』学陽書房一九九八年
- ・財団法人横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル五号』学陽書房一九九九年
- ・財団法人横浜市女性協会編『女性問題キーワード一一』ドメス出版一九九七年
- ・齊藤誠「男女平等基本法」国際女性一二号一九九八年
- ・自治体学会編『自治体の行政技術・年報自治体学第一号』一九八八年
- ・自治体学会編『自治の原点・年報自治体学第二号』一九八九年
- ・自治体学会編『自治の中の女たち・年報自治体学第五号』一九九二年
- ・自治体学会編『分権型社会の行政手法・年報自治体学第八号』一九九五年
- ・自治体学会編『まちづくりを問ひ直す・年報自治体学第九号』一九九六年
- ・自治体学会編『自立する市民と自治体——新しい関係構築のために——年報自治体学第一〇号』一九九七年
- ・自治体学会編『自治体の政策責任・年報自治体学第二二号』一九九九年
- ・篠原一他編『公的オンブズマン』信山社一九九九年
- ・女性とまちづくり研究会訳『女性のための草の根まちづくり』かもがわ出版一九九九年
- ・全国婦人会館協議会『女性関連施設に関する総合調査一分析編』一九九八年
- ・全国婦人会館協議会『女性関連施設に関する総合調査二施設概要編』一九九八年
- ・全国婦人会館協議会『女性関連施設に関する総合調査（学習・研修）事業に関する調査報告書』一九九九年
- ・全国婦人会館協議会『女性関連施設に関する総合調査（学習・研修）事業に関する調査事例集』一九九九年
- ・高橋和之編『現代の法——ジェンダーと法』岩波書店一九九七年
- ・縫田暉子（聞き手）『ナショナル・マシーナリーの幕開き楨

- ・ 本光教元総務庁長官に聞く「女性展望二〇〇〇年二月号
- ・ 縫田曜子（聞き手）「本部機構、総理府に設置久保田真苗初代婦人問題担当室長に聞く」女性展望二〇〇〇年三月号
- ・ 根森健「男女平等条例を創る」国際女性二二号一九九八年
- ・ 橋本ヒロ子「地方自治体における女性政策の評価指標に関する試論——都道府県・指定都市を中心に——」社会情報論叢第二号一九九八年
- ・ 橋本ヒロ子「男女平等基本法と国内本部機構」国際女性二二号一九九八年
- ・ 部落解放研究所編『人権条例とまちづくり』解放出版社一九九八年
- ・ 北京JAC『全国の行政（都道府県・政令指定都市）における男女共同参画社会実現のための取り組み調査報告書』一九九九年
- ・ 山下泰子「男女平等基本法・推進条例」国際女性二二号一九九八年
- ・ 横田耕一「ポジティブ・アクションと女性行政」法学セミナ―五二九号一九九九年
- ・ ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク『男女平等の国際基準報告と資料』一九九八年